

## 平成 29 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の 審議の経過等について（案）

平成 30 年 月 日  
著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関する小委員会

### I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、昨年度における検討（私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元の現状及び「補償すべき範囲」についての整理）に引き続き、特に私的録音に焦点を当てて、クリエーターへの対価還元手段について検討を行った。

### II 検討に当たっての基本的考え方

#### 1. 補償についての基本的考え方

クリエーターへの対価還元手段の検討に当たっては、昨年度における検討を踏まえ、以下を前提に検討を行った。

- ◆ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。<sup>1</sup>
- ◆ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◆ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

<sup>1</sup> 昨年度の検討においては、補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された（このほか、「補償すべき範囲」に関する昨年度の検討の結果については、参考資料 1（10 頁以降）参照）。

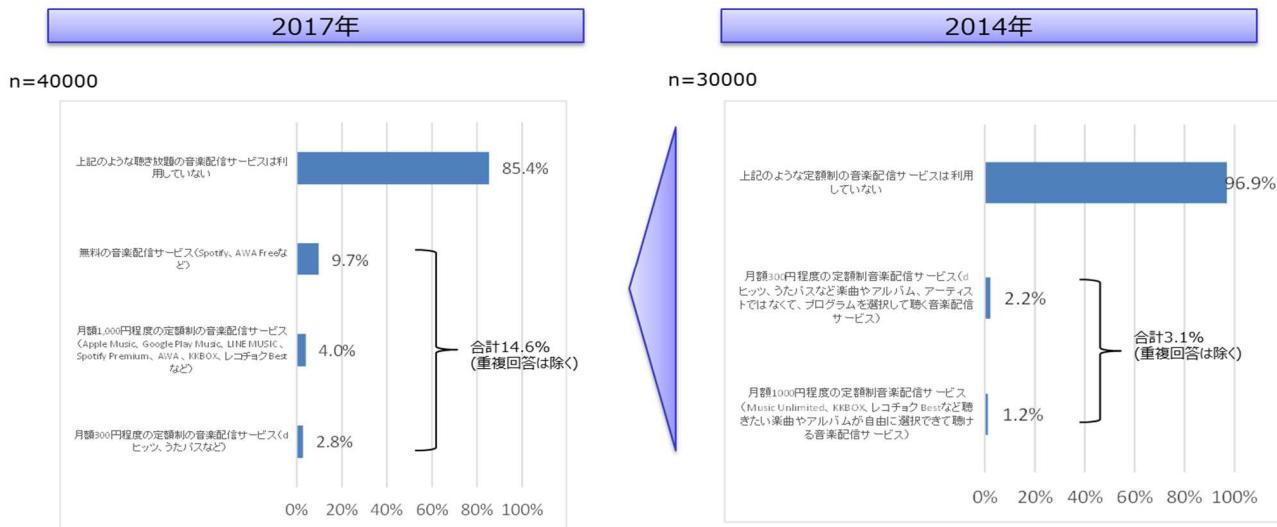
## 2. 私的録音の現状等について

私的録音の実態について、本年度に文化庁が委託調査を実施した。調査結果<sup>2</sup>から見える主な特徴は以下のとおりである。

### <1次調査結果>

(1) 聴き放題の音楽配信サービスの利用者はここ3年間で増加し、3年前は、有料の音楽配信サービスの利用者は全体の3.1%であったが、現在は6.2%であり、無料の音楽配信サービス<sup>3</sup>も含めると14.6%である。(数値は重複回答を除いた割合) [図表1]

図表1 あなたは、聞き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(複数回答)



<sup>2</sup> みずほ情報総研株式会社「平成29年度私的録音に関する実態調査－中間報告－」(以下、「H29調査」という)。母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録音の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した4万人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分・抽出した4千人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。調査では、平成26年(2014年)著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている(なお、ウェブアンケート調査であるため、回答者はパソコンやスマートフォン等の機器の保有者であることが一般に想定される)。今回の調査では、郵送調査は実施していない。

<sup>3</sup> 本年度調査において調査対象とした「無料の音楽配信サービス」は、3年前の調査においては、そもそも回答の選択肢として含まれていなかったため、当該サービスを利用していた場合でも、「上記のような定額制音楽配信サービスは利用していない」とする回答に含まれていた可能性も考えられるとの指摘があった。他方、本年度調査においても、3年前の調査においても、YouTubeのような「無料の動画配信サービス」は直接の調査対象とはされていないが、一般社団法人レコード協会の調査(「2016年度音楽メディアユーザー実態調査」(2017年4月))によれば、最も利用されている音楽聴取手段はYouTubeで、音楽を聴く人の42.7%であるとの紹介があった(なお、2位が「音楽CD(レンタルしたものや家族・友人から借りたものも含む)」で38.4%、3位が「音楽CDからPC・スマホ等にコピーした楽曲ファイル(MP3等)」で27.0%となっている。)。

(2) CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロード（以下、「録音等」という。）を過去1年間に行ったことがある者の割合は40%であり、3年前とほぼ変化はなく、これを年代別にみると、様々な録音等の行為のうち、例えば、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング」等について、これを行ったことがあると回答した者の割合は、若い年代の方が多い傾向が見られる。また、過去1年間に録音等を行ったことがないと回答した者の割合は、年代が上がるほど高い。[図表2]

**図表2 あなたは、過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。（複数回答）**

n=40000

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
いずれも行ったことがない	35.7%	50.7%	58.0%	62.1%	67.4%
音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング	38.7%	31.8%	27.6%	24.9%	20.9%
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード	28.3%	16.5%	12.5%	10.4%	10.9%
有料の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード（1曲ごとに課金されるサービスを想定し、聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。）	12.5%	11.4%	10.4%	8.2%	5.0%
ラジオ放送（AM, FM, インターネット）やテレビ放送の録音	11.6%	7.7%	7.2%	6.7%	7.8%
聴き放題の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード	20.7%	11.0%	7.8%	5.4%	3.8%
スマートフォン用のアプリ（聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。）を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード	22.0%	10.2%	6.3%	4.9%	3.7%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー	6.2%	3.8%	3.7%	2.8%	2.5%
自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスからの音楽データのダウンロード	8.6%	4.3%	3.3%	2.0%	1.5%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービスへのアップロード、転送、同期。	4.9%	2.6%	2.1%	1.2%	0.9%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスへのアップロード	4.6%	2.2%	1.8%	1.1%	0.8%

(3) 過去1年間の録音等経験者が録音に使用した機器等としては、パソコン（CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）については5割、スマートフォン（iOS, Androidなど）については4割のユーザーが録音等で使用し、また、ポータブルオーディオプレーヤー（iPod, ウォークマンなど）もそれに次いで多い（24.1%）。これを年代別にみると、年代が上がるほどパソコン（CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）の使用率が高まり、逆に、若い年代ほどスマートフォン（iOS, Androidなど）の使用率が高い状況が見られる。また、ポータブルオーディオプレーヤー（iPod, ウォークマンなど）の使用率は、各年代で20%を超えており<sup>4</sup>。[図表3-1][図表3-2]

<sup>4</sup> 本設問は、録音等経験者（全体の40%）が回答しているものであるため、録音等を行っていない者も含めた使用率に置き換えると、パソコンは全体の21.4%，スマートフォンは16%，ポータブルオーディオプレーヤーは9.6%となっている。

図表3-1 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答) また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。(単一回答)

n=16019

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	53.5%	38.9%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	40.2%	26.6%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	24.1%	12.4%
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	12.3%	5.4%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	10.1%	4.6%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	9.2%	2.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	5.7%	1.6%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	4.8%	1.8%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	4.2%	1.1%
録音機能付き据置型コンポ	3.9%	1.0%
CD-R/RWレコーダー(据置型)	3.8%	0.8%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	3.6%	0.3%
携帯電話・PHS	3.4%	0.8%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	3.3%	0.4%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	3.1%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	2.3%	0.4%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	1.7%	0.2%
MDレコーダー(据置型)	1.7%	0.2%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	1.6%	0.2%
DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)	1.3%	0.1%
上記以外の機器	0.4%	0.4%

図表3-2 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答)

n=16019

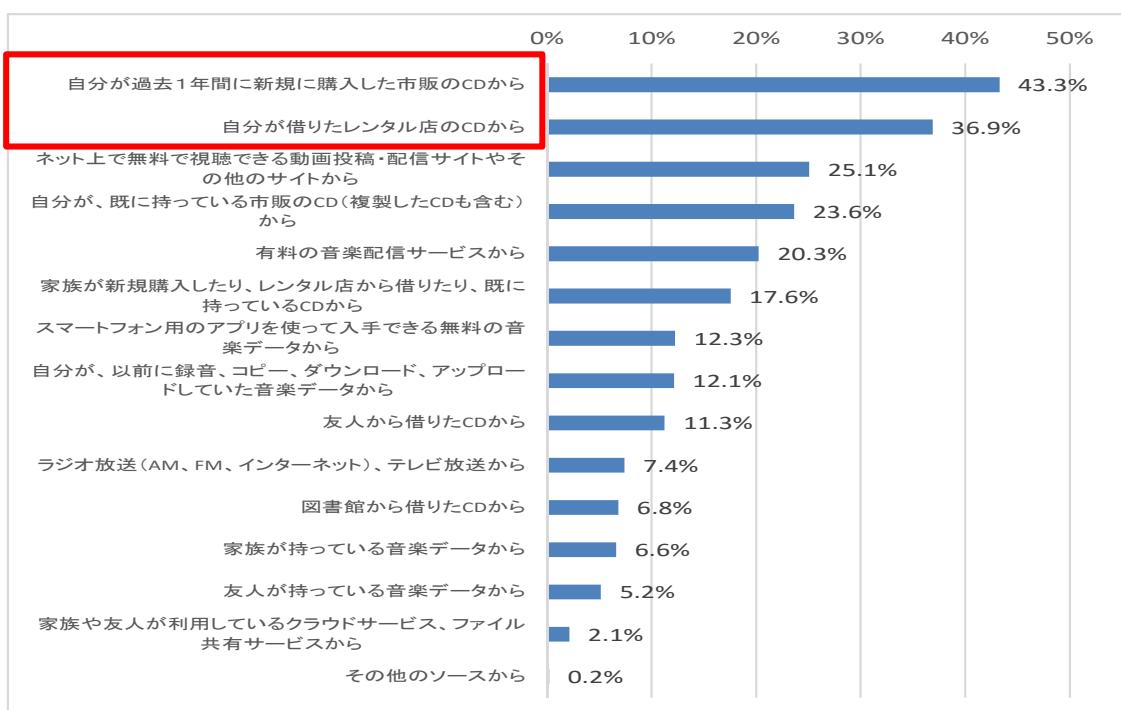
	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	14.7%	12.1%	11.2%	9.5%	13.9%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	31.5%	30.0%	23.6%	21.6%	20.1%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	4.0%	3.8%	3.4%	2.0%	2.8%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	4.0%	3.1%	2.7%	1.4%	1.8%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	2.9%	2.6%	2.1%	0.9%	1.1%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	3.1%	3.8%	3.9%	3.4%	5.3%
録音機能付き据置型コンポ	3.3%	3.3%	3.6%	3.5%	5.0%
MDレコーダー(据置型)	3.1%	2.3%	1.7%	1.1%	1.3%
CD-R/RWレコーダー(据置型)	5.3%	3.4%	3.2%	3.2%	4.3%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	2.8%	1.9%	1.8%	1.1%	1.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	8.1%	6.3%	5.6%	3.9%	5.6%
DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)	2.1%	2.4%	1.7%	0.6%	0.8%
録音機能付きカーオーディオ カーナビ	3.7%	4.1%	5.8%	5.1%	4.9%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	36.4%	44.5%	53.7%	58.4%	61.5%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	12.0%	11.8%	9.5%	9.1%	9.4%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	14.0%	9.0%	8.5%	7.9%	9.0%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	8.1%	5.0%	3.7%	2.0%	1.2%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	12.7%	4.5%	3.6%	1.7%	1.0%
携帯電話・PHS	5.9%	3.8%	2.8%	2.1%	3.4%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	61.5%	46.7%	42.4%	37.4%	29.8%
上記以外の機器	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%

## <2次調査結果<sup>5</sup>>

(4) 過去1年間に録音等を行った音源は多様であるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとする者が多く、上位2位を占めている<sup>6</sup>。他方、過去1年間に実際に録音等を行った対象曲数は、3年前と比べると全体的に減少しており、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」の録音等については、約半数の減少(1か月平均でH26:15.0曲・14.5曲→H29:8.7曲・8.8曲)となる一方、その中にあって、有料の音楽配信サービスからの録音等の対象曲数は、これらの録音等曲数に届かないものの、約1.8倍の増加となっている(1か月平均でH26:4.3曲→H29:7.6曲)。[図表4-1][図表4-2]

図表4-1 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください(複数回答)

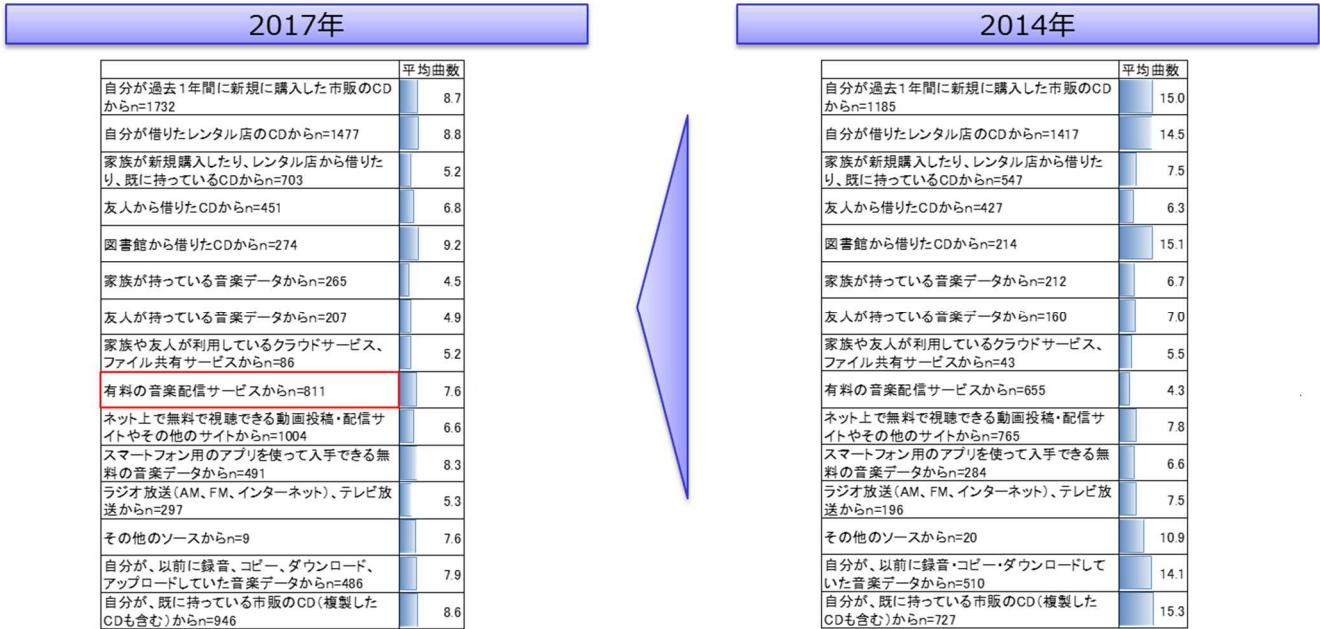
n=4001



<sup>5</sup> 前述注2のとおり、2次調査は、過去1年間にデジタル方式の録音を実施した者（1次調査の回答者全体の40%）を母集団とし、そのうち4千人を対象に実施した。

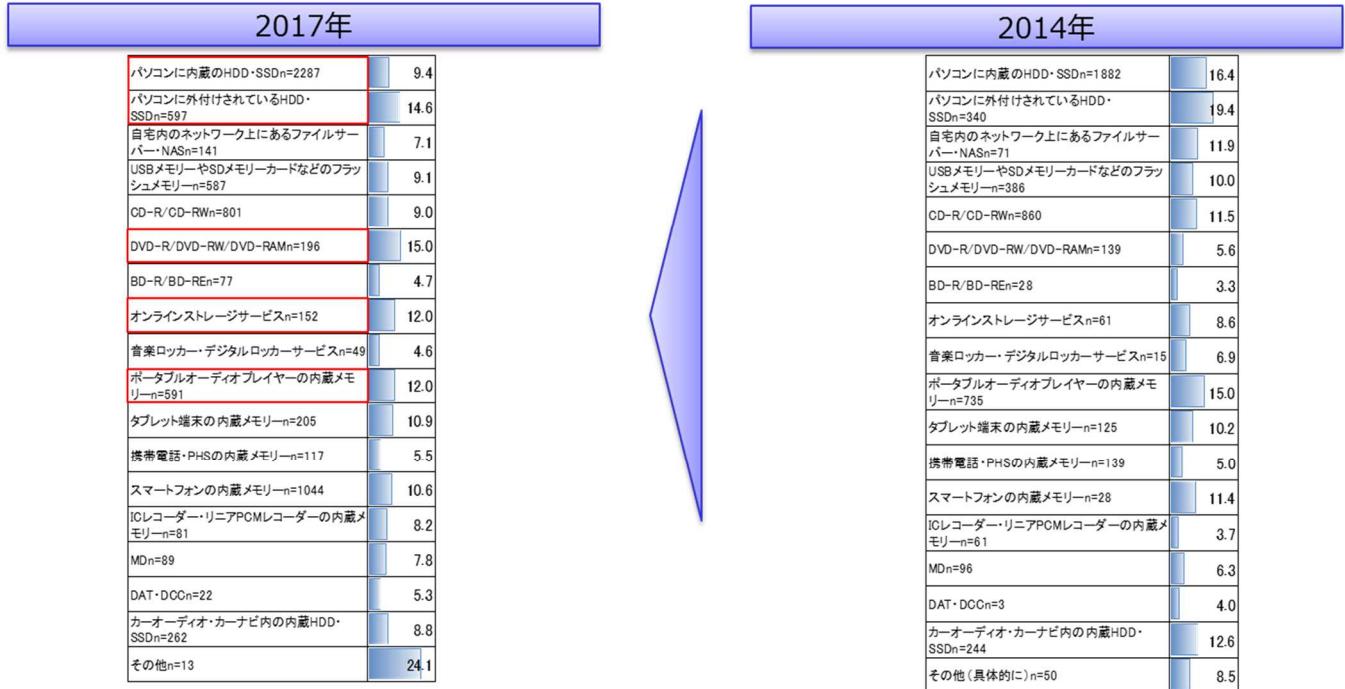
<sup>6</sup> なお、3年前の調査においては、「自分が借りたレンタル店のCDから」が1位(44.3%)、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」が2位(39.0%)であり、本年度においては、1位及び2位の順位が逆転している。

**図表4-2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。(数字記入)**

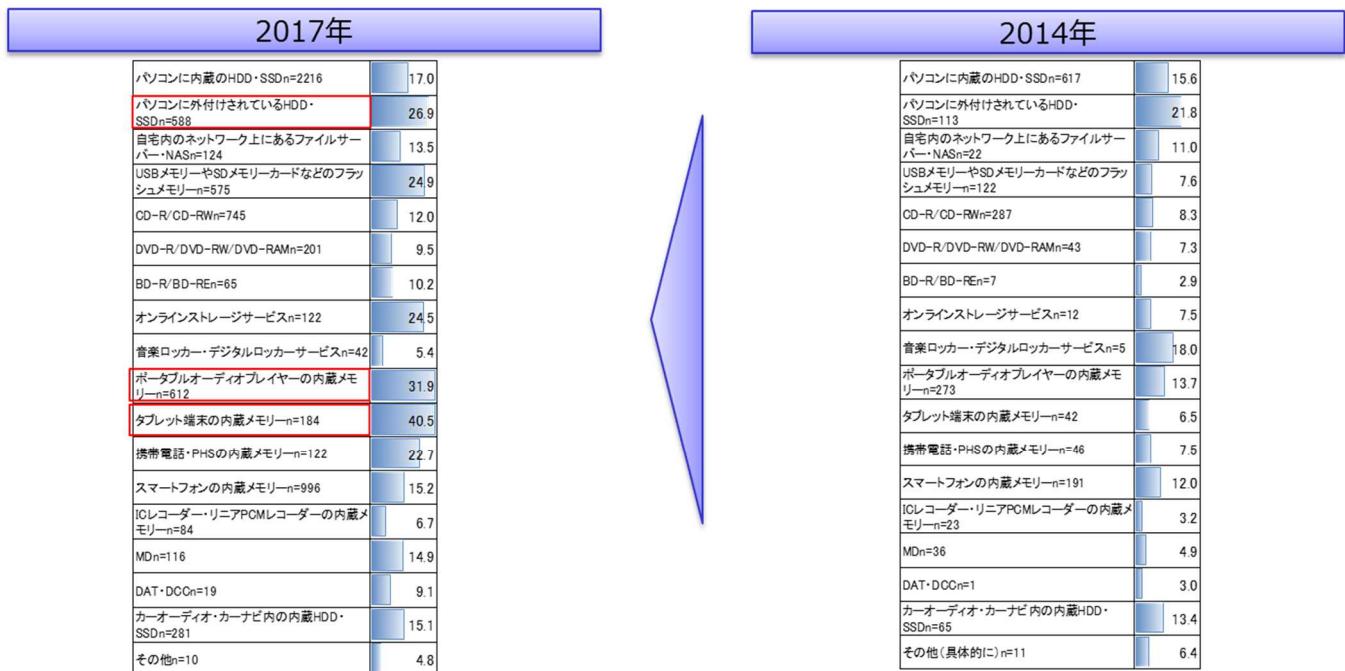


(5) 過去1年間に実際に行った録音等の曲数の総量の変化についてみると、過去1年間に新規に入手した音楽音源を録音等した曲数は、3年前に比べ、録音等を行った各機器・媒体・サービスによって増減は様々である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、録音等を行った各機器・媒体・サービスについて、録音等の曲数は、全般的に増加している。録音等の曲数が多いものは、多い順に、「タブレット端末の内蔵メモリー」、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」、「パソコンに外付けされているHDD・SDD」等となっているが、そのうち、「タブレット端末の内蔵メモリー」への録音曲数は、3年前に比べて6倍に増加している。[図表5-1][図表5-2]

**図表5-1 過去1年間にあなたが録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音, コピー, ダウンロード, アップロードした先の曲数でお答えください。(過去1年間に新規に入手した音楽音源)(数字記入)**

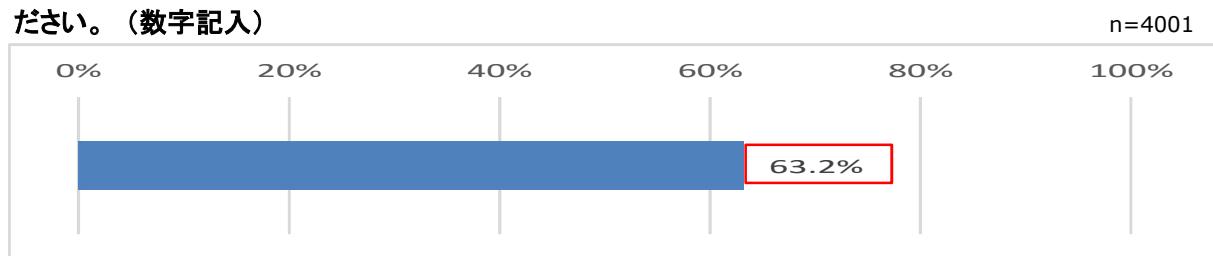


**図表5-2 過去1年間にあなたが録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音, コピー, ダウンロード, アップロードした先の曲数でお答えください。(既に自分で入手していた音楽音源)(数字記入)**



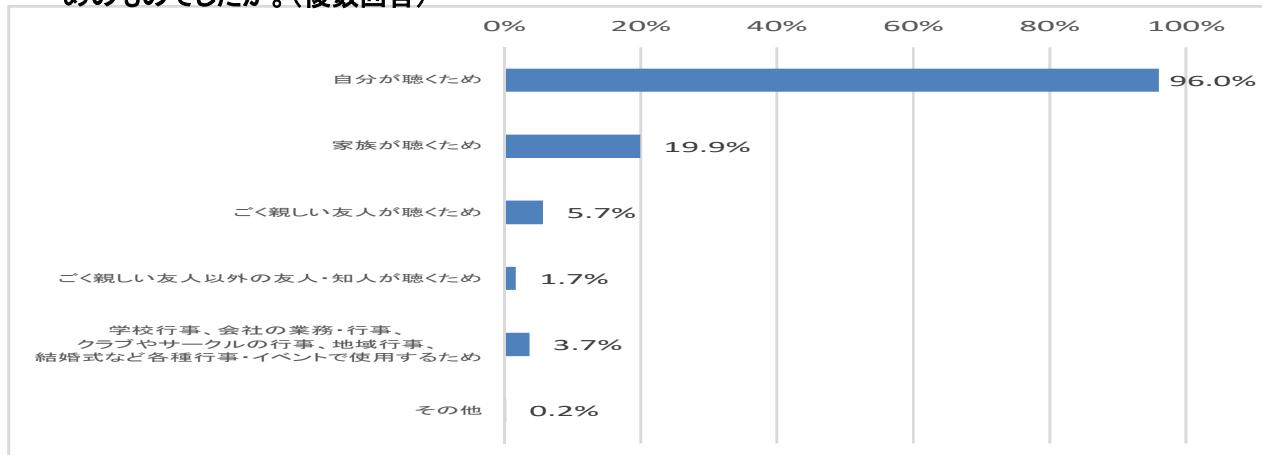
(6) 自分が購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聞くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存<sup>7</sup>する割合は、過去 1 年間に録音等を行った者の 63.2% であった。[図表 6]

**図表6 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聞くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。（数字記入）**



(7) 過去 1 年間に音楽データの録音等を行った者について、その目的としては、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがあると回答した者の割合が最も多い(96.0%)。また、過去 1 年間に、自分自身が聞くために録音等した音楽データを実際に家族や友人にあげたり共有したりした割合は、約 2 割である<sup>8</sup>。なお、共有に利用する機器・記録媒体等としては、光学メディア（CD 系、DVD 系、BD 系など）(55.2%) やフラッシュメモリー（USB メモリー、SD メモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど）(37.9%) が多い。[図表 7-1][図表 7-2]

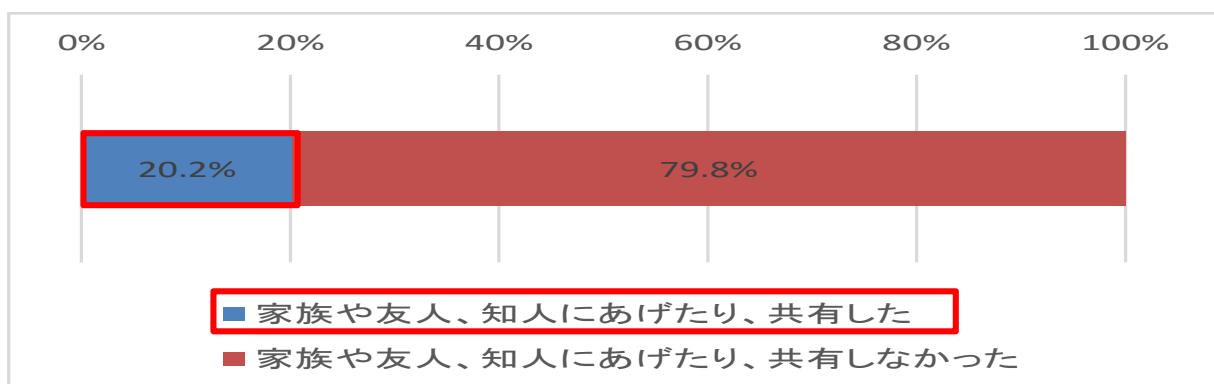
**図表7-1 過去1年間に録音、コピー、ダウンロード、アップロードした音楽データは、誰のため、何のためのものでしたか。（複数回答）**



<sup>7</sup> このような、いわゆるプレイスシフトを目的とした私的録音は、私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであること等について、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」を参照（参考資料 1（13 頁））。

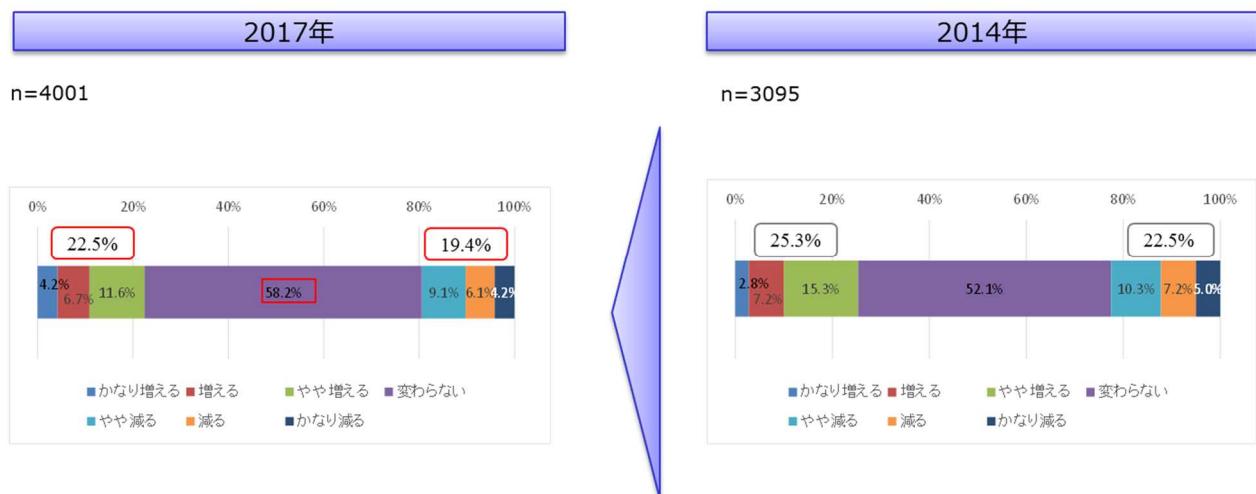
<sup>8</sup> 共有等の割合は、3 年前と比較するとやや減少しており、H26：23.3%→H29：20.2% である。これを、過去 1 年間に録音等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、H26：9.3%→H29：8.1% である。

図表7-2 あなたは、過去1年間に、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(単一回答) n=4001



(8) 今から2～3年後の将来において自分自身が録音等を行う曲数について、過去1年間と比較した増減の予想については、「変わらない」とする回答が最も多く、かつ3年前と比較しても増加している(52.1%→58.2%)。その一方で、「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計がやや減少し(25.3%→22.5%)、「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少している(22.5%→19.4%)。[図表8]

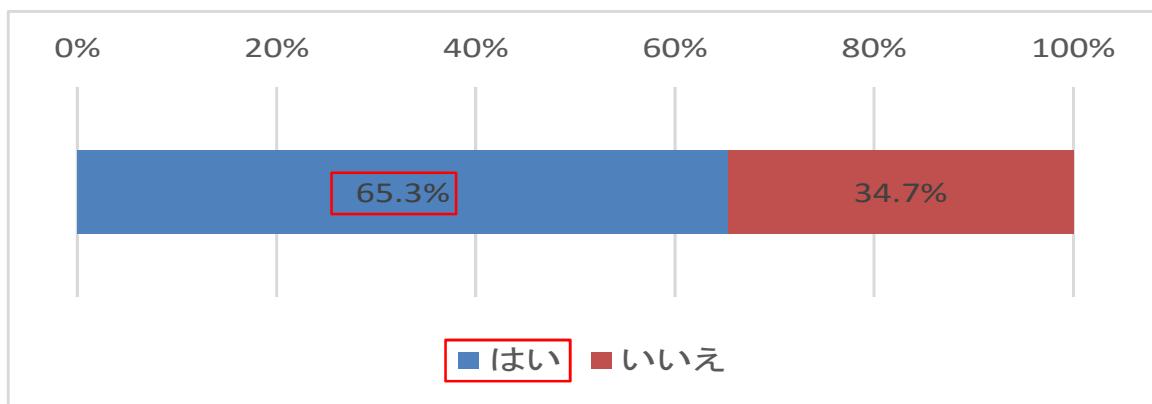
図表8 今から2～3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(単一回答)



(9) 私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要と考えるか尋ねたところ、65.3%が「はい」と回答<sup>9</sup>した。なお、「はい」と回答した者に対し、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいか尋ねたところ、補償金の支払方式としては、「現在の私的録音録画補償金制度」及び「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」について肯定的な回答（「大変好ましい」又は「どちらかといえば好ましい」）をした者は、それぞれ63.1%及び54.1%であった。〔図表9〕

図表9 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。（単一回答）

n=4001



<sup>9</sup> 同調査項目については、補償金の支払いを所与の前提とした内容であり、補償金の支払いを必要とする回答を誘導する間になっているのではないかとする意見も出された。もとより、3年前においては同様の項目についての調査は行われていないものの、約10年前に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「デジタル録音機器の利用実態に関する調査」（平成18年11月）（以下、「H18調査」という。）において、ほぼ同内容で調査が行われている。それによれば、デジタル録音機器を世帯で保有し、かつデジタル録音機器を利用して録音しているユーザーのうち、補償金を支払うことは必要（「はい」）と回答したのは、全体の46.1%（WEB調査）であり、肯定的な回答は5割に満たなかった。ただし、H18調査では「ポータブル（携帯型）オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか」という設問の後に当該設問を置いており、具体的な影響をイメージした上ででの回答が否かという点で異なるので注意が必要であるといった意見や、補償金の支払方式についての設問については、私的録音録画補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて課題があるという意見があることは伝えられておらず、正確な理解の下の回答になっていないのではないか、といった意見もあった。

### **3. 対価還元の手段としての選択肢**

私的複製に係るクリエーターへの対価還元手段として、著作権法は、私的録音録画補償金制度を用意しているが、同制度については、制度制定時とは録音録画の環境が変わったこともあり、制度が有効に機能していないのではないかとの指摘がある。そこで、本小委員会では、クリエーターへの適切な対価還元の手段について、①私的録音録画補償金制度とともに、②契約と技術による対価還元手段、③クリエーター育成基金の三つを選択肢として取り上げ、各手段の強みや課題、留意事項等について検討を進めた。各手段の概要は以下のとおりである。

#### **① 私的録音録画補償金制度**

私的録音録画補償金制度について、私的録音に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて制度の対象とする等の改善を行う。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定管理団体を通じて権利者に分配する<sup>10</sup>。

#### **② 契約と技術による対価還元**

コンテンツの提供価格に私的録音の対価（補償）を上乗せする等、DRMの状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

#### **③ クリエーター育成基金**

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエーターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用する。

---

<sup>10</sup> 私的録音録画補償金制度は、政令で指定される機器や記録媒体を用いてデジタル方式の録音・録画を行う者は、著作権者等に対して補償金を支払わなければならないとする制度である（30条2項、104条の2～104条の10）。補償金制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、主として録音の用に供するものとして、MDやCDの録音機器等が指定されている。補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体に支払われる仕組みとなっている。補償金額は、機器については基準価格（卸売価格）の2%（ただし、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円が上限）、記録媒体については基準価格（卸売価格）の3%であるが、私的録音録画補償金の合計は、平成12年（4,036,256千円）をピークに減少しており、平成27年度は53,584千円である（金額は出荷ベース）。なお、指定管理団体としては、録音については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が指定されている。録画については、一般社団法人私的録画補償金管理協会が指定されていたが、平成27年3月31日に解散した（平成27年度の私的録画補償金徴収額は0円）。

### III 検討結果

私的録音に係る三つの対価還元手段について、それらの関係性も含め、以下のような検討・整理を行った。本年度における検討結果を踏まえながら、引き続き、私的録音に係る対価還元手段について、具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、対価還元手段の在り方について、方向性を示していくことが必要と考えられる。

#### 1. 対価還元手段に関する基本的考え方

##### (1) 私的複製と私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の30条1項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うため、平成4年に導入された制度である。このため、私的複製に係る対価還元手段については、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべきである。著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえ、対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。

私的録音・録画行為は家庭内等で行われるものであるが、ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることは、実際上も困難であり、さらに、権利者が個別にユーザーに報酬を請求することは、徴収のための組織や仕組みにかかる社会的コストやその実効性などの点からも困難である。私的録音録画補償金制度は、このような理解のもとで導入された制度であり、逆に言えば、技術の進展等を踏まえ、契約と技術による対価還元手段によりユーザーの個々の録音・録画行為を直接捕捉できるようになるのであれば、有効な代替手段として、その範囲においては、私的録音録画補償金制度は不要になると言える。ただし、そのような契約と技術による対価還元手段の範囲に関し、ユーザーは、私的領域の録音全てについて個別課金が実現されることを望んでいるわけではないとの意見も示された。

昨年度の本小委員会「審議の経過等について」において整理・確認したとおり、消費者が音楽コンテンツ入手する主な流通形態としては、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つがあり、特に、複製を伴うダウンロード型音楽配信において、多くの配信事業者は、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。もとより、この場合の複製の対価は契約に含まれているところであるが、マルチデバイス・ダウンロードに係る権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、及び消費者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製までであって、ダウンロード後に生じる

消費者の私的録音は、30条1項の私的複製に該当するものとして、契約には含まれていない<sup>11</sup>。

## (2) 私的複製の実態

私的複製に係る権利者への補償の必要性については、著作権が準物権的な権利であり、その権利制限によって、私的複製による法的不利益が権利者に生じている一方、実際にどの程度、その不利益について補償すべきかについては、多様な意見がありうるところである。30条1項の私的複製についても、特に音楽配信の分野においては、定額聴き放題の音楽配信サービス等を利用する者が増加している中で、コピーを行う行為自体少なくなっており、私的複製の量は減ってきていているのではないかとの意見も出された。また、音楽CDの売り上げについても、ランキング上位のものは特典付きであって、音楽CDからの録音等は減少しているとの意見もあった。そこで、現在の私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル方式の私的複製について、その量はどのように変化しているのか、また、その増減は今後どのようにしていくと考えられるのかといったことが注目される。

この点、現時点の録音等の状況については、実態調査の結果を重く受け止めるべきとの意見が出された。平成29年度私的録音実態調査によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者の割合は40%であり、この割合は、同様の調査結果が確認できる平成18年以降、変化はない。一方、そのような録音等に使用される機器としては、約10年前には主流をなしていたMD録音機能付きミニコンポ等<sup>12</sup>は減少し、現在は、前述のとおり、パソコン(CD,DVD,Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)及びスマートフォン(iOS,Androidなど)が多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。なお、これらの機器等は、現行制度の下では、私的録音録画補償金の対象とされておらず、これまでも、その追加指定の是非等について、文化審議会著作権分科会において検討を行ってきたが、具体的な結論を得られない状況が続いてきた<sup>13</sup>。

---

<sup>11</sup> この考え方の整理に対し、これは権利者の理解を述べたものにすぎず、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製としては、有料・無料を問わず、配信由来の複製は全て許諾複製として対象外ではないかとする意見もあった。

<sup>12</sup> 平成18年に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「私的録音に関する実態調査」（平成18年3月））によれば、家庭内で保有されているデジタル録音専用機器のうち、保有割合が最も高かったのは、「MD録音機能付きミニコンポ・ラジカセ」（49.4%）であった。

<sup>13</sup> 私的録音録画補償金制度については、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（2003（平成15）年7月8日）において、「音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。」とされ、その後、文化審議会著作権分科会において、ハードディスク内蔵型録音録画機器等の追加指定や、汎用機器・記録媒体の取扱いに関する、「実態を踏まえて検討する」とする課題整理を行うとともに（平成17年1月「著作権法に関する今後の検討課題」），翌年、私的録音録画補償金制度をめぐる諸課題について整理（平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」）を行った上で、

過去1年間に録音等を行った音源は、多様ではあるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとするものが多く、上位2位を占めている点は、3年前と変化はない。さらに、録音等の目的別の状況をみると、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがある者の割合が最も多い一方、録音等を行った者のうち約2割の者（録音等を行わなかった者も含めれば全体の1割弱の者）は、過去1年間に、自分自身が聞くために録音等した音楽データを家族や友人にあげたり共有したりしているといった状況も見られる。

録音等の曲数の実態については、本年度の調査結果によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者による録音等の対象曲数は、3年前に比べて減少している。その中にあって、有料の音楽配信サービスからのダウンロードについて、増加が見られることから、このことを捉えて、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的複製の量は、補償を必要としない程度まで減少したと言えるのではないかとする意見があった。

他方、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、本年度の調査結果によれば、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減は様々である一方<sup>14</sup>、既に自分で入手していた音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は、全般的に増加している<sup>15</sup>。また、そもそも、私的複製に伴う補償の必要性について検討する際には、直近3年間の変化のみならず、それ以前の状況からの変化についても注目することが必要と考えられるとともに、今後の見通し等も踏まえる必要がある。

本年度の私的録音実態調査結果は、過去3年前との対比に止まるものであるが、現行の私的録音録画補償金制度の見直しの検討が開始された約10年前の調査結果との対比でみれば、ポータブルオーディオやパソコンへの保存曲数は増加している<sup>16</sup>。もとより、これらの

---

平成18年度から3年間、私的録音録画小委員会において法的検討が行われた。ただし、その際には、私的録音録画補償金制度の見直し等について、具体的な結論は得られなかった。

<sup>14</sup> パソコン内蔵のHDD・SSD等への録音等の曲数は減少している一方、DVDやオンラインストレージサービス等への録音等の曲数は増加している（前述II 2（5）[図表5-1]参照）。

<sup>15</sup> 3年前に比べて録音等曲数について2倍以上の増加が見られ、かつ、録音等曲数が多い録音先としては、「タブレット端末の内蔵メモリー」（40.5曲）、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリ」（31.9曲）、「USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー」（24.9曲）、「オンラインストレージサービス」（24.5曲）、「携帯電話・PHSの内蔵メモリー」（22.7曲）が挙げられる（括弧内はいずれも、1か月あたりの録音等の平均曲数）（前述II 2（5）[図表5-2]参照）。

<sup>16</sup> 約10年前の調査結果（H18調査）との対比でみれば、デジタル録音機器・記録媒体に録音を行った者によるポータブルオーディオへの保存総曲数は約1.2倍（H18:WEB調査で595,147.8曲・郵送調査で120,958.2曲（合計716,106曲（4,005人））→H29:880,200曲（4,000人））、パソコンへの保存曲数は約1.86倍（H18:WEB調査で1,304,267.4曲・郵送調査で218,446曲（合計1,522,713.4曲（4,005人））→H29:2,826,677曲（4,000人））（パソコン内蔵のHDD・SDDへの保存曲数とパソコンに外付けされているHDD・SDDへの保存曲数の合計）に増加している（他方、MD及びCD-R/RWについては、H18調査との対比でみれば、過去1年間における録音曲数は減少しているが（MD：約0.17倍（H29:2,9071.2曲），CD-R/RW：約0.75倍（H29:193,788曲）），MD・CD-R/RW・ポータブルオーディオ・パソコンにおける録音・保存の総曲数を比較すると、約1.47倍の増加（H18:2,669,142.3曲→H29:3,929,736.2曲）となっている。なお、過

曲数の中には、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製も含まれるとする指摘がなされる一方、対象外と考えられるそれらの曲数の全体量は、必ずしも明らかではない。

他方、アナログも含めた私的録音の総体について、年間の「私的録音回数」の推移に着目すると、私的録音録画補償金制度創設当時を10割とすると、現在は約6割まで低下している、とする試算<sup>17</sup>の紹介もあった。ただし、同試算は、現行の私的録音録画補償金制度では対象としていないアナログ方式の私的録音を含めた試算であること、また、デジタル方式の録音については、アナログ方式と異なり、高品質の複製物が容易に大量に作成されうるという特性を踏まえた評価も必要と考えられるとともに、デジタル方式の録音回数の総数は増加していること（平成3年調査：0割→平成29年調査：6割）にも留意が必要である。

したがって、これまで明らかになった録音等の実態を踏まえれば、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えないとする意見があった。

今後の見通し等については、本年度の調査結果によれば、今から2～3年後の将来における録音等の曲数について、「変わらない」とする回答が増加しているとともに（58.2%）、「増える」（「かなり増える」「やや増える」を含む。）及び「減る」（「かなり減る」及び「やや減る」を含む。）と回答した者は、3年前に比べて、共に減少している。この結果について、主観的なものに過ぎないとの意見もある一方、現にデジタル方式の録音を実施した者自身による回答であり、また、少なくとも、現時点で客観的に将来の私的複製動向を正確に予測することは困難と考えられることから、近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった<sup>18</sup>。

---

去1年間にデジタル録音機器・記録媒体に録音した者の割合は、H18調査ではWEB調査で10割及び郵送調査で8割であったが、これはデジタル録音機器を世帯で保有している者が対象の調査であり、デジタル録音機器の保有状況を問わない録音状況についてみれば、約10年前と現在とで変化はなく、いずれも4割である（私的録音補償金管理協会「私的録音に関する実態調査」（平成18年3月））。また、これらの機器等以外についても、H29調査によれば、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASを始めとして、その他の機器・記録媒体によっても、録音等が行われている実態が見られる（前述II 2（5）【図表5-1】【図表5-2】参照）。

<sup>17</sup> 同試算では、「有料の音楽配信サービスから」、「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」及び「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の3項目について、集計対象から除外されている。

<sup>18</sup> 本委員会においては、逆に、私的録音録画が増加しうる技術の進展として、無料でストリーミング配信されているコンテンツであっても、画面収録をすることができるスマートフォンの機能も登場しているとの紹介もあった。

### (3) 対価還元手段の検討の方向性

もとより、現在、私的複製として行われている複製の領域についても、今後、契約と技術による対価還元手段等により適切に対応できる領域が増えていくのであれば、それは、私的録音録画補償金制度制定当初には成し得なかった解決手段を提供するものとなる。特に、音楽配信においては、契約と技術による対価還元手段が有効に機能する部分が多いのではないかとの意見があり、Google Play Music「ファミリーライブライ」サービス（Google Playストアで購入した映画等の家族間共有を可能とするサービス）等についての紹介もあった。

もっとも、これらの技術の進展等により、現時点において補償を検討すべき「私的複製」が無くなっているものではなく、有効な対価還元モデルの存在が具体的に共有されている状況では必ずしもない。契約により許諾される複製の全体量が増加していくのであれば、30条1項の「私的複製」の範囲は狭くなっていくことになるが、そのことにより、権利者に対する補償が不要であると言える程度まで狭くなっていくことになるのかは、契約と技術による対価還元モデルの今後の構築状況次第であるとも言える。しかし、少なくとも、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではない。今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

なお、対価還元手段の在り方について、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、本年度の実態調査により直近3年間で私的録音の総体が大きく減少していることが明らかになったとし、また、広範な私的複製のうち、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、「現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。」との意見が出された。他方、前述のとおり、デジタル方式による多様な私的録音の実態が確認される一方で、現行の私的録音録画補償金制度では私的複製の実態が適切に反映されていないために制度が機能していないとして、「権利者の得べかりし利益は日々累積されている状況にある。」との意見も出された。

ただし、いずれの見解も、私的録音の実態を踏まえるべきであるとする点では一致しており、クリエーターに対する対価還元手段の検討に当たっては、私的複製の実態を踏まえた対応の検討が求められる。この点、私的録音録画補償金制度について、制度の廃止・凍結を求める立場からは、前述のとおり、「少なくとも制度の拡張を検討することができる現状はない」との意見が出されたが、私的録音録画補償金制度は、長年検討が進められてきた課題であるところ、クリエーターへの対価還元手段の在り方については、私的録音録画補償金制度に代わりうる対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態が有り、かつ、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言い難いことを踏まえれば、そのような代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった。もとより、これは、私的録音録画補償金制度について「拡張」するという性格の見直しではなく、私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫を講じ

ようとするものであり、複製の実態について、様々な意見があることも踏まえて、それらの実態<sup>19</sup> が適切に対象機器・記録媒体や補償金額の決定に反映されることを希求することが求められる。

なお、対価還元手段の在り方については、契約と技術による対価還元モデルの構築状況や、私的録音をめぐる技術の進展の状況等を踏まえつつ、今後も適時に検証を行い、必要な手当てを講じていくことが必要である。

---

<sup>19</sup> 本年度実態調査によれば、例えば、「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」や「スマートフォン（iOS、Androidなど）」が録音等に使用されている実態が示されているが、仮に、今後これらの機器等を私的録音録画補償金制度の対象機器に含めるか否かを検討する際には、配信からの録音なども併せての利用頻度であること、②汎用機器は私的録音以外での利用が支配的であることを考慮する必要がある、との意見も示された。

## **2. 契約と技術による対価還元手段について**

### **(1) 基本的考え方**

私的録音録画補償金制度は、家庭内等で行われる個別の私的録音・録画行為の捕捉及び徵収等が一般に困難であるといった事情を踏まえて導入されている制度であることから、仮に、そのような個別の利用行為の捕捉及び徵収等が実効的に可能となる手段があるのであれば、その範囲内においては、当該手段により代替されうるものとなる。

契約と技術による対価還元手段は、そのような代替手段として特に念頭に置かれ、これまでの議論においても取り上げられてきた。特に音楽配信サービスにおいてはコピー制御技術の向上と直接課金の実現が増えてきているのではないかとする意見も多く見られたところである。

### **(2) 契約と技術による対価還元手段と私的複製の範囲**

契約と技術による対価還元手段と、30条1項の私的複製の範囲の関係については、次のように整理することができる。すなわち、30条1項は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（「私的使用」）を目的とする場合に、複製権が制限されているが、契約自由の原則を踏まえれば、私的使用を目的とする複製のうち、契約により複製が許諾されているものがある場合には、その複製は、30条1項により権利制限の対象となっている「私的複製」ではない。このような観点も踏まえ、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」では、マルチデバイス・ダウンロードについて、契約において許諾の対象となっている複製は、30条1項の私的複製には該当しない複製として整理したところである<sup>20</sup>。逆に言えば、契約における許諾の対象として含まれていない私的複製については、30条1項の「私的複製」として残ることになる。

私的複製の範囲は、契約と技術による対価還元手段で対応できる領域の範囲にも影響されるが、そのような契約と技術による定型的な対価還元手段の今後の広がりについては、将来期待される面も大きい一方で、現時点においてその可能性や程度は必ずしも明確ではないことにも、留意する必要がある。

---

<sup>20</sup> なお、この整理により、私的録音録画補償金制度について課題の一つとして指摘されるオーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念については、解消されたとの指摘があった。ただし、契約等に基づく録音録画のみしか行わない利用者から機器等の購入により補償金を徵収することは依然として二重取りの課題は残るのでないかとする指摘もあった。

### (3) 契約と技術による対価還元手段の課題

契約と技術による対価還元手段に係る課題として、主に以下の指摘があった。

- ・一律の対価上乗せ等は、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を課すことになり、公平性を欠くと考えられること
- ・契約と技術による対価還元手段が馴染まない領域もあると考えられ、特に、図書館貸出CDや友人から借りたCD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難であること
- ・契約と技術のビジネスモデルは、サービスモデルであるため、特に汎用機器の場合には、当該機器を使用した複製については、必ずしも当該サービスモデルに捉われない複製がありうること

契約と技術による対価還元手段の妥当性について検討する際には、これらの課題との関係整理も必要となる。

### (4) 契約と技術による対価還元手段の妥当性について

#### ①価格設定の在り方と対価還元手段としての実効性について

契約と技術による対価還元手段において、どのように価格設定をなしうるのか等をめぐり、意見が分かれた。

この点、価格設定の方法については、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきであるとともに、価格は市場において決定されていくものであって、市場価格が適正価格と言えるのではないかとの意見が出された。他方、例えば、アメリカ合衆国においては、配信サービスの興隆の中でクリエーターに適切に対価還元がなされていないとの指摘<sup>21</sup> があり、契約モデルは実効的な対価還元手段足りうるのかといった意見も出された。

このように、契約と技術による対価還元手段が、実効的な対価還元手段としておよそ適切に機能しうるのかについては、現時点において必ずしも意見の一一致を見てはいない。しかし、いずれにしても、ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると考えられる。

このほか、価格設定については、契約と技術による対価還元手段として、対価相当額を契約金額に上乗せ又は含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザー

---

<sup>21</sup> 音楽録音物等の使用許諾の枠組みに関し、音楽のクリエーターに対する公正な補償の観点からの見直しの必要性について、アメリカ合衆国著作権局による報告書が公表されているとの紹介があった（United States Copyright Office “Copyright and the Music Marketplace”（2015年2月）参照）。

にも負担を課すこととなり、公平性を欠くのではないかとする問題が提起された。しかし、これに対しては、私的録音録画補償金制度においても、仮に、今後、汎用機器を広く対象とした場合には、同様の課題があるのではないかとの意見も出されたところである。このことを踏まえると、一律の対価上乗せ等に関する課題については、私的録音録画補償金制度及び契約と技術による対価還元手段の共通の課題であるとも言える。

もっとも、いずれの手段の場合も、補償金又は上乗せ等の価格は、私的録音を行いうる機会の提供対価として捉えることが可能とも考えられるとともに、契約と技術による対価還元手段については、ユーザーの需要に合わせた多様なメニューが提示されるのであれば、柔軟に対応しうるほか、私的録音録画補償金制度については、私的録音を行わなかった場合の補償金返還制度が用意されており、また、補償金額について私的録音の実態を踏まえて柔軟に設定する仕組みを導入することにより、このような課題はより低減しうる余地があるとも考えられる。

## ②「音楽配信サービス以外」の領域における契約・技術手段の可能性について

本小委員会においては、契約と技術による対価還元手段については、音楽配信サービスの領域において馴染みやすいのではないかとする意見が出た一方、それ以外の領域について、例えば、図書館貸出CDや友人から借りたCD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難ではないかとの指摘もなされたところである<sup>22</sup>。

これに対しては、その解決策として、著作権等管理事業者による使用料規程の活用により、複製を考慮した対価設定を行うことができるのではないか、また、現にインターネット配信に関しては、使用料規程において複製を考慮した対価設定が実施されているとの意見も出されたが、当該使用料規程の著作権等管理事業者においては、配信事業者のニーズを踏まえて、再生可能期間の長短等により使用料に差を設けている限りのものであり、同規程が予定している以上の複製は許諾の対象とはなっていない旨の説明があった。また、使用料規程による対応は、著作権等管理事業者に権利を委託している権利者のみ対価還元が得されることになる点で限界があるとも考えられる。

このように、契約と技術による対価還元手段が、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確にはなっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることが確認された。

---

<sup>22</sup> 本年度の実態調査結果によれば、過去1年間に行った録音等の対象曲数が最も多かったものの音源は「図書館から借りたCD」であった（ただし、前述のとおり、直近3年間でみれば、録音等の対象曲数は全体的に減少している（前述II 2（5）[図表4-2]参照））。なお、無料放送については、実際には広告放送であり、契約による対価回収は可能である、また、実際に著作権保護技術による複製可否の設定等が行われている実態がある、との意見もあった。

### ③「汎用機器」との関係

契約と技術による対価還元手段については、契約と技術によるビジネスモデルが有効に機能する領域があるとしても、特に、パソコン等の汎用機器を使って複製を行う場合には、当該モデルによってカバーされうる複製は、その汎用機器を使用して行う複製のうち一部に限られるのであり、当該機器を用いて行う他の私的複製については、カバーされ得ないはずであるとする問題も提起された<sup>23</sup>。

確かに、契約と技術によるビジネスモデルは、このような限界を有するものでありうる反面、契約と技術によるビジネスモデルが妥当する領域が仮に今後広がっていくことになれば、私的複製の領域は狭まっていくという関係性も見られうるものもある。

このように、この指摘は、将来における契約と技術による対価還元のビジネスモデルの構築状況との関係如何によるところが大きい論点であり、補償すべき程度を検討する際に留意すべき問題である。

## （5）実効的な契約と技術の対価還元手段の実現に向けて

人々の音楽の楽しみ方の変化や技術の進展等の中で、特に音楽配信サービスに関しては、インターネット上におけるコンテンツの利用状況が捕捉可能な技術も実用化され始めている。また、その技術や契約モデルの在り方についても、消費者のニーズを踏まえて、今後も変化し、多様化していくと考えられる。このような中、今後、音楽配信サービスを中心に、契約と技術による対価還元手段が有効に機能しうる場面が増えていくことも考えられるところである。

今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

---

<sup>23</sup> なお、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的録音の総体は大きく減少し、かつ、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、殆どが自分のための録音であり、そもそも不当な損失は生じておらず、改めて補償措置を検討する必要はないから、このような指摘は当たらないとする意見も出された。

### 3. クリエーター育成基金について

#### **(1) 基本的考え方**

クリエーター育成基金は、既存の対価還元手段である私的録音録画補償金制度や、契約と技術による対価還元手段では限界があると判断される場合に、個々の権利者への対価還元ということから離れて、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に充てようとする考え方である。すなわち、将来のクリエーターへの対価還元という形に発想の転換を図ろうとするものであり、質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、健全なクリエーターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させるべきとの考え方によるものである。

#### **(2) 第三の対価還元手段としての意義と課題**

私的録音録画補償金制度については、利用実態に応じた権利者への正確な分配が困難であるとの課題があるが、それであれば、クリエーターの育成等に対価を充てることが、より利用者（消費者）の意に適うのではないかとの意見も出された。また、現状において、一般に、クリエーターの多くは権利者意識が希薄であるという課題があり、クリエーター育成基金は、クリエーターの権利者意識を醸成し、知の創造サイクルを生み出していくものとして歓迎されるべきであるとの意見も出されたところである。

他方、新たにクリエーター育成基金を造成する際には、財源の確保が課題となる。この点、権利者、事業者、消費者の三者の合意のもとに、広く国民・事業者等から一定の基金を集めること、また、税制の優遇措置や特定目的税という方法も考えられるのではないかとする意見もあったが、具体的な方法論について、それ以上の議論は行われなかつた。

また、基金を造成した場合、当該基金の分配については、私的録音による権利者に対する不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエーター育成目的に支出することの理由についてどのように整理できるのかといったことや、さらに、支出先をどのように決定していくのかといったことなど、同趣旨を実現していく場合には検討すべき課題が多く残されている。

#### **(3) クリエーター育成基金が目指す目的の実現に向けて**

クリエーター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至ってはいないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られたところである。

そこで、クリエーター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度との関係性が注目された。すなわち、私的録音録画補償金制度においては、正確な分配に限界があることを踏まえ、共通目的事業が設定されており、著作権の普及啓発及び著作物の創作の振興等について、補償金の一部を支出することとしている。クリエーター育成基金の提案の趣旨は、このような私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエーター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。

## 4. 私的録音録画補償金制度について

### (1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、私的複製に関する広範な権利制限（30条1項）と、権利制限に伴う権利者への不利益の補償の均衡を実現した制度である。ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることが困難であること等を踏まえて構築された包括的な制度であるため、このことの裏面として、制度に内在する課題等が指摘されている。

他に実効的な対価還元手段がなく、対価還元手段として私的録音録画補償金制度を維持すべき領域については、少なくとも、当面の対応として、これらの課題の改善に向けて必要な見直しを行う必要がある。

### (2) 私的録音録画補償金制度に係る課題

ドイツ・フランスをはじめとする欧州諸国の多くの国においては、私的複製に係る補償金制度が導入されており、また、2001年のEU情報社会指令<sup>24</sup>もあり、私的録音・録画の専用機器・記録媒体（機器・記録媒体一体型の録音専用機器等を含む。）のみならず、パソコン、タブレット、スマートフォン等の、いわゆる汎用機器についても対象とする傾向が見られる。他方、世界の補償金制度の導入状況について見れば、補償金制度を導入していない国の方が圧倒的に多いとの紹介もあった。ただし、補償金制度を導入していないそれらの国において、我が国のように、私的録音録画補償金の前提となる広範な私的複製に係る権利制限規定が設けられているのかは定かではなく<sup>25</sup>、また、私的複製に係る権利者に対する実効的な対価還元手段がどのように講じられているのかについては、確認ができなかった。

また、補償金を積極的に導入している国であっても、補償金制度に関して多くの訴訟が提起され、中には、消費者団体が原告となっている訴訟もあり、制度に対する納得感が欠けているのではないか、とする意見が示された。もっとも、これらに対しては、それらの訴訟の殆どは製造業者・輸入業者を当事者とするものであり、例えば、指摘のあったフランスにお

---

<sup>24</sup> EU情報社会指令（2001年5月採択）（抄）

第5条 加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外又は制限を規定することができる。

1～2 (a) (略)

2 (b) 第6条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用又は不適用を勘案して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、及び直接にも間接にも商業的ではない目的のために、自然人により行われるいざれかの媒体への複製に関する場合

<sup>25</sup> 私的複製に係る補償金制度を導入していない国の中、中国及び韓国は、私的利用のための複製に関する権利制限規定の存在が確認できる。他方、例えば、英国においては、「タイムシフト」を目的とする録音・録画は私的及び家庭内に限って複製することができるとする英國著作権法第70条以外に、娯楽目的での録音録画を容認する規定は見当たらない。ただし、2014年10月に施行された改正英國著作権法により、限定的な範囲で私的複製を認める権利制限規定が一旦創設されたが、権利者のための補償制度を伴わないものであったところ、2015年7月、英國高等法院が同改正法を廃棄すべき旨を判示し、同年12月に同改正法は廃棄された。

ける訴訟については、同国の法制下においては私的複製の対象にはならないはずの違法な複製元からの複製や、業務上の目的で取得されたものについても課金対象とされたことが問題になった事例（個別の機器・記録媒体の対象範囲や金額等に係る争い）が含まれていると考えられ、補償金制度自体に対する納得感が欠けているということとは異なるのではないかとの指摘もあった。

以上のほか、私的録音録画補償金制度については、主に以下のような課題が指摘されてきた。

- ・ 複製を行う者の正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける者の正確な捕捉の困難性があること、また、配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ・ 運用上の課題として、制度に対する消費者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと
- ・ 著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時にすべての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあること 等

契約と技術による対価還元手段等との関係も踏まえつつ、私的録音録画補償金制度の意義が引き続き認められる領域については、指摘されている課題について、必要かつ適切な改善を講じていくことは重要と考えられる。本小委員会では、特に、対象機器・媒体の範囲や定め方、協力義務の考え方及び分配・支出の在り方等について、検討を行った。

### （3）対象機器・記録媒体について

#### ①対象機器・記録媒体の範囲

現在、私的録音録画補償金制度の対象は、現在、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、専用機器・記録媒体であっても、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。

この点について、汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製（私的録音）を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくいとする意見が出されたが、同様の指摘は、契約と技術による対価還元手段についても、対価相当額を契約金額に含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を強いることになり、公平性を欠くのではないかとの意見もあったことは、前述のとおりである。

他方、「専用」か「汎用」かという硬直的な区分は不適切であり、私的複製の実態に着目すべきだとする意見も出された。すなわち、実際に私的複製（私的録音）の用に供され

ている機器等については、権利者に対する対価還元を検討する必要性が高いところであり、そのような機器等については全て、一旦俎上に載せた上で、使用実態を踏まえて評価を加えていくというプロセスを組み込んだ制度とすることが公平に適うとするものである。

もっとも、この考え方による場合であっても、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ、決定することが適切と考えられる。

対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、このような形で、すなわち、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行うことが望まれる。

## ② 対象機器・記録媒体の決定方法

現行制度上、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体については、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（同施行令1条及び1条の2）。

このような政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、関係当事者（利害関係者）による意見が反映されにくいとの指摘もある。

前述のとおり、対象機器・記録媒体の範囲の決定に当たり、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。

## （4）補償金額の決定

現行制度上、補償金額については、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することになっている（104条の6）。

このような現行制度における補償金の決定手続について、これまで大きな問題点は指摘されていないが、音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。とりわけ、対象機器・記録媒体ごとに、私的複製に供される度合いも異なると考えられ

ことから、対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。併せて、補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。

## **(5) 補償金の支払義務者**

現在、私的録音録画補償金は、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ（30条2項），当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め（104条の5），製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）が支払の協力義務を負うこととされている。

これは、録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、それが私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらし、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないものの、総体としてみれば大量に私的複製が生じているということから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観念から定められているものである。

なお、このことを踏まえ、私的録音録画補償金制度を導入する欧米諸国においては、製造業者等を支払義務者として位置付けているが、我が国の著作権法においては、支払の協力義務者として位置付けている。私的録音録画補償金制度の課題の一つとして、機器・記録媒体を購入した者が私的複製を行わなかった場合の補償金返還制度について、返還額が少額であり実効性のある制度とすることが難しいとの課題が挙げられるが、支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうことから、議論となつた。

この点については、現行制度では事業者が協力義務者とされているが、法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しないとも考えられるとして、コンテンツの訴求力をを利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解があるとの意見が出された。

これに対し、私的録音録画補償金制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないかとする意見も見られた。また、製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要があると考えられ、かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となることから、現実的に対応困難ではないか

との意見もあった。

このように、私的録音録画補償金制度における製造業者等の支払義務の位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかつたが、私的複製の用に供する機器・記録媒体を提供する製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であつても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないかとする意見も出されたところである。

## (6) 補償金の分配等

私的録音録画補償金制度は、制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、どのように確保すべきかということが議論された。

この点、私的録音録画補償金制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえつて高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要であるということが確認された。

私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）を通じ実施されており、その概要は以下のとおりとなっている（平成 28 年度実績）。

- ・ 補償金は対象機器・記録媒体の販売価格に上乗せされ、製造業者や輸入業者は、購入者が支払った補償金を、私的録音補償金管理協会に対して支払う（補償金受領額：約 5,400 万円、補償金額平均：機器 1 台当たり 632 円・記録媒体 1 枚当たり 1 円 13 錢）。
- ・ 私的録音補償金管理協会は、受領額のうち徴収・分配及び共通目的事業等を実施するための業務手数料である管理手数料 10%（規定では 20%）（残余金は次年度に分配する）を控除し、残額の 2 割を共通目的事業、8 割を権利者分配基金に分ける。
- ・ 共通目的事業は、自主事業（冊子配布等の著作権・著作隣接権の保護に関する事業）に約 50 万円、第二種助成事業（音楽・芸能に関わる創作活動等に対する一般公募事業（平成 28 年度実績：29 事業））に約 970 万円を支出。
- ・ 権利者分配基金は、著作権者、実演家、レコード製作者の 3 団体を通じて、権利者に分配されている（分配率は、著作権者 36%、実演家 32%、レコード製作者 32%）。
- ・ 各団体（一般社団法人日本音楽著作権協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本レコード協会）は、それぞれの分配規定に基づき、手数料などの控除や前年度繰り入れの基金等の戻し入れをした後の分配資金を権利者に分配し

ている（著作権者：日本音楽著作権協会は約1,500万円（分配先7,373人），日本脚本家連盟は約64万円（分配先261人），実演家：日本芸能実演家団体協議会は約1,400万円（分配先12,611人），レコード製作者：日本レコード協会は約1,300万円（分配先594社））。

- ・ 日本音楽著作権協会は，私的複製の元となった放送，購入レコード，貸レコードの全量のデータを基に分配計算を行っている。分配先である7,373人の内訳は，個々の著作者自身と音楽出版社，著作権者の法人であり，この他，相互管理契約を締結している海外の団体（54団体）にも送金している。
- ・ 日本芸能実演家団体協議会は，全体の金額を，放送，市販録音物，貸レコードの三つのジャンルに分け，それぞれのデータで分配を行っている。なお，権利者で按分して分配していくが，総額が少なくなると，1円に満たない人が出てくるため，分配対象者は減少傾向にあるとの説明もあった。
- ・ 日本レコード協会は，私的録音源を放送からの録音，購入レコードからの録音，貸レコードからの録音に分け，出荷金額のシェア等で分配を行っている。分配先の594社は，会員社以外も含んでいる。

## （7）共通目的事業

私的録音録画補償金制度については，正確な捕捉・分配の困難性等が指摘されているが，そのような包括的な制度としての性格に由来する内在的課題に対応し，法は，著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して，補償金の2割以内で政令で定める割合<sup>26</sup>に相当する額を支出することとしている。

このような共通目的事業については，その内容が十分知られていないとの指摘があることを踏まえて，本小委員会では，活発な意見交換が行われた。特に，消費者・ユーザーの立場からは，補償金がクリエーター育成に使われるようにしてほしいとする意見があったことに呼応し，各権利者団体からは，共通目的事業の支出にあたり消費者の意見も取り入れ，透明性をより高める運用の改善を行うことの提案があったほか，共通目的事業に対する支出割合について，権利者やアーティストの合意が得られるのであれば，支出割合を2割以上としていくことも考えられることについて意見が出された。

今回の検討においては，対価還元手段としては，私的録音録画補償金制度，及び契約と技術による対価還元手段と併せて，クリエーター育成基金についても検討した。クリエーター育成基金は，私的録音を総体として捉えた上で，その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すものであり，私的録音録画補償金制度における共通目的事業と趣旨を同じくすると捉えることもできる。このため，私的録音録画補償金制度における

---

<sup>26</sup> 著作権法施行令第57条の6により，政令で定める割合は「2割」と定められている。

る共通目的事業については、同制度の改善の一環として、権利者への分配を確保しつつ、クリエーター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことも適切であるとすることについて、異論は見られなかつたところである。

私的録音録画補償金制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の意思に基づいて決める必要がある。しかし、このことは、逆に言えば、権利者側の合意があれば、分配・支出先についても変更可能であるということができる。共通目的事業への支出については、現在、私的録音補償金管理協会において、共通目的委員会を設置し、権利者のみならず、有識者やメーカーも委員として参画し、支出先に関する協議が行われているが、そこに消費者も加わり、透明性を更に高めて支出する運用の改善を進めていくことも考えられるとする意見もあった。また、このような改善等も講じながら、透明性の確保を引き続き図るとともに、支出割合については、将来のクリエーター育成のために支出してもよいという権利者の総意があるのであれば、現行の2割以上とすることも視野に入れて、改善を図っていくことが適切と考えられる。

## **IV 開催状況**

### **第1回 平成29年6月30日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の調査項目及び対価還元の手段について意見交換）

### **第2回 平成29年7月28日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元の手段について論点整理、意見交換）

### **第3回 平成29年9月15日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私的複製補償金制度に関する近年の諸外国の動きについて意見交換及び私的録音に係る対価還元の手段について論点整理、意見交換）

### **第4回 平成29年11月29日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元の手段について委員からの発表及び意見交換）

### **第5回 平成29年12月20日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の中間報告及び私的録音に係る対価還元の手段について意見交換）

### **第6回 平成30年2月2日**

平成29年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

## V 委員名簿

今子	さゆり	ヤフー株式会社 CI 本部政策企画部シニア IP スペシャリスト
岩本	太郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
大渕	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥畠	弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂	尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村	真紀子	主婦連合会事務局長
岸	博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
小寺	信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
榎原	美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
椎名	和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
主査代理	末吉	弁護士
	杉本	誠司
	世古	和博
	高杉	健二
	龍村	全
主査	土肥	一史
	松田	政行
	丸橋	透
	宮下	令文
		吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授、弁護士
		弁護士
		富士通フロンティック株式会社グローバルビジネス推進本部リーガルアドバイザー
		一般社団法人日本動画協会理事・著作権委員会委員長

(以上 19名)

## 参考資料

1. 平成 28 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について
2. 私的複製補償金制度に関する諸外国の状況
3. 私的録音録画補償金制度の概要
4. 平成 29 年度私的録音に関する実態調査—中間報告—

# 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の

## 審議の経過等について

平成 29 年 3 月 13 日  
著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関する小委員会

### I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画 2016（平成 28 年 5 月知的財産戦略本部決定）等に示された検討課題を踏まえつつ、クリエーターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行ってきた。本年度の小委員会における審議の進捗状況については、以下のとおりである。

### II 審議の状況

#### 1. 検討の経緯

前期の小委員会では、今後議論を進めるまでの論点整理を行った上で、一つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」を把握するため、録音と録画それぞれの分野についてヒアリング等を行った。本期は、前期のヒアリングを踏まえて、私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状をまとめるとともに、「補償すべき範囲」について議論を行った。

#### 2. 検討の状況

##### （1）私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状

「クリエーターへの適切な対価還元に関する主な論点」に挙げられた 1 つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」を把握するため、本小委員会では、コンテンツの種類や流通態様の差異に留意しつつ、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向等についてヒアリングを実施した。これを踏まえ、私的録音に係るクリエーターへの対価還元についての現状及び私的録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状をそれぞれ、以下のとおり整理した。

###### ① 私的録音に係るクリエーターへの対価還元についての現状

###### ア. 音楽コンテンツの流通の概観

消費者が音楽コンテンツ入手する主な流通形態として、パッケージ販売、ダウンロード

型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの4つがある。

パッケージ販売は、レコード会社が著作権者及び実演家と使用許諾契約を締結し、レコード原盤を制作する。CDショップ等の小売店がレコード会社との販売契約により、商品を入れ、その商品を消費者に再販売するという流通モデルになっている。ダウンロード型音楽配信の流通モデルは、音楽配信事業者又はレコード会社が、権利者とそれぞれ使用許諾契約を締結することでダウンロード販売するコンテンツを収集し、消費者がコンテンツをダウンロードする際に課金をして購入代金を得る仕組みとなっている。ストリーミング型音楽配信については、音楽配信事業者又はレコード会社が、著作権者及びレコード会社とそれぞれ使用許諾契約を締結することでストリーミング配信するコンテンツを収集する点は、ダウンロード型音楽配信と同様であるが、消費者がコンテンツの複製物を所有するわけではなく、月額利用料を支払い配信事業者のサービスを利用してコンテンツを視聴することが基本のモデルとなっている。パッケージレンタルの流通モデルは、CDレンタルショップが、著作権者、実演家及びレコード会社とそれぞれ貸与許諾契約を締結し、レンタル商品を仕入れて消費者に貸与し、レンタル料金を得るモデルとなっている。

【音楽コンテンツの市場規模】(日本レコード協会発行「日本のレコード産業 2016」より)

<数量>

CDパッケージ (千枚) 2015年生産実績		デジタル配信 (千回) 2015年有料音楽配信売上実績	
シングル	55,144	シングルトラックDL*	114,869
アルバム	112,696	アルバムDL	8,437
CD合計	167,839	合計	123,306

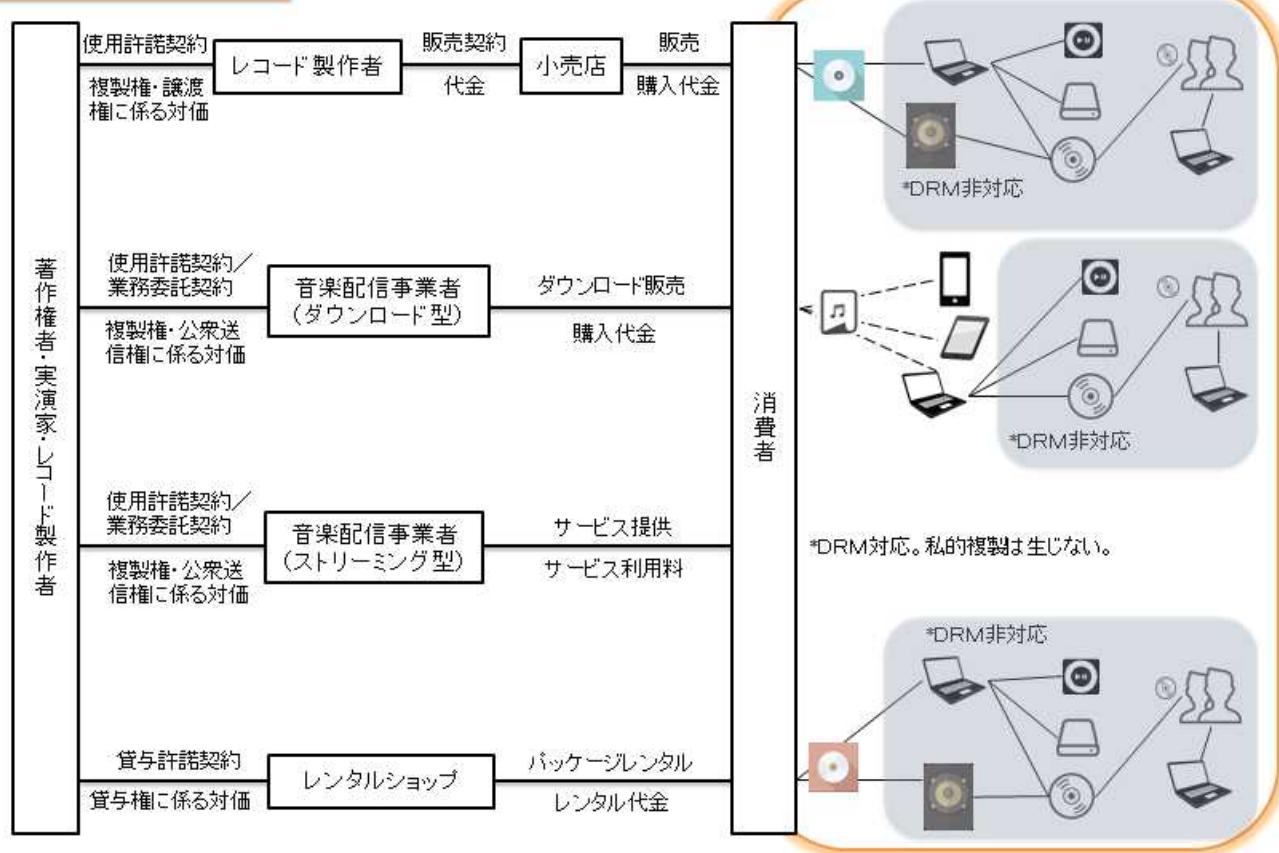
<金額>

CDパッケージ (百万円) 2015年生産実績		デジタル配信 (百万円) 2015年有料音楽配信売上実績	
シングル	41,688	シングルトラックDL*	18,992
アルバム	138,422	アルバムDL	9,229
—	—	ストリーミング	12,392
CD合計	180,110	合計	40,613

\*シングルトラックごとの売上実績であるため、シングルCDとは集計方法が異なる。

また、”着うた”は含まない。

## 音楽コンテンツの流通



### イ. DRM (デジタル著作権管理) 技術

消費者がCDにより楽曲入手するパッケージ販売やパッケージレンタルについては、消費者が入手した楽曲を複製する場合のDRM技術に対応しておらず、消費者は自由に複製することが可能である。ダウンロード型音楽配信についても、現在はDRM技術をかけずに配信しており、消費者は、購入した楽曲を自由に複製することが可能である。

一方で、ストリーミング型音楽配信については、一般的には、複製を防止する措置が講じられており、消費者が私的複製をすることはできない。

### ウ. 私的録音に係る対価について

消費者が入手楽曲の複製を行うことが技術的に可能となっているパッケージ販売、ダウンロード型音楽配信及びパッケージレンタルについて、現状、私的録音に係る対価は消費者への提供価格に含められておらず、また、小売店や音楽配信事業者、レンタルショップ等が権利者に支払うライセンス料等にも、私的録音に係る対価は含められていない。

なお、ストリーミング型音楽配信については、前述のとおり、消費者が楽曲の複製を行うことが技術的にできないため、私的録音に係る対価は問題とならない。

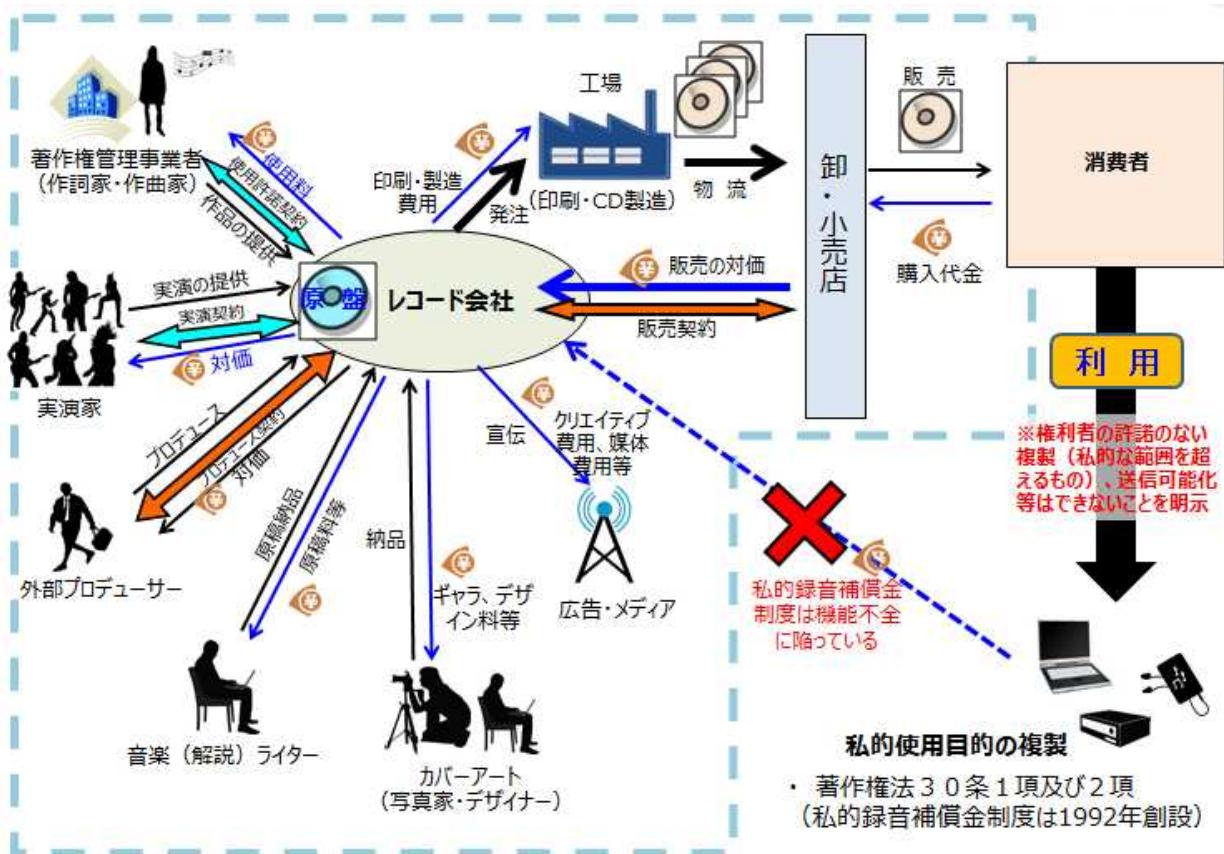
## エ. 各流通モデルにおける契約実態等

### (i) パッケージ販売

音楽パッケージの制作・流通は、一般的には、レコード会社が主体となって行われる。まず、原盤を制作するため、レコード会社は、音楽の著作権について著作権等管理事業者等と使用許諾契約を締結し、原盤制作に係る作品の複製権及び譲渡権の許諾を受ける。また、実演家とも契約をし、原盤を制作する。著作権等管理事業者等や実演家、場合によってはプロデューサー等に対して、レコード会社からはそれぞれの契約に基づいた対価が支払われる。

卸・小売店はレコード会社と販売契約を締結し、それに基づきパッケージ商品を仕入れ、小売店は仕入れた商品を消費者に再販売して代金を得ることとなる。この際の音楽パッケージの価格は、各著作権者等への複製権及び譲渡権の対価に加え、パッケージ商品の制作に要した様々な経費を考慮して決定されているが、私的録音の対価についてはこれに含められてはいない。その背景として、私的録音に係る補償は、著作権法第30条第2項に規定される私的録音録画補償金制度により担保ってきたという歴史的経緯がある。

【パッケージビジネスの流れと対価の支払い】(平成27年度第4回小委員会 レコード協会提出資料抜粋)



## (ii) ダウンロード型音楽配信

ダウンロード型音楽配信の契約形態は、レコード会社が配信業務を配信事業者に委託する業務委託契約と配信業者がレコード会社の許諾を受けて楽曲を配信する原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。業務委託契約の場合には、レコード会社がダウンロード代金を決定し、販売手数料等を配信事業者に支払うこととなる。また、楽曲の著作権使用料は、レコード会社が著作権等管理事業者等に支払うこととなる。原盤使用許諾契約の場合に

は、配信事業者がダウンロード代金や配信態様を決定し、契約に基づきレコード会社に使用料を支払う。この場合には、楽曲の著作権使用料は配信事業者が支払うこととなる<sup>1</sup>。

配信事業者の多くは、かつては1課金1ダウンロードでDRM技術をかけてサービスを提供していたが、現在は、消費者の利便性向上のため、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。また、ダウンロードした楽曲にはDRM技術が施されていないため、消費者は自由に私的複製を行えることとなっている。

権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、消費者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製である。これに対し、ダウンロード後に生じる消費者の私的録音は私的複製に該当するとして契約には含まれていない。

なお、1課金1ダウンロードを実施していた時期の1曲あたりの価格と、DRM技術を解除しマルチデバイス・ダウンロードを実施している現在の1曲あたりの価格を比較すると、現在の価格の方が低い。

#### (iii)ストリーミング型音楽配信

ストリーミング型音楽配信についても、ダウンロード型音楽配信と同様に、業務委託契約と原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。

ストリーミング型音楽配信については、DRM保護技術ではなく、データ伝送経路に暗号をかけることで、データが複製されないようなセキュリティ技術が実装されている。

また、多くのストリーミング型音楽配信サービスにおいては、1課金につき1IDを発行し、IDとパスワードが認証されればサービスを享受できる仕組みとなっており、結果として、異時に複数デバイスでのサービス利用が可能となっている。

#### (iv)パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、CDレンタル店が、著作権、実演家の権利、レコード会社の権利について、それぞれ著作権等管理事業者から貸与に係る許諾を得てサービスを実施している。著作権については、店舗基本使用料に売上に基づき算出した使用料を加えた額がJASRACに支払われており、実演家の権利については、店舗ごとの月額の固定使用料及びCDの仕入れ時に1枚ごとに上乗せされた使用料が芸団協に支払われている。また、レコード製作者の権利については、CDの仕入れ時に1枚ごとに使用料が上乗せして徴収されており、レコード協会に支払われている。

権利者からレンタル店に対する許諾の範囲は、貸与権のみであり、レンタルCDを消費者が複製する行為は私的複製に該当するため、使用許諾契約の範囲外である。

---

<sup>1</sup> ダウンロードに係る著作権使用料について、一部の管理事業者において、DRM技術を施す場合の使用料率を低く設定している場合がある。これは、配信事業者がDRM技術を施すにあたってのコストを負担していることに鑑み、一定の控除を設けるという趣旨によるものだと説明されている。

【CDレンタルに係る対価の支払い】(平成27年度第4回小委員会 CDV-JAPAN提出資料抜粋)



## ② 私的録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状

### ア. 動画コンテンツの流通の概観

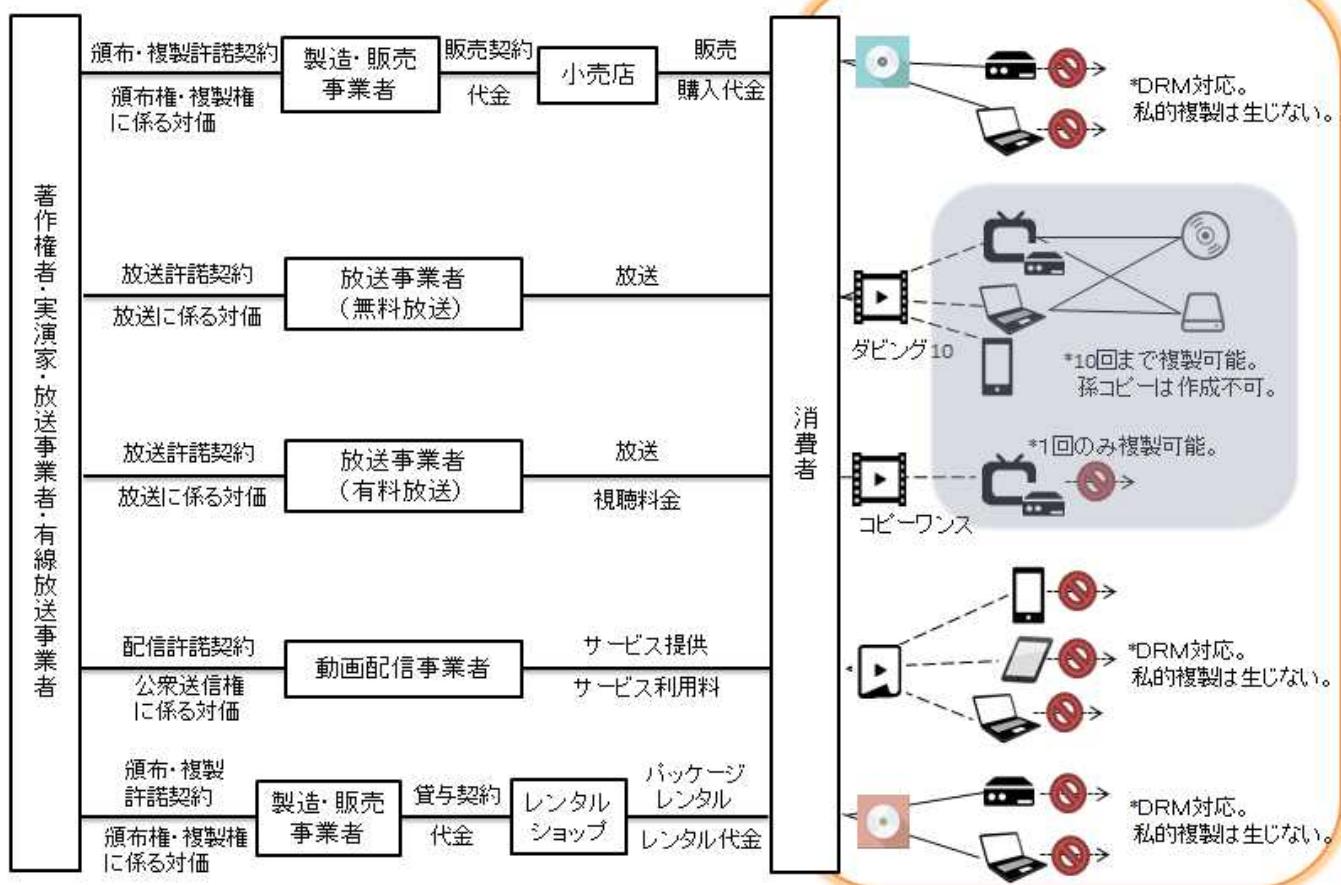
消費者が動画コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、無料放送、有料放送、動画配信及びパッケージレンタルの5つがある。

パッケージ販売については、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作し、これを小売店が消費者に販売する流通モデルとなっている。無料放送及び有料放送については、放送事業者が著作権者等から放送の許諾を得て動画コンテンツを自社制作するなどして、消費者に対し無料又は有料で放送する。動画配信は、配信事業者が配信許諾契約を映画製作者等と締結し、多くの場合有料で消費者に対して動画コンテンツを配信するモデルとなっている。パッケージレンタルは、DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作してレンタルショップにこれを貸与し、レンタルショップが消費者にレンタルするモデルである。

動画コンテンツのうち、特に商業用映画については、映画館等での興行後、5タイプの流通モデルにおいて二次利用を行うことで、投下資本を回収し収益の最大化を図るという特徴を有しており、それぞれの流通モデルにおいて複製をコントロールすることによりビジ

ネス上の利益を確保するという要請が強い。

## 動画コンテンツの流通



### イ. DRM技術

動画コンテンツについては、放送による流通モデルを除いては、DRM技術により消費者が私的複製を行うことを禁止する措置がとられている場合がほとんどである。放送におけるDRM技術は関係者により取り決められた ARIB TR-B15 「BS/広帯域CSデジタル放送運用規定」(下表参照)に従い導入されており無料放送の場合と有料放送の場合とで異なる。無料放送については、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定する、ダビング10のルールが採用されている。一方、有料放送については、一般的には、複製の回数を1回に限定するコピーワンスのルールが採用されている(ペイパービューについては、コピーネバーのルールを採用する場合もある)。

## 【ARIB TR-B15 「BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定】

(平成 27 年度第 5 回小委員会 スカパーJSAT 株式会社提出資料抜粋)

### 5.4 コンテンツ保護に関する運用規定

#### 5.4.1 送出運用規定

- デジタルコピー制御記述子の `copy_control_type` が '01' の時は、表 5-3 に示す規定に従って運用すること。

サービス形態	デジタルコピー制御情報 を用いた世代制限				出力保護	個数制限 コピー可
	制約条件なしにコピー可	1 世代のみ コピー可	コピー禁止			
ペイペービュー*4 ・1 番組や特定の番組群に視聴料を支払う	運用可	運用可	運用可	運用可*2	運用可*3	
月極め等有料放送	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3	
コンテンツ保護を伴う無料番組	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3	
上記以外 *1	運用可	運用不可	運用不可	運用不可	運用不可	

\*1： 無料でかつコンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。

\*2： デジタルコピー制御情報が「制約条件なしにコピー可」の場合にのみ運用可能。

\*3： デジタルコピー制御情報が「1 世代のみコピー可」の場合にのみ運用可能。

\*4： 本表におけるペイペービューとは、編成番組毎（シリーズを含む）で料金設定が可能なサービスをいう。したがって、STD-B25 第 1 部 2.1.3 料金設定方式に記載されるペイペービュー（Impulse PPV）のみならず、ティアによる Call Ahead PPV も含まれる。

## ウ. 私的録画に係る対価について

動画コンテンツの流通においては、技術的に、私的録画が生じ得る場面は放送に限定されている。そのため、無料又は有料放送以外の 3 モデルにおいては、私的録画が行われることはなく、私的録画に係る対価は問題とならない。放送においては、上述のとおり、無料放送でダビング 10 が、有料放送でコピーワンスが採用されることが一般的であるが、放送事業者から権利者に支払われる対価は放送に係る対価であり、消費者の行う私的録画に係る対価は含められていない。

## エ. 各流通モデルにおける契約実態等

### (i) パッケージ販売

パッケージ販売の場合、DVD 等のパッケージの製造・販売会社は、映画製作業者等と領布・複製許諾契約を締結した上で、パッケージ小売店と販売契約を締結して、小売店に販売をする。消費者がパッケージを購入する代金は、製造・販売会社が権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

### (ii) 無料放送

無料放送においては、放送事業者は、著作者や実演家、レコード会社、映画製作業者等から放送の許諾を得て使用料等を支払う。無料放送の場合は、消費者が視聴に際しての対価を支

払うことではなく、放送事業者は広告収入により放送事業を行っていることから、権利者への対価の支払いは、広告収入を基に行われることとなる。放送事業者が権利者から得る使用許諾の範囲は、消費者の行う録画行為の対価は含められていない。

#### (iii) 有料放送

有料放送についても、無料放送の場合と同様に、放送事業者は権利者と放送許諾契約等を締結し<sup>2</sup>、放送に係る対価として権利者に使用料を支払っている。無料放送と異なる点は、消費者から直接、放送に係る対価を徴収している点である。

#### (iv) 動画配信

動画配信は、動画配信事業者が権利者と配信許諾契約を締結し、公衆送信に係る対価を権利者に支払う。動画配信事業者は、消費者から配信に係る対価を收受するか、無料動画配信の場合には広告収入を得ている。配信される動画コンテンツにはDRM技術が施されており、多くの場合、複製を行うことは禁止されているため、私的録画に係る対価は問題とならない<sup>3</sup>。

動画配信には、ユーザーが視聴権を購入するセル形式のモデル(EST)，視聴期間が限定されたレンタル形式のモデル(TVOD)，期間内定額の複数コンテンツ見放題モデル(SVOD)，広告附帯形式の無料配信モデル(AVOD)の4つの分類があると言われている。

商業用映画の収入として大きいモデルはESTモデルである。ESTモデルにおいて消費者が動画コンテンツを視聴する方法は2種類あり、動画コンテンツをダウンロードしデバイスに保存した上で視聴する方法と、ダウンロードとストリーミングを併用し、通信環境が良好な場合はストリーミングで視聴し、通信環境の悪い場所ではダウンロードデータを視聴するという方法である。ダウンロード形式の場合には、ダウンロードした動画コンテンツが複製できないようDRM技術が施されている。ストリーミング形式の場合には、公衆送信されるデータを複製できないようDRM技術が施されている。いずれの視聴形式も共通して、視聴者にIDを発行し、認証されたデバイスでなければ視聴できない仕組を採用するサービスが標準となっている。

また、近年成長著しいモデルがSVODモデルであるが、SVODモデルにおいても、ストリーミングの際に送信データを複製できないようDRM技術が施されていることから、私的録画に係る対価は問題とならない。

#### (v) パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、DVD等のパッケージの製造・販売事業者は、映画製作

---

<sup>2</sup> 有料放送番組について、映画作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つになる場合がある。

<sup>3</sup> 一部のサービスにおいて、ダウンロードした動画を特定のメディアにムーブできる機能を持つものがある（いわゆるコピーができるわけではない）。この場合には作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つとなりうる。

者等と頒布・複製許諾契約を締結し、レンタルショップは製造・販売事業者と貸与契約を締結して、レンタルショップが消費者にDVD等のパッケージをレンタルする。製造・販売事業者とレンタルショップ、レンタルショップと消費者の間でそれぞれ行われるパッケージのレンタルについては、映画製作者等と製造・販売事業者の間の契約で処理されている。消費者がパッケージのレンタルを受ける代金は、レンタルショップ及び製造・販売会社を通じて権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

## (2) 補償すべき範囲

### ① 補償についての基本的な考え方

どのような場合に権利者への補償が必要となるのかについては、様々な意見が挙げられた。(参考資料2参照)

まず、補償が必要な理由について、私的複製により権利者に不利益が生じていることを理由とするのか、私的複製が権利制限されていることにより利益を得ているものがいることを理由にするのか、あるいはそもそも権利者が得ている対価に問題があることを理由にするのか、という点を明らかにする必要がある。

この点について、著作権法第30条第1項の権利制限規定がなければ起り得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の要否を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響をもとに補償の必要性を検討すべきであるとの意見が挙げられた。また、補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその理由とするることは不適切であるとの意見も挙げられた。これらを踏まえると、補償が必要となるのは、権利制限規定によって権利者に不利益が生じている場合であると考えられる。

次に、権利制限規定により権利者にどのような不利益が生じているのかという点について、個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって、総体的に大量の複製が行われていれば、権利者に不利益が生じていると考えられるとの意見が示された。これに対して、権利制限規定により私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられないとの意見が挙げられた。また、購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代において、複製が大量に行われることは当然であり、これを不利益ととらえることは納得できないとの意見もあった。

この点について、第30条第1項の権利制限規定に基づき社会的に大量の複製が行われている以上、複製権を制限されている権利者に法的な不利益が生じていると言わざるを得ないものと考えられる。仮に、同項の権利制限規定に基づき私的複製が行えることが音楽コンテンツの購買意欲につながり、権利者の利益に資するという側面があったとしても、私的複製に対して権利行使が制限されていることは、権利者にとっての不利益であると法的には評価されることとなる。この不利益が、補償が必要な程度に存在しているか否かという点については、平成4年に私的録音録画補償金制度が導入された際に、個々の利用行為として

は零細な私的複製であっても、デジタル技術の発達により社会全体としては大量の録音物・録画物が作成・保存されることとなり、権利制限の範囲内で行われているデジタル録音・録画について経済的補償の必要があると整理されたが、現時点でも社会的に大量の私的複製が行われている状況に鑑みれば、なお補償が必要な程度の不利益が権利者に生じていると考えられる<sup>45</sup>。

なお、サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えていることから、私的複製の量は今後減少するのではないかとの指摘があるが、我が国ではいまだ8割以上がCD等のフィジカルの市場となっており<sup>6</sup>、現時点でも大量の私的複製が行われている状況にあるとの意見が示された。

このように、私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要であると考えられる<sup>7</sup>。私的録音録画に伴う権利者の不利益を補償するために導入された私的録音録画補償金制度が機能していない以上、比較法的に見ても射程の広い法第30条第1項の権利制限規定を維持するためには、権利者への補償制度を導入することが必要であるといえる。補償制度を整備しないという選択をとることにより、権利制限の範囲が狭まることは利用者にとっても望ましくなく、まずは、現行の第30条第1項の権利制限の範囲を維持することを前提とした上で、補償の在り方を検討することが適当である。

もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、すべての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であると考えられる。

なお、補償制度を構築する上では、社会的理解を得る必要があるが、総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがある状況を踏まえると、そのための十分な議論と説明が必要である。

---

<sup>4</sup> 「私的録音録画に関する実態調査報告書」（平成26年公益社団法人著作権情報センター付属著作権研究所）の結果を踏まえ、平成26年度第3回本小委員会において、国民全体（15～69歳）の1年間の音楽CDからの録音回数は約58億曲分である、との試算が浅石委員、椎名委員及び畠委員より報告されている。

<sup>5</sup> もっとも、委員会においては、権利者への補償は必要ないとする立場から、私的複製により経済的な不利益が具体的に発生しているとは考えられないとの意見や、私的複製を伴わない音楽コンテンツの視聴が増加しているため私的複製の量は減少しているのではないかとの意見も示された。

<sup>6</sup> 「日本のレコード産業2016」（日本レコード協会発行）によると、CDパッケージの2015年生産実績が180,110百万円であるのに対して、2015年有料音楽配信売上実績は40,613百万円である。

<sup>7</sup> 補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された。

## ② 音楽コンテンツの私的録音に係る「補償すべき範囲」について

### ア. 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」において整理された音楽コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

#### (i) パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

#### (ii) ダウンロード型音楽配信

配信楽曲を配信事業者に提供、公衆送信し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手した音楽データにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。なお、消費者の利便性向上のため、多くの配信事業者は複数のデバイスに楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しており、このサービスを利用することで、他のデバイスで購入した楽曲が視聴できる状況にある。

#### (iii) ストリーミング型音楽配信

配信楽曲を配信事業者に提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。ストリーミングの際には、データ伝送経路に暗号をかけてデータが複製されないようなセキュリティ技術が施されていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、音楽コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

#### (iv) パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「パッケージ販売」、「ダウンロード型音楽配信」及び「パッケージレンタル」については、私的録音に係る補償の要否を議論する必要がある。

### イ. 補償すべき範囲

どのような私的録音に補償の必要があるかどうかについて、論点を整理し以下のような

検討を行った。

#### (i) 複製目的による「補償すべき範囲」の切り分けについて

すべての流通形態に共通する論点として、一定の目的の下に行われた私的録音について、複製の性質に鑑み、補償は不要なのではないかという指摘があった。

第一に、自身が購入した音楽コンテンツを複数の機器で視聴するための私的録音については、いわゆるプレイスシフトであり、当該行為によって売上が減少するわけではなく、権利者に不利益は生じていないため、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点について、プレイスシフトを目的とした私的録音は私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであり、この整理を覆す事情の変更が生じているわけではない。また、プレイスシフトを目的とした場合であっても、私的複製が権利制限規定の下で行われている以上は、権利者に法的な不利益が権利者に生じているものと考えられる。

第二に、購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、視聴のために行われているわけではなく、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点については、バックアップのための複製といえども、最終的にはマスターファイルを破損・紛失した場合に視聴することを目的として行われるものであり、非享受利用であるとは言い難いのではないかとの指摘があった。また、目的がバックアップであったとしても、複製を行っている以上は、著作権法上は著作物の利用と位置づけられ、これらの行為について権利が制限されているという点では権利者に法的な不利益が生じているといえる。

以上を踏まえると、プレイスシフトやバックアップを目的とする私的複製について、権利者に不利益が生じていないとは言い難く、いずれの場合も「補償すべき範囲」に含まれ得るものと考えられる。

#### (ii) DRMの有無による「補償すべき範囲」の切り分けについて

DRMがかかっていない状況で提供されるコンテンツについては、私的複製が行われることを見込んで対価設定が行われているはずであり、補償の必要はないのではないか、との意見が挙げられた。これは、長年にわたり私的複製が行われており、私的録音録画補償金制度が機能していないことを前提とすれば、私的複製の対価を含めてコンテンツの提供価格を設定することが経済的に合理的な判断であり、権利者が不利益を放置したままコンテンツを提供し続けているとは考えづらいことから、私的複製の対価は既に支払われているのではないか、という意見である。

この指摘に対して、権利者からは、私的複製の対価をコンテンツの提供価格に上乗せすることはないと反論があった。また、我が国においては、現在は機能をしていないとしても、私的録音に係る対価は私的録音録画補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、これを踏まえれば、提供価格に私的複製の対価を盛り込んでいるとの評価は妥当しないものと考えられる<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 私的複製の対価をコンテンツの提供価格に含めて徴収することで権利者に対価を還元するということも方法論としては考えられるものであり、これを直ちに否定するものではない。

(iii) 複製先がインターネットクラウドである場合について

インターネットクラウドへのコンテンツの複製についても、従来のMDやCDといった媒体からクラウドというインターネット上の領域に複製先が拡大したに過ぎず、補償の対象とすべきとの意見が挙げられた。この点について、本小委員会でも、平成26年度にクラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたると整理しており、これに基づけば、インターネットクラウドへの複製も補償の対象となり得ると考えられる。

(iv) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的複製について

ダウンロード型音楽配信サービスにより購入した音楽コンテンツについては、多くの場合、マルチデバイス・ダウンロードサービスにより私的複製を行わなくとも複数の機器で購入した音楽コンテンツを視聴することが可能であることから、私的複製が行われることは稀ではないか、との指摘が挙げられた。

これに対しては、マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われているとの意見があった。もっとも、コンテンツを購入して最初にダウンロードをする部分については、パッケージを購入する行為と同一視でき、音楽コンテンツの購入と一体に行われる複製であることから、補償の必要はないと考えられる。

なお、プレイスシフトやバックアップを目的とする複製やインターネットクラウドへの複製について、補償制度にどのように反映させるかについては、対価還元の手段についての議論において、十分な議論を行うことが必要である。

### ③ 動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」について

#### ア. 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」において整理された動画コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

(i) パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

(ii) 無料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。無料放送番組においては、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定するダビング10を原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれ

ば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

#### (iii) 有料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。有料放送番組においては、複製の回数を1回に限定するコピーワンスを原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている（一部の番組では複製を禁止するコピーネバーのDRM技術が施されている）。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

#### (iv) 動画配信

配信楽曲を配信事業者に提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。配信形態としてはダウンロード型とストリーミング型が存在するが、いずれもDRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

#### (v) パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「有料放送」及び「無料放送」については、当該私的録画に係る補償の要否を議論する必要がある。

### イ. これまでの論点及び意見

動画コンテンツについては、「有料放送」及び「無料放送」の私的録画について論点を整理し、各論点について、以下のように意見が出された。

(i) 放送波を最初に録画する部分について、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 多くの視聴者は、放送番組をその放送時間に視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- 放送番組をその放送時間に視聴するのであれば、番組の視聴後に当該番組を再度視聴することはできない。しかし、録画を行った場合に視聴後も録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

(ii) 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われ

る私的録画について、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときは補償の必要性がある。
- 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価するべき。
- 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを開拓しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

(iii) コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。

### III おわりに

今期の小委員会では、上記のように、クリエーターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行った。今後は、「補償すべき範囲」についての議論を踏まえ、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、私的録音に係る対価還元の手段について具体的な議論を行うことが必要である。また、私的録画についても、「補償すべき範囲」についての議論を深めるとともに、必要に応じて対価還元の手段についての議論を行うことが求められる。これらの検討にあたっては、様々な立場からの意見があることを踏まえ、多様な私的複製に係る対価還元の手段について検討を行い、社会的理解の得られる補償制度の構築に努める必要がある。

## **IV 開催状況**

### **第1回 平成28年6月6日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私の録音録画に係るクリエーターへの対価還元の現状について意見交換）

### **第2回 平成28年8月24日**

クリエーターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について意見交換）

### **第3回 平成28年9月16日**

クリエーターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について論点整理、意見交換）

### **第4回 平成28年12月21日**

クリエーターへの適切な対価還元について（私の録音に係る補償すべき範囲について論点整理、意見交換）

### **第5回 平成29年2月28日**

- ① クリエーターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について論点まとめ）
- ② 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

## V 委員名簿

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事（当時）（～H28.7.25）
今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
岩本太郎 ～）	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査（H28.7.26）
大渕哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥畠弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局長
岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
楠本靖	一般社団法人日本レコード協会著作権・契約部部長
小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
榎原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
笹尾光 H28.7.25）	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員（当時）（～
椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理 末吉瓦	弁護士
杉本誠司	株式会社ドワンゴ
世古和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事（H28.7.26～）
龍村全	弁護士
主査 土肥一史	一橋大学名誉教授
松田政行	弁護士
松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
丸橋透	ニフティ株式会社理事・法務部長

（以上19名）

## 参考資料 1－1

### クリエーターへの適切な対価還元に関する主な論点

平成27年11月

本小委員会において示されたクリエーターへの適切な対価還元に関する主な意見を基に、以下のとおり、今後の議論における主な論点を整理する。ただし、今後の議論の状況に応じ、論点は適宜修正されるものである。

#### 1. 私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状

クリエーターへの適切な対価還元が必要であることについて異論はないものの、現状において、クリエーターへの対価還元が行われていない範囲があるのか否か、すなわち、いわゆる市場の失敗が生じているか否かについての検討が必要である。そのため、当該検討に先立ち、まずは、私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元の現状について、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向を踏まえ、コンテンツの種類や流通態様の差等にも留意しつつ把握することが求められる。

#### 2. 補償すべき範囲

1. で把握された現状に基づき、クリエーターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

#### 3. 対価還元の手段

2. で補償すべきとされた範囲について、どのような手段で対価還元を行うことが適切か検討を行う。その際、対価還元の担い手、対価還元を機能させるシステム設計、対価の分配方法等について検討が必要。

(以上)

## 「補償すべき範囲」についての検討

平成 29 年 2 月

### 1. 議論の対象となる流通形態

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点 2 「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

### 2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状) で把握された現状に基づき、クリエーターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

#### 【音楽コンテンツ】

- ①パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ②ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

#### 【動画コンテンツ】

- ①消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ②消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か

### 2. 音楽コンテンツ

#### (1) すべての流通形態に共通する論点例

##### ① 補償についての基本的考え方

###### 【主な意見】

- ✧ 権利制限によって権利者にどのような不利益が生じているかということが補償の要否を左右するのではなく、権利制限が導入されている場合には、基本的には補償の必要性があるのだという前提で、議論を進めるべきである。
- ✧ 個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって総体的に大量の複製が行われていれば<sup>9</sup>、権利者に不利益が生じていると考えられ、補償が必要である。

<sup>9</sup> 「私的録音録画に関する実態調査」(野村総合研究所実施)の結果を踏まえ、平成 26 年度第 3 回本小委員会における委員提出資料においては、国民全体 (15-69 歳) の 1 年間の音楽 CD からの録音回数

- ✧ 購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代の変化に伴って複製数が増えることは当然であり、それをもって不利益というのは納得できない。
- ✧ 権利者に生じている不利益について具体的な説明がなされておらず、単に不利益を主張するだけでは立法事実を欠くのではないか。
- ✧ 補償が必要な理由について、権利者に損害があるからなのか、権利制限により利益を得ている者がいるからなのか、そもそも権利者が得ている対価に問題があるからなのか、という点を混在して議論すべきではない。
- ✧ 権利者側の不利益とは私的録音録画により行われる複製それ自体である。社会的に大量に複製が行われているということを確認し、諸外国の状況を踏まえた上で、権利者に実質的な不利益が生じているとして私的録音録画補償金制度が立法された。当時から私的複製の量が減じているとは考えられない。
- ✧ 第30条第1項により複製権が制限されている以上は、法的に不利益がないとは言えない。法制度について議論をするにあたっては、ビジネスモデルや経済的な不利益ではなく、法的な不利益を前提として議論をすべき。
- ✧ 補償というのは、権利者に生じている不利益を補うために行うものであり、補償が必要となる不利益には、権利制限や市場の失敗ゆえに生じている不利益が対象になりうる。補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその直接の理由とするのは不適切である。
- ✧ 第30条第1項の権利制限がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の必要性を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響を考慮して補償の必要性を検討するべきである。
- ✧ 現行の私的録音録画補償金制度は、比較法的にみて射程の広い第30条第1項の権利制限規定を設ける反面、それにより生ずべき権利者の不利益を補償金でまかなくという形でバランスをとっている。補償の範囲を狭めることにより権利制限の範囲も狭まるという結果は、権利者にとっても利用者にとっても望ましくないではないか。私的複製の自由度を引き続き確保するのであれば、権利者への補償制度を導入する必要がある。
- ✧ 私的複製がある以上不利益があるということもできると思うが、不利益があればその全てを補償しなければいけないというものでもない。私的複製は権利者の不利益に直結するものではなく、私的複製の趣旨や性質を考慮した上で、どの程度の私的複製までは補償の必要がなく、どの程度の私的複製から補償の必要がある、といった閾値の議論が必要ではないか。最終的にどのような補償スキームを構築するかという点とは別に検討すべき。
- ✧ 個々の私的複製の態様に応じて補償の要否を議論することは必要であるが、最終的には、総体としてクリエーターにきちんと対価が還元されているか否かを判断する必要がある。

---

は約58億曲分と試算されている。

- ✧ 私的複製の量を総体として捉えて大量にあるという側面と、個々の利用者レベルでは大量の私的複製が行われているわけではないという側面はいずれも事実であり、視点が異なるだけである。制度を構築する上では、一般国民の理解が必要となることから、このギャップをどう説明できるのかが重要となる。
- ✧ 私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられない。また、補償の必要性を権利者の不利益の有無に基づいて判断するのであれば、私的複製が制約されることに伴う消費者の不利益も考慮されるべきである。

② 自身が購入した音楽コンテンツを複数のデバイスで視聴するための私的複製について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

**【主な意見】**

- ✧ いわゆるプレイスシフトについては、当該行為により売上が減少するわけではなく、権利者に不利益が生じるわけではない。
- ✧ 録音行為の目的に関わらず、私的複製は著作物の利用行為である。
- ✧ 複製したコンテンツが視聴されるか否かによって補償の対象となるか否かを決めるることは、技術・社会状況から不可能であるとともに、複製をとらえて権利行使の機会を権利者に与えている著作権法の立て付けに齟齬が生じる。
- ✧ そもそも、私的録音録画補償金制度が創設されたのは、デジタル技術の進歩により、家庭内で音質を維持したまま複製を行うことが可能となり、権利者の不利益が従来以上に大きくなるという質的転換があったという立法事実によるものである。自身が購入した音楽をデジタル録音して複数のデバイスで視聴するという行為は、まさに私的録音録画補償金制度の対象とすべきと整理されたものであり、当時と異なる整理が妥当する理由はない。

③ 購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、補償すべき範囲に含めるか否か。

**【主な意見】**

- ✧ バックアップのために行われる私的録音は、視聴のために行われているわけではなく、当該行為によって権利者に不利益が生じるわけではない。
- ✧ 音楽の場合は、ソフトウェア等とは異なり、バックアップとして私的複製された音楽ライブラリが第30条第1項の範囲内で家族間や友人間で共有されていくという特徴を有しており、共有された音楽にはバックアップとしての性質はもはやないのではないか。
- ✧ 第30条第1項の私的複製の範囲を超えて行われる複製あるいは当該範囲を超えて複製物が譲渡される場合については、違法行為と整理されることから、これらの行為を惹起するからという理由で同項の補償の要否を議論するのは不適切ではないか。

- ✧ 保存すること自体に意味があるわけではなく、バックアップのために行われる私的録音といえども、最終的にはマスターファイルが壊れたりなくなったりした時にバックアップファイルで音楽を聞くために複製をされているのであり、非享受利用とは言い難いのではないか。
  - ✧ 個々の複製について享受・非享受を議論することは現実的ではなく、制度的に両者を分けるということもできないのではないか。
  - ✧ 目的がバックアップであれ、複製を行っているのであればそれは著作物等の利用であるというのが著作権法の立て付けである。バックアップ目的の複製であっても補償の対象とすべき。
- ④ DRMがかかっていない状況でコンテンツを提供する場合は、私的複製が行われることを見込んで対価設定がなされているとして、補償の必要はないと考えるか否か。
- 【主な意見】
- ✧ 私的複製の対価が契約上含まれているか否かではなく、客観的事実に基づいて評価すべき。
  - ✧ 対価が還元されていないという主張があるが、長年にわたり状況は変わっていないのであって、このような状況を踏まえた上で価格設定をするのが一般の企業行動である。不利益を放置しているとは考え難く、実際には私的複製の対価を見込んだ契約が行われているのではないか。
  - ✧ 私的複製によって不利益が生じているという主張があるが、不利益が生じているのであればなぜ私的複製ができる形式でコンテンツを提供し続けるのか。私的複製を可能とすることで利益が生じるからではないのか。
  - ✧ 第30条第1項の範囲内で行われる私的複製の量を勘案してライセンスをしている権利者も利用者もいないと思われる。
  - ✧ 我が国に私的録音録画補償金制度が存在する以上、私的複製に係る対価は同制度により徴収されるという前提が存在し、価格に盛り込んでいるとの評価はできない。
  - ✧ DRMがかかっており複製できないというような場合や私的録音の部分について権利処理がされているような場合には補償の対象から除外すべきであるが、DRMがかかっていない部分について補償の対象から除外するというのはこれと正反対の発想である。
- ⑤ クラウドに私的複製をする場合について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ✧ 複製する媒体がMDやCDという従来の媒体からクラウドというインターネット上の領域に広がったにすぎず、私的複製が行われているという意味では同じである。
- ✧ 本小委員会でも、平成26年度に、クラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたると整理しており、これに基づけば、補

償すべき範囲に含めるべきである。

- ✧ クラウド上で行われる私的複製は、タイムシフト目的・バックアップ目的であることが多い。

#### ⑥ そのほか

- ✧ サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えており、今後は私的複製をせずに音楽を繰り返し楽しめるようになるのではないか。
- ✧ 日本はいまだ8割以上がCD等のフィジカルの市場となっており、日本の音楽ユーザーの多くは所有欲をもっていると言われている。
- ✧ 現に私的複製が行われている限りにおいては、補償の必要性について考えなければならない。

### (2) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音についての論点例

#### ① マルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しているダウンロード型音楽配信について、補償すべき範囲に含めるか否か。

##### 【主な意見】

- ✧ 利用者の多くは当該サービスを利用している場合が多く、私的複製を行っている場合は少ないのではないか。
- ✧ マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われている。
- ✧ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入後、導入前と比較して1曲あたりの提供価格は低下しており、適切に対価還元が行われているとは言い難く、補償の対象となり得る。
- ✧ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入前に提供価格が低下しているというのは権利者と配信事業者のビジネスの問題であり、コンテンツ提供価格の差を補償すべき範囲に含めることには反対である。
- ✧ コンテンツを購入して最初にダウンロードする部分については、CDを購入することと同一視できることから、補償すべき範囲には含めるべきではない。一方で、それ以降の複製については、CD等からの複製と同じく、補償すべき範囲に含めるべきである。

### 3. 動画コンテンツ

#### (1) すべての流通形態に共通する論点例

#### ① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

##### 【主な意見】

- ✧ 多くの視聴者は、放送番組をその放送時間に視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利

益は生じない。

- ✧ 放送番組をその放送時間に視聴するのであれば、番組の視聴後に当該番組を再度視聴することはできない。しかし、録画を行った場合に視聴後も録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

- ② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ✧ 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときには補償の必要性がある。
- ✧ 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価するべき。
- ✧ 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- ✧ 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

(2) 消費者が行う有料放送番組の私的録画についての論点例

- ① コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ✧ 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。

## 私的複製補償金制度に関する諸外国の状況<sup>1</sup>

図表 私的複製補償金制度に関する近年の諸外国の動き

### イギリス

2014年10月に施行された改正著作権法により私的複製に係る権利制限規定が創設されたが、権利者のための補償制度を伴わないものであったため、EU指令※に違反するとして、権利者団体が行政訴訟を起こした。英国高等法院は、権利者への損害が最小限であるという政府の判断が正当化できないとして、2015年7月、私的複製に係る権利制限規定を全体として無効とする判決を下した。

(なお、英國著作権法第70条において、タイム・シフトを目的とする録画・録音は私的及び家庭内に限って複製することができるが、70条以外に娯楽目的での録音録画を認容する規定はない。)

### オーストリア

2015年10月にデジタル機器（特にPC、タブレット、スマートフォン）を補償金制度の対象として追加する改正法が施行された。クラウドストレージを提供するネットワークパーソナルビデオレコーダー（NPVR）の議論は進行中。

### フランス

2016年7月に新法が施行され、大きな変更点は次の2点。<sup>①</sup>輸出製品に対する補償金の払い戻しは輸出団体に直接返金されることとなり、業務使用については、Copie France（管理団体）が製品の輸出を監視できる限りは免除されることになった。<sup>②</sup>NPVRサービスが補償金の対象となった（金額の設定はこれから。）。

### ドイツ

ZPU（管理団体）とBITKOM（電子機器業界団体）が新たな合意に至り、2016年より携帯電話とタブレットの補償金額が変更となった。補償金額は遡及的に設定されたため、2008年以降に販売された携帯電話やタブレットに関して新しい補償金額が適用され、ZPUの徴収額には大きな影響があった。

### イタリア

2014年6月、文化財・文化活動省令により補償金額が見直された。現在、常任諮問委員会において、新たな補償金額の設定に向けて審議中。

### スペイン

スペイン最高裁判所は、欧州連合司法裁判所の決定に従って、国家予算による補償システムを基礎とする法的制度を定める勅令を無効とする判決を言い渡した。そのため、現在は法律が再度改正されるまで、国民は私的複製の限度内であれば許諾なく複製することができるが、その損害を補償するシステムがない状況にある。文化省は2017年内に解決策を探り実施したいとしている。

※ EU情報社会指令（2001年5月採択）（抄）

第5条 加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外または制限を規定することができる。

1～2 (a) (略)

2 (b) 第6条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用または不適用を勘案して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、および直接にも間接にも商業的ではない目的のために、自然人により行われるいざれかの媒体への複製に関する場合

<sup>1</sup> WIPO「International Survey on Private Copying2016」[http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_1037\\_2017.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_1037_2017.pdf)  
 「International Survey on Private Copying2015」[http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_1037\\_2016.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_1037_2016.pdf)  
 (Stichting de Thuiskopie(オランダの私的複製補償金管理団体)とWIPOによる共同調査) より作成

### フィンランド

2015年1月に、1984年以来適用されていた徴収制度を国家予算制度に置き換える改正法が施行された。2015年と2016年の予算は1,100万ユーロ。教育文化省は、管理団体に対する補償金の分配を担当するほか、諮問委員会と協力して私的複製に関する調査を行うこととなっている。

### ポルトガル

2015年7月に改正法が施行され、私的複製補償金の対象に、携帯電話やタブレットその他マルチ機能を有する機器が含まれることとなった。

### オランダ

政府は従来、違法なソースからダウンロードしたものは私的複製の対象範囲内との見解を示してきたが、2014年4月、欧州司法裁判所において、それは私的複製の範囲外であると判示された。

2015年1月に補償金額は3割減に定められた。

対象機器の動向としては、対象機器に電子ブックリーダーが追加されたほか、業務使用の例外規定がすべてのメディアと機器に適用されることとなった。

### リトアニア スロバキア

リトアニアでは、2016年1月より、ゲーム機、タブレット、スマートフォンに補償金が課されることになった。また、スロバキアにおいても2016年1月の新しい著作権法により、幅広い範囲のメディアや機器から補償金が徴収されることになった。

### エストニア アイスランド

アナログ機器やCD-R等のみを補償金の対象としているエストニアにおいては、これらの機器・媒体が市場から消えつつあるため、徴収コストが高くなり、補償金の徴収がなされていない。アイスランドにおいても似たような状況が見られる。

### ナイジェリア

ナイジェリア著作権協会（COSON）が、ナイジェリア著作権委員会（NCC）により、音楽作品や録音物に関する唯一の管理団体であると承認されている。補償金制度は2004年の著作権法によって導入され、記憶媒体または機器に応じた補償金額が定められているが、NCCがCOSON他2団体を通じて補償金を徴収・分配するという計画がまだ実行に移されていないため、当面収入はない。

図表 対象機器・記録媒体・補償金額の決定方法

モデル	国
国費（補償金なし）	ノルウェー、フィンランド。スペインにおいては、近年、スペイン最高裁判所が勅令を無効と判決した。
政府による直接介入	ブルキナファソ、チエコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、イタリア、リトアニア、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、スロベニア、トルコ、ウクライナ、米国
産業界と団体との交渉	オーストリア、クロアチア、ドイツ、日本
権利者又は政府指定の特別の主体における交渉 関係者の提案の後法律／政府により定まる	ベルギー・ブルガリア、カナダ、フランス、ハンガリー、ラトビア、オランダ、ルーマニア、スウェーデン、スイス

図表 補償金額を割合として定めている国

国	記録媒体と機器に 課す割合
ブルガリア	磁気と光学記録媒体（HDDとフラッシュメモリーを含む）に 1%から1.5%
チエコ	記録媒体に定額、機器に0.75～3%
エストニア	記録媒体に8%、機器に3%
ギリシャ	全ての製品／装置に6%
日本	記録媒体に3%、機器（録音のみ）に2%
ラトビア	フラッシュメディアに4%、記録媒体に6%、機器（すべてのパソコン）に定額
リトアニア	記録媒体に6%、機器とフラッシュメディアに定額
ポーランド	0.05%～3%の範囲
ルーマニア	記録媒体に3%、機器に0.5%
ロシア	（製品価格の） 1%
スロバキア	記録媒体に6%、機器に0.3～3%
ウクライナ	記録媒体と機器に0.02%～1%
米国	記録媒体に3%、機器に2%

※上記以外の欧州諸国は機器・記録媒体ごとに補償金額を設定しているところが多い

図表

図表 共通目的事業への支出

国	補償金に占める支出割合	支出割合の根拠
オーストリア	50%	法律
ブルガリア	30%	法律
デンマーク	33%	法律
エストニア	10%	法律
フィンランド	録画50%、録音35%	法律
フランス	25%	法律
ハンガリー	国立文化基金7%、アーティスト基金3%	法律、権利者
イタリア	文化促進活動10%※2015年より導入 実演家のために録画の分配額のうち50%	法律 実演家
日本	20%	法律
ラトビア	10%	音楽の著作者
リトアニア	25%	法律
パラグアイ	10%	法律、著作者と実演家
ポルトガル	20%	法律
ロシア	最大20%	法律－権利者
スイス	10%	権利者団体
トルコ	100%	法律

図表 年間の徴収額（単位：ユーロ）

国	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
オーストリア	16,413,000	13,213,000	11,699,000	9,907,000	7,838,000	5,787,000	5,985,447	6,303,356	10,076,591
ベルギー	20,081,280	15,608,627	13,120,350	27,020,734	24,252,413	23,827,891	24,405,986	32,406,669	24,986,442
カナダ	20,206,899	18,152,725	14,722,957	11,764,034	7,936,679	6,405,325	4,586,876	3,514,089	2,482,138
デンマーク	5,352,136	5,860,862	5,382,158	5,043,243	4,579,148	4,194,716	4,102,878	3,673,226	3,825,456
フィンランド	15,566,656	12,030,920	8,799,293	6,478,600	5,428,400	7,073,300	6,407,100	4,878,300	11,000,000
フランス	163,402,714	166,932,996	172,361,311	188,737,396	192,780,541	173,877,725	207,972,000	216,861,000	226,132,535
ドイツ	148,841,000	127,338,000	289,978,000	244,021,000	14,782,000	74,117,000	102,546,000	281,204,000	100,665,000
ギリシャ	22,894	524,486	153,055	778,200	1,182,717	245,699	297,665	336,654	102,035
ハンガリー	11,539,681	8,476,274	8,942,092	9,485,541	10,326,534	12,570,324	19,468,996	27,949,968	22,055,429
イタリア	70,956,045	61,662,334	44,527,702	51,802,831	84,009,114	71,738,387	67,086,699	77,986,505	129,630,285
日本	16,904,865	21,090,642	19,084,892	25,360,171	25,489,320	8,741,640	1,493,998	253,611	728,458
リトアニア	84,423	801,650	711,011	102,534	102,534	1,972,906	2,642,206	2,808,503	3,124,441
オランダ	19,249,000	17,010,000	14,885,000	10,820,000	9,210,000	5,376,000	30,831,000	35,795,000	28,219,741
ノルウェー	n/a	n/a	4,954,248	5,215,686	5,372,549	5,675,556	5,617,991	5,425,067	5,071,056
ポーランド	4,290,581	4,906,569	2,508,799	1,891,712	1,881,498	1,642,848	2,118,238	1,531,470	1,570,586
ポルトガル	5,752,919	4,594,998	3,633,984	2,359,418	2,292,392	1,215,863	893,454	688,097	3,323,438
ルーマニア	n/a	302,242	502,789	970,012	1,541,873	2,001,662	2,533,338	3,370,395	n/a
ロシア	-	-	-	952,484	17,094,833	29,600,101	80,455,420	52,543,705	32,326,196
スロバキア	903,677	977,373	621,116	691,843	382,748	433,088	409,899	700,702	1,442,193
スペイン	40,706,047	59,992,342	79,080,032	82,176,345	61,709,742	5,000,000	5,000,000	5,000,000	-
スウェーデン	19,136,070	14,403,548	12,609,229	9,889,162	8,405,433	9,823,462	13,186,657	15,147,304	10,285,356
スイス	11,952,060	22,433,306	16,133,395	11,827,635	8,308,485	6,743,805	5,934,799	11,467,426	12,473,362
米国	n/a	n/a	n/a	1,208,072	1,438,711	1,323,099	583,698	293,955	135,249

注："n/a" = 利用できる収入額の数値なし、"-" = 収入なし。  
WIPO「International Survey on Private Copying2016」より主要国について抜粋。

図表 一人当たりの徴収額（単位：ユーロ）

国	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
オーストリア	1.98	1.59	1.40	1.18	0.93	0.69	0.71	0.74	1.17
ベルギー	1.89	1.46	1.22	2.48	2.2	2.14	2.18	2.89	2.21
カナダ	0.61	0.55	0.44	0.35	0.23	0.18	0.13	0.10	0.07
デンマーク	0.98	1.07	0.97	0.91	0.82	0.75	0.73	0.65	0.67
フィンランド	2.94	2.26	1.65	1.21	1.01	1.31	1.18	0.89	2.01
フランス	2.55	2.59	2.66	2.90	2.95	2.65	3.15	3.26	3.38
ドイツ	1.81	1.55	3.54	2.98	0.18	0.92	1.25	3.47	1.24
ギリシャ	0.00	0.05	0.01	0.07	0.11	0.02	0.03	0.03	0.01
ハンガリー	1.15	0.84	0.89	0.95	1.04	1.27	1.97	2.83	2.24
イタリア	1.21	1.05	0.75	0.87	1.41	1.20	1.11	1.28	2.13
日本	0.13	0.16	0.15	0.20	0.20	0.07	0.01	0.00	0.01
リトアニア	0.03	0.25	0.22	0.03	0.03	0.66	0.89	0.96	1.07
オランダ	1.18	1.03	0.90	0.65	0.55	0.32	1.83	2.12	1.67
ノルウェー	n/a	n/a	1.03	1.07	1.08	1.13	1.11	1.06	0.98
パラグアイ	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0.15	0.14	0.12	0.14
ポーランド	0.11	0.13	0.07	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.04
ポルトガル	0.55	0.44	0.34	0.22	0.22	0.12	0.09	0.07	0.32
ルーマニア	n/a	0.01	0.02	0.05	0.08	0.10	0.13	0.17	n/a
ロシア	0.00	0.00	0.00	0.01	0.12	0.21	0.56	0.37	0.22
スロバキア	0.17	0.18	0.12	0.13	0.07	0.08	0.08	0.13	0.27
スペイン	0.90	1.31	1.71	1.76	1.32	0.11	0.11	0.11	0.00
スウェーデン	2.09	1.56	1.36	1.05	0.89	1.03	1.37	1.56	1.05
スイス	1.58	2.93	2.08	1.51	1.05	0.84	0.73	1.40	1.51
米国	n/a	n/a	n/a	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注："n/a" = 利用できる収入額の数値なし、"-" = 収入なし。  
WIPO「International Survey on Private Copying2016」より主要国について抜粋。

## 私的録音録画補償金制度の概要<sup>1</sup>

### (1) 一般社団法人私的録音補償金管理協会

著作権法に基づき、私的録音に係る著作物に関する補償金を受け、権利者に分配する者として、平成5年に、一般社団法人私的録音補償金管理協会（以下、「sarah」という。）が文化庁長官から指定されている。

### (2) 補償金の徴収

本制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体（sarah）に支払われる仕組みとなっている。補償金の額は、指定管理団体（sarah）が作成した原案をもとに、対象となる機器及び記録媒体の製造業者等から意見を聴取した上で、文化庁長官に認可を受けることで決定される。

デジタル録音用製品

DAT（デジタル・オーディオ・テープ・レコーダー）

DCC（デジタル・コンパクト・カセット・レコーダー）

MD（ミニ・ディスク・レコーダー）

CD-R（コンパクト・ディスク・レコータブル）

CD-RW（コンパクト・ディスク・リライタブル）

私的録音補償金の額

・特定機器については、基準価格の一定割合（65%相当）の2%（上限1,000円）

・特定記録媒体については、基準価格の一定割合（50%相当）の3%

(3)

<sup>1</sup> 本資料は、私的録音録画補償金制度のうち、私的録音に焦点を当てたものであり、(3)「分配の流れ」以下については、本年度小委員会第3回におけるsarahからの発表内容を踏まえて作成した。

### (3) 分配の流れ（購入者から sarah まで）

- i ) 輸入業者や製造業者が、機器及び記録媒体の購入者によって支払われた補償金を直接又は一般社団法人電子情報技術産業協会（以下、「JEITA」という。）を通じて sarah に支払う。平成 28 年度の補償金額は、輸入業者から約 900 万円、製造業者から約 4,400 万円、合計 5,300 万円である。内訳は、機器 1,600 万円、記録媒体 3,700 万円である。[図表 A]
- ii ) sarah に支払われた補償金は、徴収・分配・共通目的事業等を実施するための管理手数料として 20%が控除される。なお、残余金が生じた場合は、翌年度の分配金に繰り入れて分配される。
- iii) 管理手数料を控除した金額のうち 20%が共通目的事業（詳細は（4）にて後述）のために控除され、残りの 80%が権利者分配基金へ充当される。平成 28 年度は、預金利息及び前年度管理手数料残余金を加算した約 4,000 万円が分配額である。
- iv) これらの分配金は、sarah を構成する三管理団体に分配が委託される。補償金の配分は一般社団法人日本音楽著作権協会 36%<sup>2</sup>、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 32%、一般社団法人日本レコード協会 32%である。[図表 A]

---

<sup>2</sup> 言語の著作物に関わる分配金 1.5%が含まれている。

#### (4) 分配の流れ (sarah から管理団体まで)

sarah から委託を受けている各管理団体は、分配報告書を sarah に提出する義務があり、sarah は各管理団体から毎年度分配の報告を受けている。

各管理団体が、それぞれ分配手数料及び非会員分配基金（クレーム基金）を控除した額が権利者への分配額となる。[図表 B]

平成 28 年度の分配については以下のとおり。

##### ①日本音楽著作権協会

分配額：約 1500 万円（その他、日本脚本家連盟から約 60 万円）

分配先：7,373 人

（その他、音楽出版社・相互管理契約を締結している海外の管理団体 54 団体）

分配先の決定方法：私的複製の基となった放送、購入レコード、貸レコード、これらの全量のデータを基に分配計算を行う。

##### ②日本芸能実演家団体協議会

分配額：約 1300 万円

分配先：12,611 人

分配先の決定方法：私的複製の基となった放送、購入レコード、貸レコード、これらの全量のデータを基に分配計算を行う。

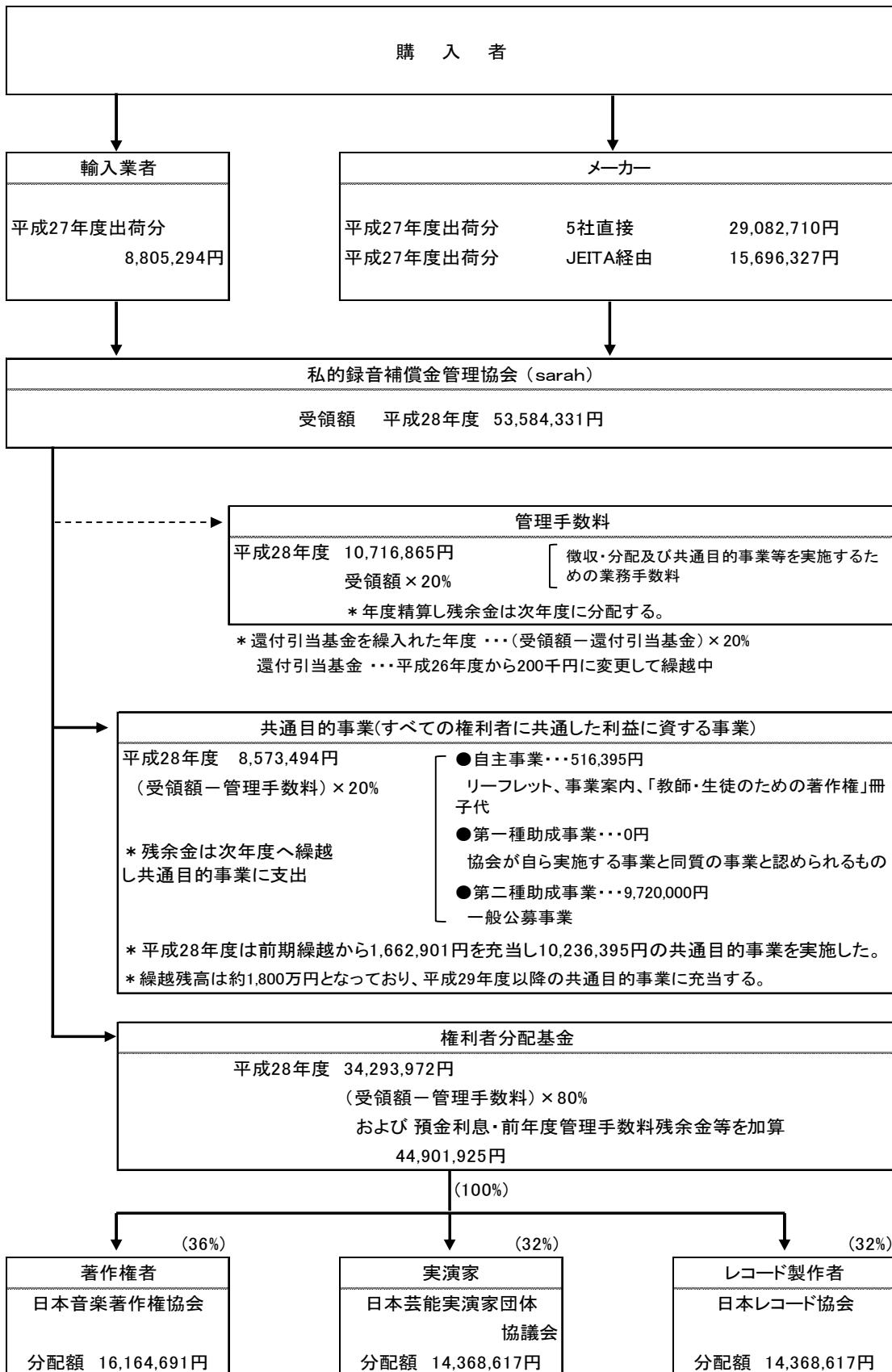
##### ③日本レコード協会

分配額：約 1200 万円

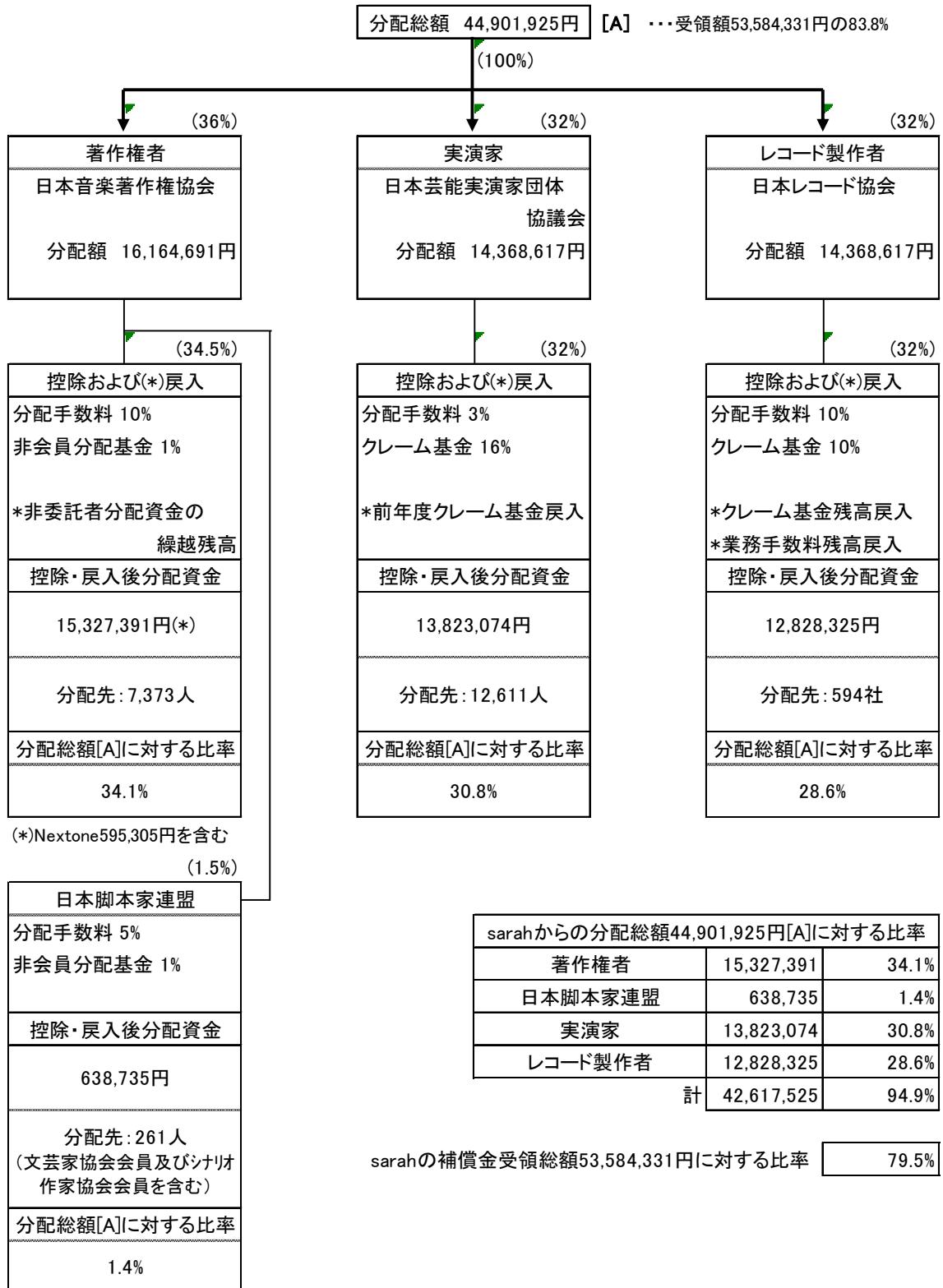
分配先：594 人

分配先の決定方法：私的複製の基となった放送、購入レコード、貸レコードに分け、それぞれのレコードの正味出荷金額のシェアで分配計算を行う。

図表 A 平成 28 年度私的録音補償金分配の流れ（1）



図表 B 平成 28 年度私的録音補償金分配の流れ（2）



## (5) 共通目的事業

現行著作権法第 104 条の 8において、指定管理団体は、補償金額の 2割以内で政令で定める割合に相当する額を著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業に支出しなければならないとされており、著作権法施行令第 57 条の 6 で 2割と規定されている。

sarah では、当該規定に基づき、共通目的事業を自主事業、第一種助成事業、第二種助成事業に分けて活動を行っている。<sup>3</sup>

### ①自主事業

自主事業では、著作権教育用の小冊子の発行を行い、教育現場や第二種助成事業の会場で配布を行っている。

### ②第一種助成事業

第一種助成事業は、公益社団法人著作権情報センター等が実施する、著作物の振興や普及に資する事業に対して助成するものである。これまで助成金によって、著作物の利用場面に応じたQ & Aの冊子の発行、諸外国の著作権法制度に関する調査や著作権関係の書籍・論文等を整理して当該センターのウェブサイトへ公開すること等が実施されてきた。

なお、現在は、徴収額の減少から、第一種助成事業への支出を見合させており、平成 28 年度の支出額は 0 円となっている。

### ③第二種助成事業

第二種助成事業では、音楽・芸能に関わる創造活動及び創造環境の整備を目的とした活動に対して、公募を行い、広く一般に助成を行っている。

平成 28 年度の助成事業は以下のとおり。

番号	事業種類	申請者（主催団体）	事業名	予算額
1	教育普及		助成事業の実施に際して、主催者に配布を義務づけるパンフレットの作成	303,620
2	創作振興		平成 29 年度助成事業に係わる一般公募 公募、選考、決定	212,775
自主事業 合計（税込み）				516,395

<sup>3</sup> 平成 29 年度以降は、補償金の徴収額の減少を受けて、第二種助成事業は一時中断することとなつてゐる。

1	創作振興	高千穂町吹奏楽連合会〔tzedakah〕	過疎地域音楽文化創生事業	300,000
2	創作振興	21世紀の合唱を考える会合唱人集団「音楽樹」	Tokyo Cantat 2016	300,000
3	創作振興	スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド実行委員会	スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド 2016	300,000
4	創作振興	公益財団法人ニッセイ文化振興財団	ニッセイ名作シリーズ 2016/ NISSAY OPERA 2016 オペラ「セビリアの理髪師」	500,000
5	創作振興	日本詩人連盟	日本詩謡集・日本詩謡曲の発行及び「日本詩謡曲集」を聞く集いの開催	300,000
6	創作振興	日本音楽著作家連合	第31回 藤田まさと記念 新作歌謡作品コンクール	200,000
7	創作振興	一般社団法人 ミュージック・マスターーズ・コース・ジャパン ヨコハマ	ミュージック・マスターーズ・コース・ジャパン ヨコハマ 2016	500,000
8	創作振興	一般社団法人 Music Dialogue	Music Dialogue x 東京国立近代美術館 室内楽演奏シリーズ”Discovery”	200,000
9	創作振興	相馬ながれやま踊り Juniorの会	南相馬市の中高年による「相馬ながれやま踊り junior の会」地方公演	200,000
10	創作振興	公益財団法人 府中文化振興財団 府中の森芸術劇場	夏休み劇場ウォッチング「パイプオルガン大冒険」公演	300,000
11	創作振興	公益財団法人 びわ湖ホール	みんなでつくろう オペラ『森は生きている』	300,000
12	創作振興	全日本児童音楽協会	「第61回子どもの歌コンサート」「新しい童謡曲集」	200,000
13	創作振興	あすなろコンサート 実行委員会	あすなろコンサート 2016	300,000
14	創作振興	日本訳詩家協会	日本訳詩家協会主催 訳詩コンサート「世界の歌を美しい日本語で」	300,000
15	創作振興	一般社団法人 日本童謡協会	第39回「童謡祭」	300,000

16	創作振興	NPO 法人 アートステージ空知	チエロ・アンサンブル 008 エイット in 深川	300,000
17	創作振興	公益社団法人 広島交響楽協会	秋山和慶のディスカバー・シリーズ ～"Gift"広響の新たな才能と天才モーツアルトの肖像～	500,000
18	創作振興	シネクドキズム実行委員会	音楽と写真と映像の作品 「Synecdochism II 〈continuity〉」の日仏公演	300,000
19	創作振興	公益財団法人 日本フィルハーモニー交響楽団	創立 60 周年記念/ ピエタリ・インキネン首席指揮者就任披露演奏会	500,000
20	創作振興	詩と音楽の会	第 49 回「新しい日本の歌」発表演奏会	300,000
21	創作振興	公益社団法人 日本作曲家協会	「日本作曲家協会音楽祭・2016」	300,000
22	創作振興	ミナミジャズウォーク 実行委員会	ミナミジャズウォーク 2016	200,000
23	創作振興	一般社団法人 日本作詩家協会	第 19 回著作権シンポジウム 「いい歌を残すための歌会議・鹿児島」	300,000
24	創作振興	全日本音楽著作家協会	全日本音楽著作家協会音楽祭 「こころの歌」コンサート開催及び会報の発行	300,000
25	創作振興	一般財団法人 合唱音楽振興会	東京混声合唱団 第 241 回 定期演奏会	300,000
26	創作振興	公益財団法人 札幌市芸術文化財団	FOREST of NEW ARTS (フォレスト・オブ・ニュー・アーツ)	300,000
27	創作振興	日本現代音楽協会	邦楽・絃楽 プロジェクト 2017(仮題)	300,000
28	創作振興	日本音楽家ユニオン	3.19 ミュージックの日 2017	300,000
29	創作振興	NPO 法人 トリトン・アーツ・ネットワーク	子どもを連れてクラシック 「子育て支援コンサート」	300,000
	第二種助成事業 合計 (税抜き)			9,000,000
	第二種助成事業 合計 (税込み)			9,720,000

# 平成29年度私の録音に関する実態調査

-中間報告-

平成29年12月20日  
みずほ情報総研株式会社  
経営・ITコンサルティング部

---

## ■ 1次調査

# 1次調査概要

項目	概要																												
目的	・私的録音を実施している人、いない人を含めた私的録音についての実態把握（過去調査結果との経年比較する設問を含む）																												
対象	<p>・全国の15歳以上の男女 ・<b>日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した40,000人</b>を対象とする。総務省統計局の資料をもとに、全国の年齢・性別別の人口比（平成29年5月確定値）と対応するように割付を行うと、以下の通りとなる。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>男性</th><th>女性</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>15～19歳</td><td>1,437</td><td>1,361</td><td>2,798</td></tr><tr><td>20～29歳</td><td>2,978</td><td>2,827</td><td>5,805</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>3,566</td><td>3,463</td><td>7,029</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>4,436</td><td>4,336</td><td>8,772</td></tr><tr><td>50～69歳</td><td>7,697</td><td>7,899</td><td>15,596</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,114</td><td>19,886</td><td>40,000</td></tr></tbody></table>		男性	女性	合計	15～19歳	1,437	1,361	2,798	20～29歳	2,978	2,827	5,805	30～39歳	3,566	3,463	7,029	40～49歳	4,436	4,336	8,772	50～69歳	7,697	7,899	15,596	合計	20,114	19,886	40,000
	男性	女性	合計																										
15～19歳	1,437	1,361	2,798																										
20～29歳	2,978	2,827	5,805																										
30～39歳	3,566	3,463	7,029																										
40～49歳	4,436	4,336	8,772																										
50～69歳	7,697	7,899	15,596																										
合計	20,114	19,886	40,000																										
調査方法	ウェブアンケート調査																												
設問数	11問																												
備考	2014年の調査結果は公益社団法人 著作権情報センター附属著作権研究所の実施した「私的録音録画に関する実態調査」（2014年3月）の結果を参照している。 S：単一回答、M：複数回答の略。																												

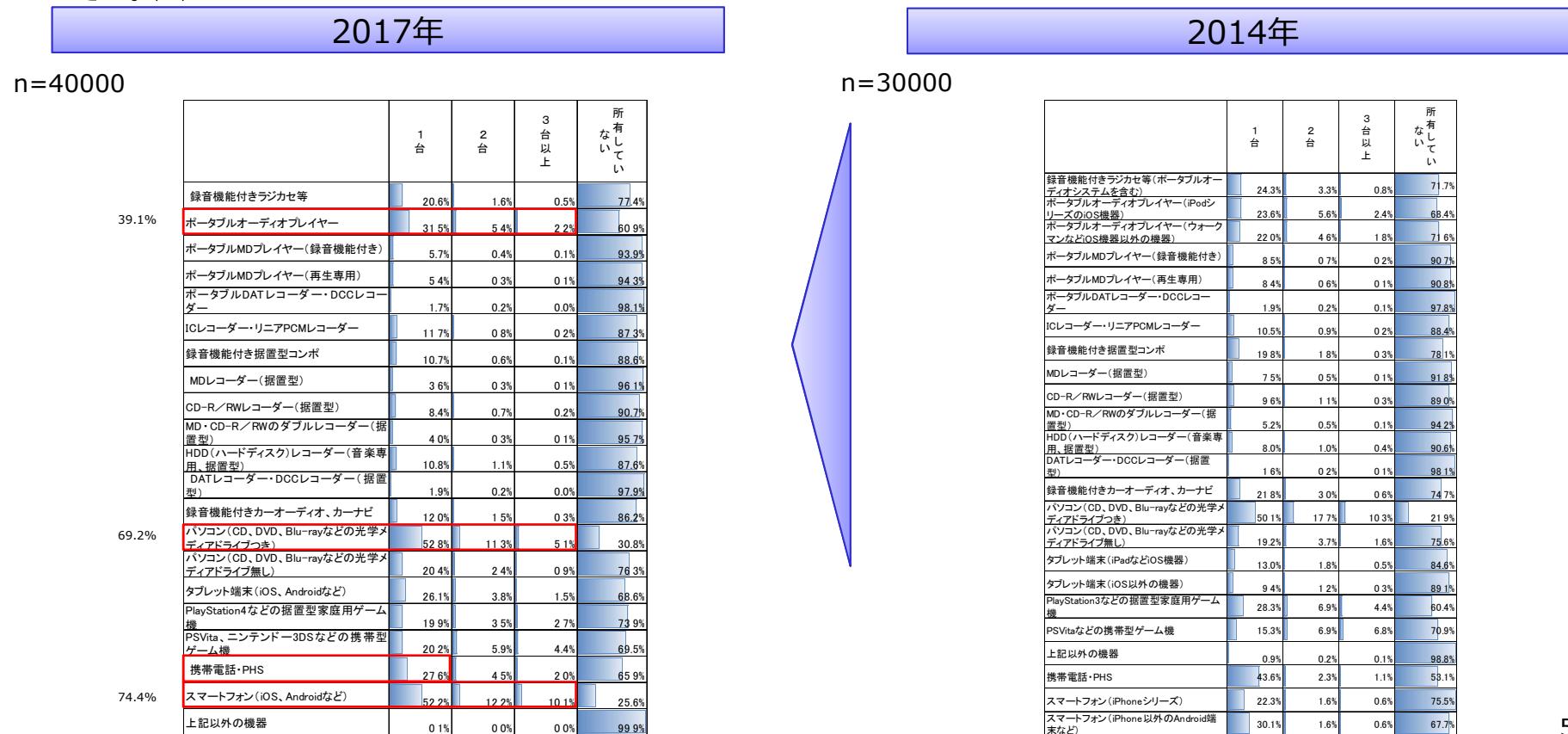
# 1次調査概要

録音、ダウンロード、コピー、アップロードの具体的な行為について（アンケート時の説明文を再掲）	<p><b>【録音】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング（音楽CDのデータをコンピュータ上で読み込んでHDDやSSD等の別の外部記憶装置にコピーすること）</li><li>○ラジオ放送（AM, FM, インターネット）やテレビ放送の録音</li></ul> <p><b>【ダウンロード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○聴き放題の音楽配信サービス（Spotify, Google Play Music, Apple Music, AWA, LINE MUSIC, レコチョクBest等）からの音楽データのダウンロード</li><li>○有料の音楽配信サービス（1曲ごとに課金されるサービス）からの音楽データのダウンロード（聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。）</li><li>○自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービス（Dropbox, Evernote, Googleドライブ、SkyDrive, Amazon Cloud Drive等）からの音楽データのダウンロード</li><li>○ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード</li><li>○スマートフォン用のアプリ（聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。）を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード</li></ul> <p><b>【コピー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー</li></ul> <p><b>【アップロード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービス（Dropbox, Evernote, Googleドライブ、SkyDrive, Amazon Cloud Drive等）へのアップロード</li><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービス（自分の所有する音楽ファイルをサーバーにアップロードして、随时ダウンロードまたはストリーミング配信できるようにするサービスの総称。Apple Music, Google Play Musicにおける「ライブラリ」機能等を指します。）へのアップロード、転送、同期。ただし、iTunes Matchを利用して、音楽CDから録音、リッピングした音楽データを、iTunes Store版のデータに置き換えた場合は含みません。</li></ul> <p><b>&lt;注意：本調査の「録音、ダウンロード、コピー、アップロード」に該当しないもの&gt;</b></p> <p>※聴き放題の音楽配信サービス（Spotify, Google Play Music, Apple Music, AWA, LINE MUSIC, レコチョクBest等）における、機器へのダウンロードを伴わない音楽データのストリーミング再生や、ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイト（YouTube等）における、ダウンロードを伴わない動画のストリーミング再生は該当しません。</p> <p>※カセットテープへの録音は該当しません。（本調査の「録音」はデジタル方式の録音を指し、カセットテープへの録音はアナログ方式の録音であるためです。）</p> <p>※自分の家族や友人以外へ音楽データをあげたり共有したりする場合は該当しません。</p>
--	---

# 1次調査結果

- 所有する機器1台～3台以上の回答を合わせると、「スマートフォン（iOS、Androidなど）」(74.4%)「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」(69.2%)、「ポータブルオーディオプレイヤー」(39.1%)の順に多くなる結果となった。
- 2014年時点と比較すると「1台」と回答した割合が「携帯電話・PHS」(43.6%→27.6%)で大きく減少している。

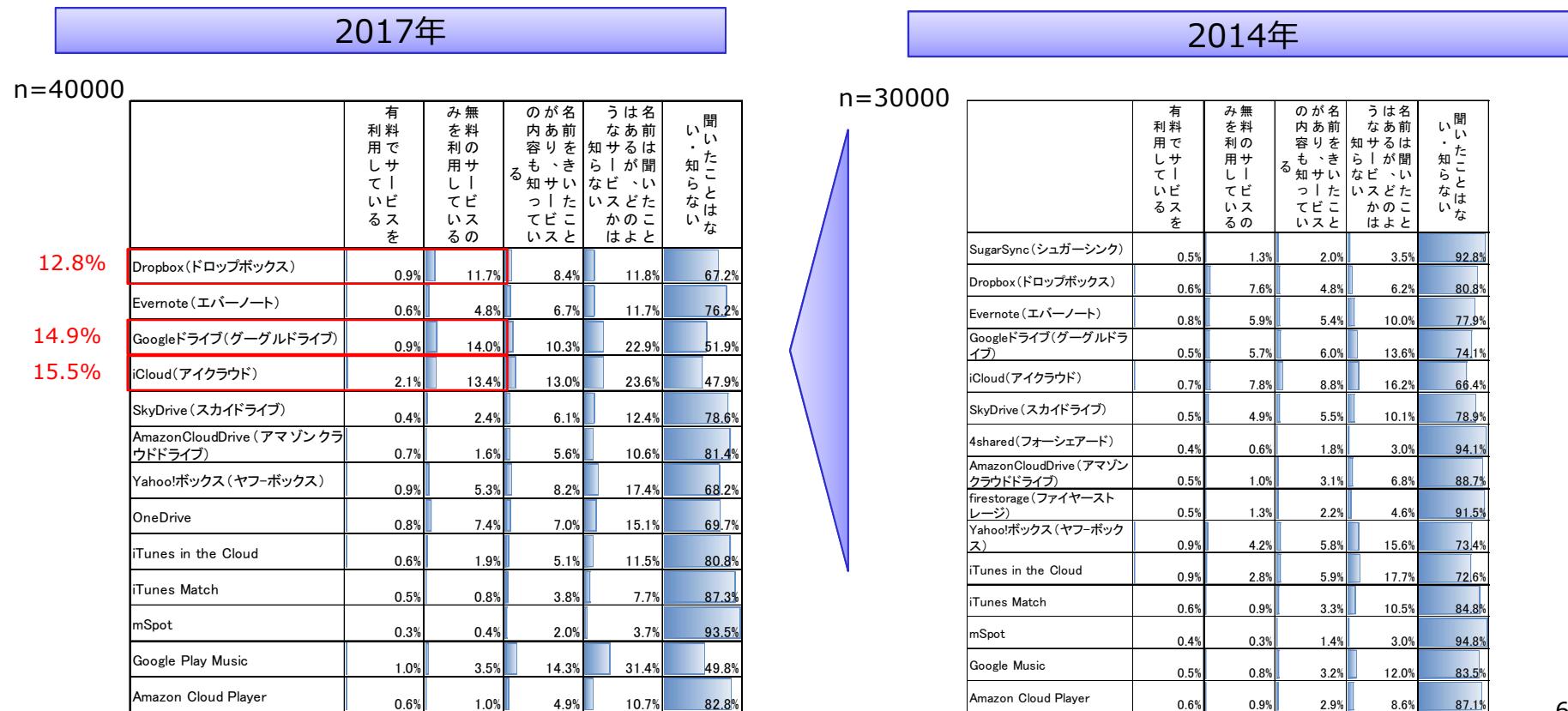
**図表 あなたのご家庭及びあなたは、次に挙げる録音ができる機器をお持ちですか。所有している機器の台数（合計値）をお答えください。（S）**



# 1次調査結果

- オンラインストレージサービスの利用率（「有料でサービスを利用している」、「無料のサービスを利用している」）は、多い順に、「iCloud（アイクラウド）」(15.5%)、「Google ドライブ（グーグルドライブ）」(14.9%)、「Dropbox（ドロップボックス）」(12.8%)となった。
- 2014年時点と比較すると、上記3サービスの「無料のサービスのみ利用している」の割合が増えていることが分かる。

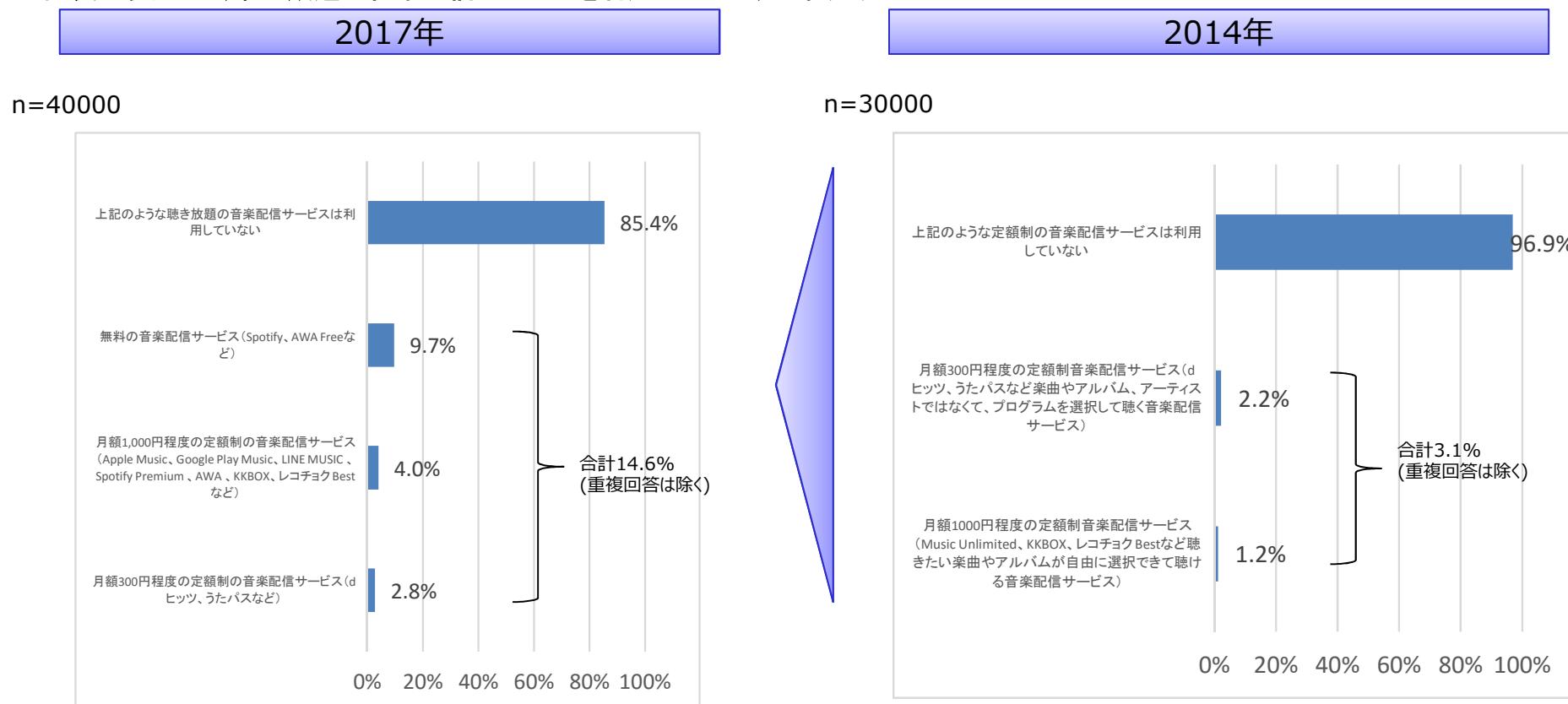
図表 あなたは、インターネット上のオンラインストレージサービスをご存じですか。また、利用していますか。(S)



# 1次調査結果

- 聴き放題の音楽配信サービスを利用していない者は85.4%であった。
- 聴き放題の音楽配信サービス利用者は、多い順に「無料の音楽配信サービス」(9.7%)、「月額1,000円程度の定額制の音楽配信サービス」(4.0%)であった。
- 2014年時点と比較すると、聞き放題の音楽配信サービス利用者は増加している。

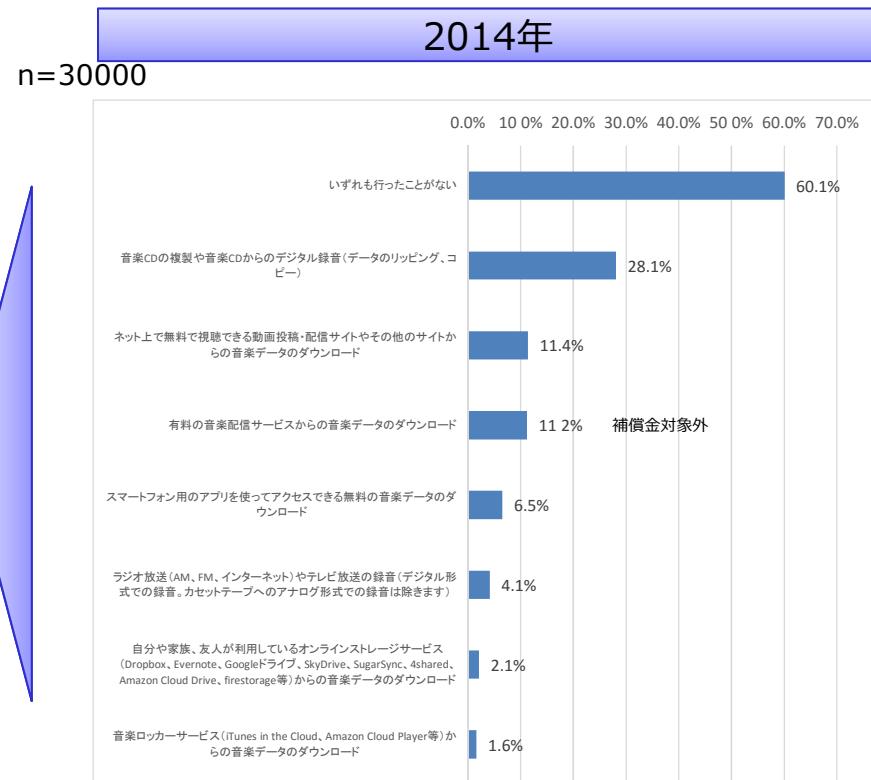
図表 あなたは、聞き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(M)



# 1次調査結果

- 音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードは、多い順に「いずれも行ったことがない」(60.0%)、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング」(25.8%)であった。
- 2014年時点と比較すると、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング（音楽CDのデータをコンピュータ上で読み込んでHDDやSSD等の別の外部記憶装置にコピーすること）」が減少している（28.1%→25.8%）
- 録音等をいずれも行ったことない者は2014年時点から変わらない。（60.0%）

**図表 あなたは、過去1年間で、CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(M)**



# 1次調査結果

- 年代別に比較すると、「いずれも行ったことがない」と回答した割合は、年代が若いほど少なくなっている。若年層において私的録音が行われていることが分かった。
- 15歳～19歳では、「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード」(28.3%)、「スマートフォン用のアプリを使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード」(22.0%)の割合が他世代と比べて高い結果となった。

図表 あなたは、過去1年間で、CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(M)

2017年

n=40000

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
いずれも行ったことがない	35.7%	50.7%	58.0%	62.1%	67.4%
音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング	38.7%	31.8%	27.6%	24.9%	20.9%
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード	28.3%	16.5%	12.5%	10.4%	10.9%
有料の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード(1曲ごとに課金されるサービスを想定し、聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。)	12.5%	11.4%	10.4%	8.2%	5.0%
ラジオ放送(AM, FM, インターネット)やテレビ放送の録音	11.6%	7.7%	7.2%	6.7%	7.8%
聴き放題の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード	20.7%	11.0%	7.8%	5.4%	3.8%
スマートフォン用のアプリ(聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。)を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード	22.0%	10.2%	6.3%	4.9%	3.7%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー	6.2%	3.8%	3.7%	2.8%	2.5%
自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスからの音楽データのダウンロード	8.6%	4.3%	3.3%	2.0%	1.5%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービスへのアップロード、転送、同期。	4.9%	2.6%	2.1%	1.2%	0.9%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスへのアップロード	4.6%	2.2%	1.8%	1.1%	0.8%

補償金対象外

補償金対象外

# 1次調査結果

- 使用した機器、最も使用した機器とも多い順に、「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」（53.3%、38.9%）、「スマートフォン（iOS、Androidなど）」（40.2%、26.6%）、「ポータブルオーディオプレイヤー（iPod、ウォークマンなど）」（24.1%、12.4%）であった。
- 2014年時点と比較すると、最も使用した機器では「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」が減少し（48.2%→38.9%）、「スマートフォン（iOS、Androidなど）」が増加している（17.2%→26.6%）。

図表 前項の設問で、過去1年間で、CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。（M）また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。（S）

2017年

n=16019

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）	53.5%	38.9%
スマートフォン（iOS、Androidなど）	40.2%	26.6%
ポータブルオーディオプレイヤー（iPod、ウォークマンなど）	24.1%	12.4%
録音機能付きラジカセ等（ポータブルオーディオシステムを含む）	12.3%	5.4%
パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し）	10.1%	4.6%
タブレット端末（iOS、Androidなど）	9.2%	2.3%
HDD（ハードディスク）レコーダー（音楽専用、据置型）	5.7%	1.6%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	4.8%	1.8%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	4.2%	1.1%
録音機能付き据置型コンポ	3.9%	1.0%
CD-R／RWレコーダー（据置型）	3.8%	0.8%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	3.6%	0.3%
携帯電話・PHS	3.4%	0.8%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	3.3%	0.4%
ポータブルMDプレイヤー（録音機能付き）	3.1%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー（再生専用）	2.3%	0.4%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	1.7%	0.2%
MDレコーダー（据置型）	1.7%	0.2%
MD・CD-R／RWのダブルレコーダー（据置型）	1.6%	0.2%
DATレコーダー・DCCレコーダー（据置型）	1.3%	0.1%
上記以外の機器	0.4%	0.4%

2014年

n=11981

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）	67.1%	48.2%
スマートフォン（iPhoneシリーズ）	17.3%	9.1%
スマートフォン（iPhone以外のAndroid端末など）	16.7%	8.1%
ポータブルオーディオプレイヤー（iPodシリーズのiOS機器）	18.5%	8.5%
ポータブルオーディオプレイヤー（ウォークマンなどiOS機器以外の機器）	14.8%	6.1%
録音機能付きラジカセ等（ポータブルオーディオシステムを含む）	11.1%	3.0%
パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し）	10.6%	4.4%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	9.0%	2.9%
携帯電話・PHS	8.2%	2.0%
録音機能付き据置型コンポ	7.9%	1.7%
タブレット端末（iPadなどiOS機器）	6.2%	1.1%
PlayStation3などの据置型家庭用ゲーム機	5.8%	0.4%
PSVitaなどの携帯型ゲーム機	4.8%	0.3%
CD-R／RWレコーダー（据置型）	4.5%	0.6%
タブレット端末（OS以外の機器）	4.1%	0.5%
HDD（ハードディスク）レコーダー（音楽専用、据置型）	3.9%	0.5%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	3.8%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー（録音機能付き）	3.6%	0.5%
MDレコーダー（据置型）	3.2%	0.3%
MD・CD-R／RWのダブルレコーダー（据置型）	2.7%	0.2%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	2.0%	0.1%
DATレコーダー・DCCレコーダー（据置型）	1.5%	0.1%
上記以外の機器	1.3%	0.8%

10

# 1次調査結果

- パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）は年齢が上がるほど使用率が高まり、スマートフォン（iOS、Androidなど）は年齢が上がるほど、使用率が下がる結果となった。
- ポータブルオーディオプレイヤー（iPod、ウォークマンなど）は年齢が下がるにつれて使用率が高まっている。

図表 過去1年間で、CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。**使用した機器を全てお答えください。(M)**

2017年

n=16019

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	14.7%	12.1%	11.2%	9.5%	13.9%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	31.5%	30.0%	23.6%	21.6%	20.1%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	4.0%	3.8%	3.4%	2.0%	2.8%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	4.0%	3.1%	2.7%	1.4%	1.8%
ポータブルDATレコーダー・DCCLレコーダー	2.9%	2.6%	2.1%	0.9%	1.1%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	3.1%	3.8%	3.9%	3.4%	5.3%
録音機能付き据置型コンポ	3.3%	3.3%	3.6%	3.5%	5.0%
MDレコーダー(据置型)	3.1%	2.3%	1.7%	1.1%	1.3%
CD-R／RWレコーダー(据置型)	5.3%	3.4%	3.2%	3.2%	4.3%
MD・CD-R／RWのダブルレコーダー(据置型)	2.8%	1.9%	1.8%	1.1%	1.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	8.1%	6.3%	5.6%	3.9%	5.6%
DATレコーダー・DCCLレコーダー(据置型)	2.1%	2.4%	1.7%	0.6%	0.8%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	3.7%	4.1%	5.8%	5.1%	4.9%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	36.4%	44.5%	53.7%	58.4%	61.5%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	12.0%	11.8%	9.5%	9.1%	9.4%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	14.0%	9.0%	8.5%	7.9%	9.0%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	8.1%	5.0%	3.7%	2.0%	1.2%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	12.7%	4.5%	3.6%	1.7%	1.0%
携帯電話・PHS	5.9%	3.8%	2.8%	2.1%	3.4%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	61.5%	46.7%	42.4%	37.4%	29.8%
上記以外の機器	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%

# 1次調査結果

③機器の録音利用状況  
最も使用した機器  
(年代別)

- パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）は年齢が上がるほど使用率が高まり、スマートフォン（iOS、Androidなど）は年齢が上がるほど、使用率が下がる結果となった。

図表 過去1年間で、CDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。**最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。(S)**

2017年

n=16019

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	5.3%	5.4%	5.4%	4.4%	6.2%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	14.2%	16.4%	12.3%	11.5%	10.3%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	0.7%	1.0%	0.6%	0.5%	0.6%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	0.5%	0.5%	0.5%	0.2%	0.3%
ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー	0.3%	0.4%	0.4%	0.1%	0.1%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダー	0.4%	0.7%	0.9%	1.1%	1.6%
録音機能付き据置型コンポ	0.4%	0.4%	0.9%	1.2%	1.5%
MDレコーダー(据置型)	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
CD-R／RWレコーダー(据置型)	0.9%	0.4%	0.5%	0.8%	1.1%
MD・CD-R／RWのダブルレコーダー(据置型)	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	2.0%	1.7%	1.0%	1.2%	1.9%
DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	0.4%	1.4%	2.5%	2.0%	1.9%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	17.9%	29.7%	38.7%	44.9%	47.7%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	3.7%	5.1%	4.2%	4.5%	4.8%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	3.4%	1.7%	1.7%	2.0%	2.7%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	1.1%	0.6%	0.3%	0.1%	0.2%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	0.9%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%
携帯電話・PHS	1.5%	1.0%	0.3%	0.5%	0.8%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	45.1%	32.3%	28.4%	24.2%	17.4%
上記以外の機器	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%

12

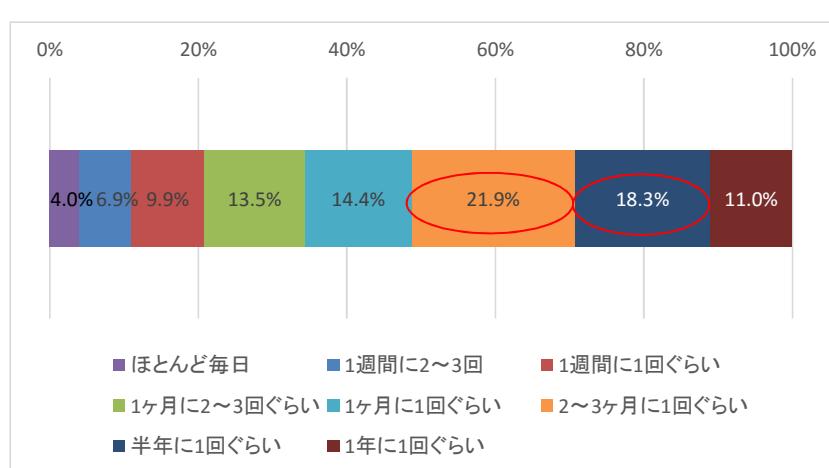
# 1次調査結果

- 機器の利用頻度は、多い順に、「2～3ヶ月に1回ぐらい」(21.9%)、「半年に1回ぐらい」(18.3%)となった。
- 2014年から大きな違いはみられない。

図表 あなたが過去1年間で最も頻繁に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした機器について、おうかがいします。その機器を、どの程度、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用しましたか。(S)

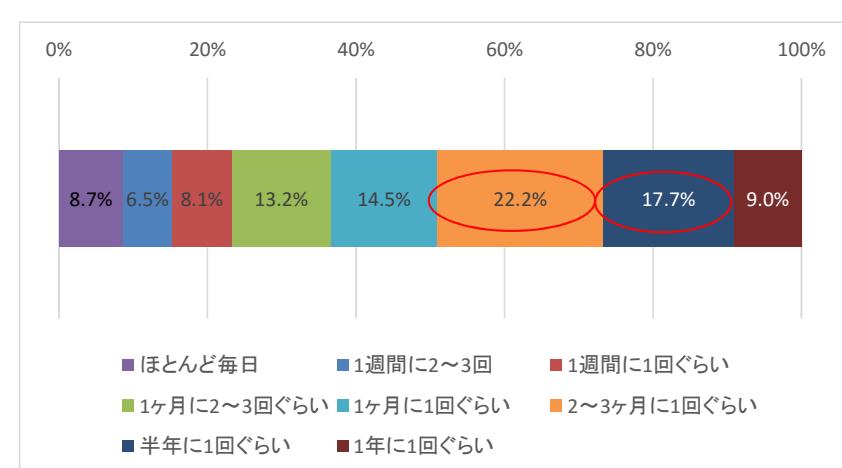
2017年

n=16019



2014年

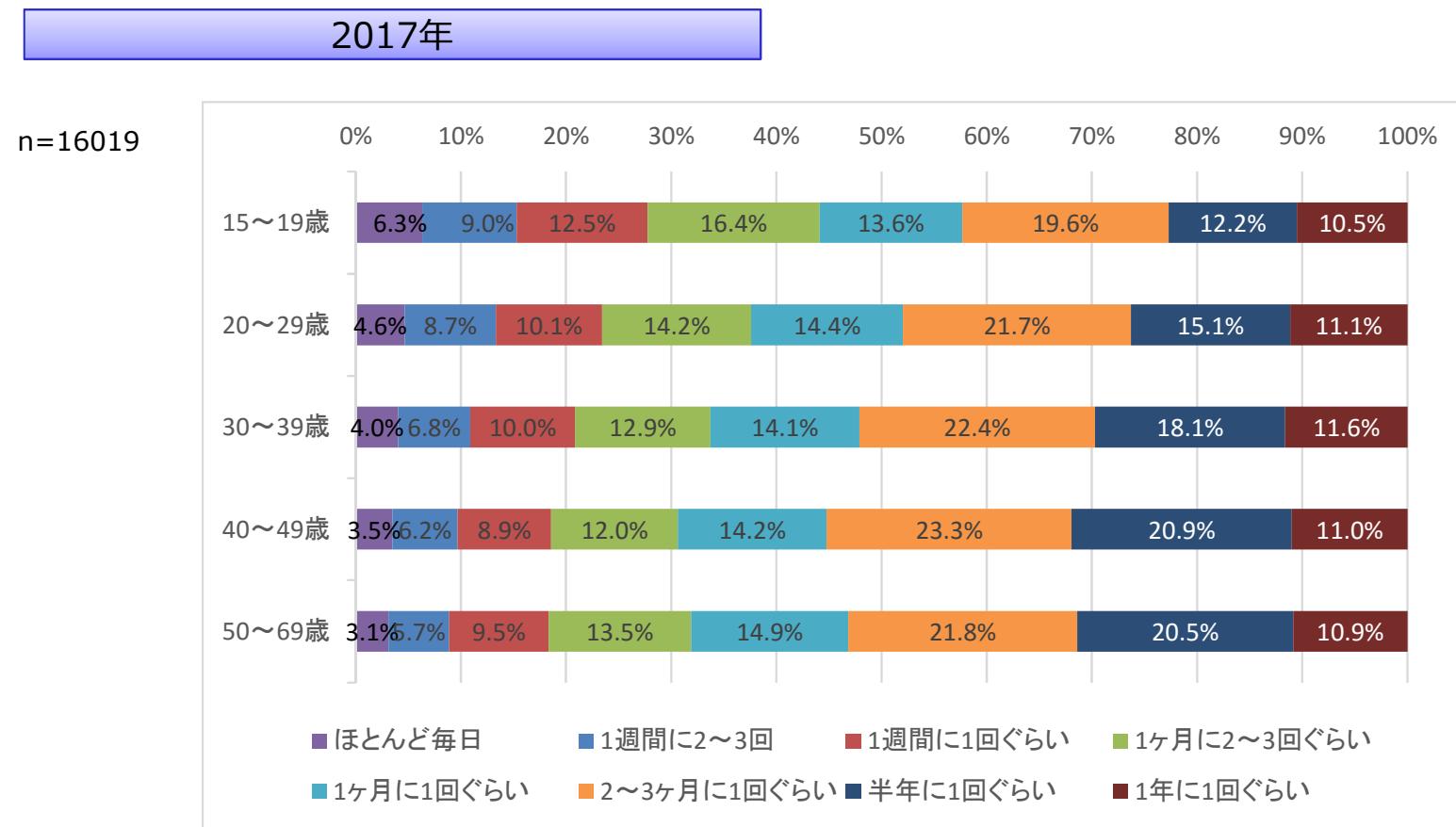
n=11981



# 1次調査結果

- 年代別に比較すると、若年層ほど録音等の頻度が高まることが分かった。

図表 あなたが過去1年間で最も頻繁に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした機器について、おうかがいします。その機器を、どの程度、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用しましたか。(S)



---

## ■2次調査

## 2次調査概要

項目	概要			
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・私的録音を実施している人の録音実態の詳細把握（過去調査結果との経年比較する設問を含む）</li><li>・私的録音録画補償金制度に対する意識の把握</li></ul>			
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・1次調査の回答者のうち、<b>録音・コピー・ダウンロード・アップロードを実施しているとした者を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分し、合計4,000人を対象とする。</b></li><li>・過去調査におけるデジタル録音機器保有者の情報をもとに割付を行うと以下の通りとなる。</li></ul>			
	男性	女性	合計	
15～19歳	235	213	448	
20～29歳	355	360	715	
30～39歳	397	340	737	
40～49歳	478	352	830	
50～69歳	766	505	1271	
合計	2231	1770	4001	
調査方法	ウェブアンケート調査			
設問数	34問			
備考	<p>2014年の調査結果は公益社団法人 著作権情報センター附属著作権研究所の実施した「私的録音録画に関する実態調査」（2014年3月）の結果を参考している。 S：単一回答、M：複数回答、NA:数値回答の略。</p>			

# 2次調査概要

録音、ダウンロード、コピー、アップロードの具体的な行為について（アンケート時の説明文を再掲）	<p><b>【録音】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング（音楽CDのデータをコンピュータ上で読み込んでHDDやSSD等の別の外部記憶装置にコピーすること）</li><li>○ラジオ放送（AM, FM, インターネット）やテレビ放送の録音</li></ul> <p><b>【ダウンロード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○聴き放題の音楽配信サービス（Spotify, Google Play Music, Apple Music, AWA, LINE MUSIC, レコチョクBest等）からの音楽データのダウンロード</li><li>○有料の音楽配信サービス（1曲ごとに課金されるサービス）からの音楽データのダウンロード（聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。）</li><li>○自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービス（Dropbox, Evernote, GoogleDrive, SkyDrive, Amazon Cloud Drive等）からの音楽データのダウンロード</li><li>○ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード</li><li>○スマートフォン用のアプリ（聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。）を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード</li></ul> <p><b>【コピー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー</li></ul> <p><b>【アップロード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービス（Dropbox, Evernote, GoogleDrive, SkyDrive, Amazon Cloud Drive等）へのアップロード</li><li>○有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービス（自分の所有する音楽ファイルをサーバーにアップロードして、隨時ダウンロードまたはストリーミング配信できるようにするサービスの総称。Apple Music, Google Play Musicにおける「ライブラリ」機能等を指します。）へのアップロード、転送、同期。ただし、iTunes Matchを利用して、音楽CDから録音、リッピングした音楽データを、iTunes Store版のデータに置き換えた場合は含みません。</li></ul> <p><b>＜注意：本調査の「録音、ダウンロード、コピー、アップロード」に該当しないもの＞</b></p> <p>※聴き放題の音楽配信サービス（Spotify, Google Play Music, Apple Music, AWA, LINE MUSIC, レコチョクBest等）における、機器へのダウンロードを伴わない音楽データのストリーミング再生や、ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイト（YouTube等）における、ダウンロードを伴わない動画のストリーミング再生は該当しません。</p> <p>※カセットテープへの録音は該当しません。（本調査の「録音」はデジタル方式の録音を指し、カセットテープへの録音はアナログ方式の録音であるためです。）</p> <p>※自分の家族や友人以外へ音楽データをあげたり共有したりする場合は該当しません。</p>
--	---

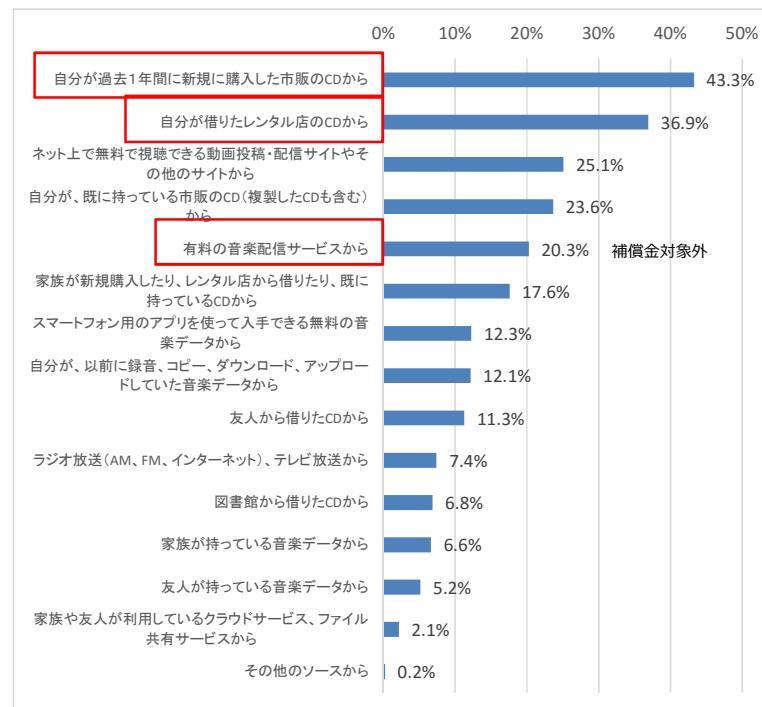
# 2次調査結果

- 音源は、頻度の多い順に、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」(43.3%)、「自分が借りたレンタル店のCDから」(36.9%)となった。
- 有料の音楽配信サービスからのダウンロードは約20%と変化がみられない。

**図表 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください。(M)**

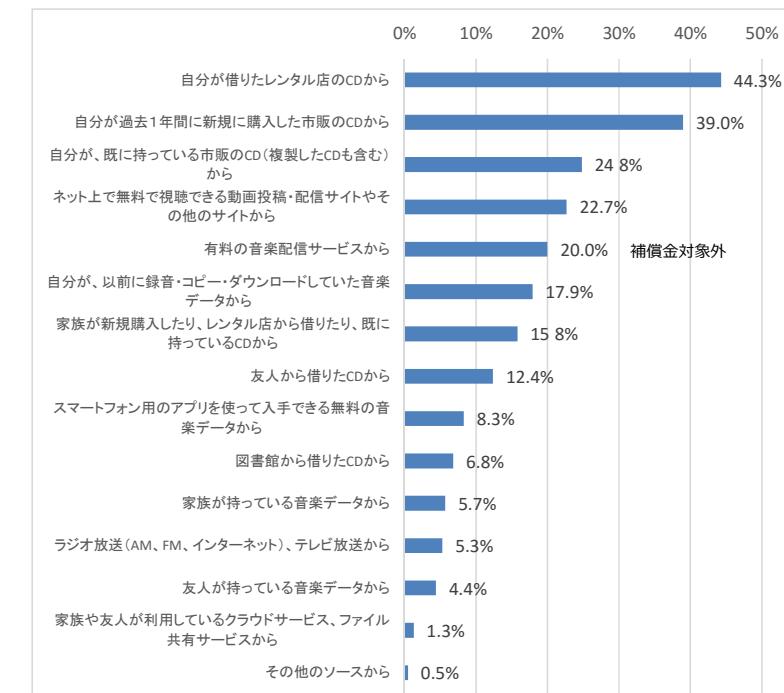
2017年

n=4001



2014年

n=3095



## 2次調査結果

- 音源別の平均曲数を見ると、「図書館から借りたCDから」(9.2曲)、「自分が借りたレンタル店のCDから」(8.8曲)、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」(8.7曲)の順で多くなり、CDからの録音が上位を占める結果となった。
- 2014年時点と比較すると、全体を通して曲数は減少傾向にあるが、「有料の音楽配信サービスから」は増加（4.3曲→7.6曲）している。

図表 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。(NA)

2017年

	平均曲数
自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDからn=1732	8.7
自分が借りたレンタル店のCDからn=1477	8.8
家族が新規購入したり、レンタル店から借りたり、既に持っているCDからn=703	5.2
友人から借りたCDからn=451	6.8
図書館から借りたCDからn=274	9.2
家族が持っている音楽データからn=265	4.5
友人が持っている音楽データからn=207	4.9
家族や友人が利用しているクラウドサービス、ファイル共有サービスからn=86	5.2
有料の音楽配信サービスからn=811	7.6
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからn=1004	6.6
スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データからn=491	8.3
ラジオ放送(AM, FM, インターネット)、テレビ放送からn=297	5.3
その他のソースからn=9	7.6
自分が、以前に録音、コピー、ダウンロード、アップロードしていた音楽データからn=486	7.9
自分が、既に持っている市販のCD(複製したCDも含む)からn=946	8.6

補償金対象外

2014年

	平均曲数
自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDからn=1185	15.0
自分が借りたレンタル店のCDからn=1417	14.5
家族が新規購入したり、レンタル店から借りたり、既に持っているCDからn=547	7.5
友人から借りたCDからn=427	6.3
図書館から借りたCDからn=214	15.1
家族が持っている音楽データからn=212	6.7
友人が持っている音楽データからn=160	7.0
家族や友人が利用しているクラウドサービス、ファイル共有サービスからn=43	5.5
有料の音楽配信サービスからn=655	4.3
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからn=765	7.8
スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データからn=284	6.6
ラジオ放送(AM, FM, インターネット)、テレビ放送からn=196	7.5
その他のソースからn=20	10.9
自分が、以前に録音・コピー・ダウンロードしていった音楽データからn=510	14.1
自分が、既に持っている市販のCD(複製したCDも含む)からn=727	15.3

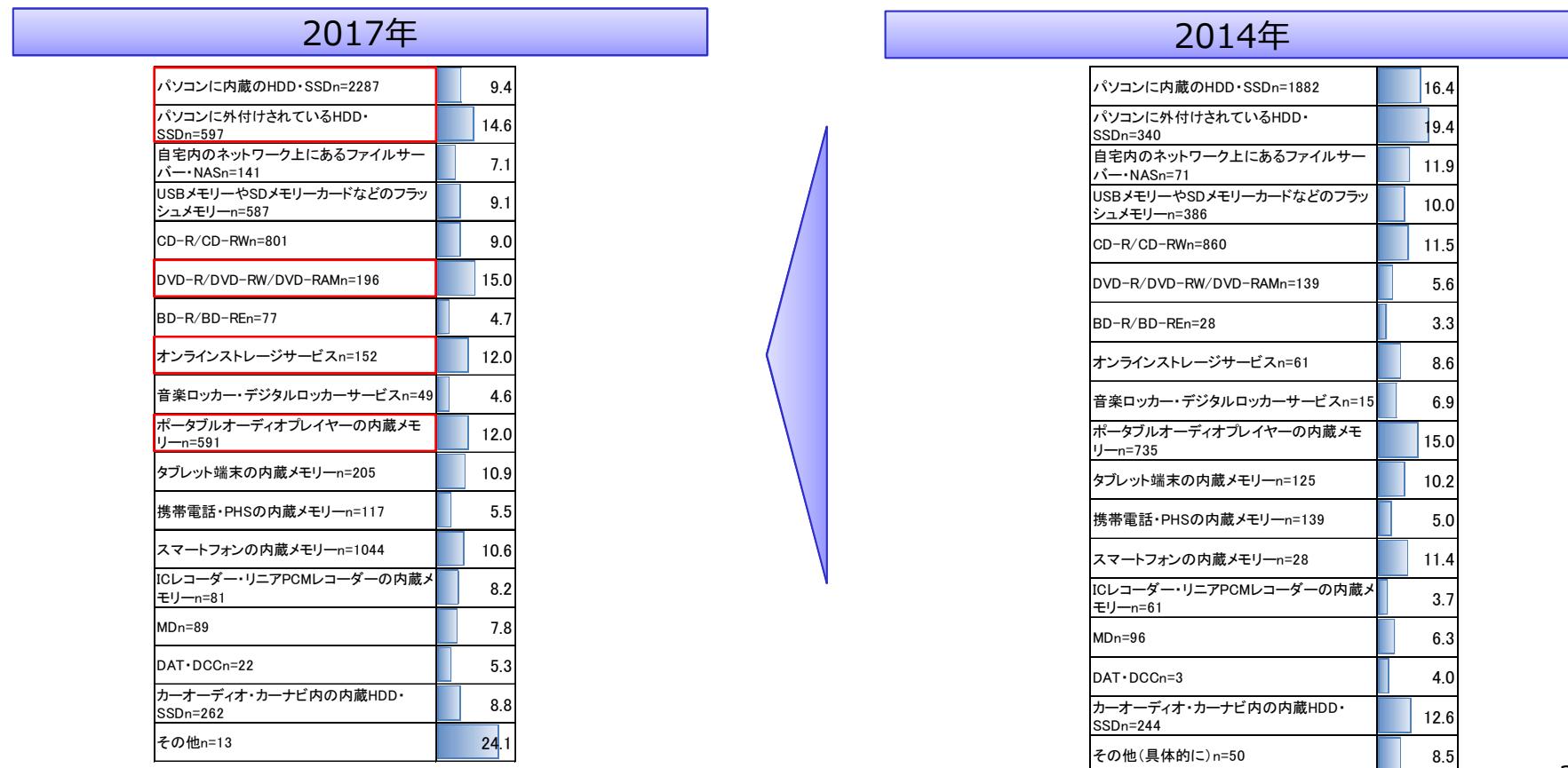
補償金対象外

## 2次調査結果

新規に入手した音楽音源の  
録音等曲数（平均 1か月）

- 過去1年間に新規に入手した音楽音源の機器・媒体・サービス別の録音曲数は、その他を除くと、「パソコンに付属するHDD・SSD（内蔵+外付け）」(24曲)、「DVD-R/DVD-RW/DVD-RAM」(15.0曲)、「オンラインストレージサービス」(12.0曲)、「ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー」(12.0曲)の順で多くなる結果となった。

図表 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。(過去1年間に新規に入手した音楽音源)(NA)



20



みずほ情報総研  
※2014年調査の結果は、回答内容が不適切であったサンプルの結果は含めていない。(2014年の報告書と同様の対応)  
※その他には、「PS3」、「テレビの外付けHDD」、「ブルーレイレコーダーのHDD」等の回答があった。



## 2次調査結果

- 既に自分で入手していた音楽音源の機器・媒体・サービス別の録音曲数は、「タブレット端末の内蔵メモリー」(40.5曲)、「ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー」(31.9曲)、「パソコンに外付けされているHDD・SSD」(26.9曲)、の順で多くなる結果となった。

図表 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。(既に自分で入手していた音楽音源)(NA)

2017年

パソコンに内蔵のHDD・SSDn=2216	17.0
パソコンに外付けされているHDD・SSDn=588	26.9
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASn=124	13.5
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリーn=575	24.9
CD-R/CD-RWn=745	12.0
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAMn=201	9.5
BD-R/BD-REn=65	10.2
オンラインストレージサービスn=122	24.5
音楽ロッカー・デジタルロッカーサービスn=42	5.4
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリーn=612	31.9
タブレット端末の内蔵メモリーn=184	40.5
携帯電話・PHSの内蔵メモリーn=122	22.7
スマートフォンの内蔵メモリーn=996	15.2
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリーn=84	6.7
MDn=116	14.9
DAT・DCCn=19	9.1
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSDn=281	15.1
その他n=10	4.8

2014年

パソコンに内蔵のHDD・SSDn=617	15.6
パソコンに外付けされているHDD・SSDn=113	21.8
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASn=22	11.0
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリーn=122	7.6
CD-R/CD-RWn=287	8.3
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAMn=43	7.3
BD-R/BD-REn=7	2.9
オンラインストレージサービスn=12	7.5
音楽ロッcker・デジタルロッckerサービスn=5	18.0
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリーn=273	13.7
タブレット端末の内蔵メモリーn=42	6.5
携帯電話・PHSの内蔵メモリーn=46	7.5
スマートフォンの内蔵メモリーn=191	12.0
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリーn=23	3.2
MDn=36	4.9
DAT・DCCn=1	3.0
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSDn=65	13.4
その他(具体的に)n=11	6.4

# 2次調査結果

- 機器・媒体・サービスは、①、②、③、④とも、「パソコンに内蔵のHDD・SSD」が最も多かった。
- 2014年時点と比較すると、2番目に多い回答は、「CD-R/CD-RW」から「スマートフォンの内蔵メモリー」となった。

**図表 あなたは、過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの機器・媒体・サービスに行いましたか？①新規に入手した音源と、②既に持っていた音源に分けてお答えください。(M)また、③最もよく使用した機器・媒体・サービスと、④次によく使用した機器・媒体・サービスをお答えください。(S)**

2017年

n=4001

	新① 音規過 ～楽に去 M音入1 ～源手年 ～し間 たに	手② 音既 源てに ～い自 Mた分 ～音で 楽入	体③ ・最 ～サ機 ～器よ ～ビ・ ス媒 用	体④ ・た ～サ機 ～器く ～ビ・ ス媒 用	
パソコンに内蔵のHDD・SSD	57.2%	55.4%	45.2%	14.2%	
パソコンに外付けされているHDD・SSD	14.9%	14.7%	6.5%	7.8%	
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS	3.5%	3.1%	0.7%	1.6%	
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー	14.7%	14.4%	5.0%	6.5%	
CD-R/CD-RW	20.0%	18.6%	8.7%	8.5%	
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAM	4.9%	5.0%	1.0%	1.6%	
BD-R/BD-RE	1.9%	1.6%	0.3%	0.4%	
オンラインストレージサービス	3.8%	3.0%	0.9%	1.2%	
音楽ロッカー・デジタルロッカーサービス	1.2%	1.0%	0.2%	0.3%	
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	14.8%	15.3%	6.9%	6.7%	
タブレット端末の内蔵メモリー	5.1%	4.6%	1.4%	1.9%	
携帯電話・PHSの内蔵メモリー	2.9%	3.0%	0.8%	1.3%	
スマートフォンの内蔵メモリー	26.1%	24.9%	16.3%	9.1%	
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	2.0%	2.1%	0.6%	0.6%	
MD	2.2%	2.9%	1.0%	0.6%	
DAT・DCC	0.5%	0.5%	0.1%	0.1%	
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSD	6.5%	7.0%	4.1%	2.3%	
その他	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	
特になし	11.9%	10.6%	0.0%	35.1%	

2014年

n=3095

	規① 音に過 ～手1 ～し年 ～間 ～音に 樂新	し② て既 いに ～た自 M音 ～分 ～樂 ～入 ～源 ～手
パソコンに内蔵のHDD・SSD	62.7%	62.4%
パソコンに外付けされているHDD・SSD	10.6%	12.1%
自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS	2.0%	2.7%
USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー	11.4%	13.0%
CD-R/CD-RW	27.8%	29.7%
DVD-R/DVD-RW/DVD-RAM	3.8%	4.9%
BD-R/BD-RE	1.0%	1.1%
オンラインストレージサービス	1.5%	1.6%
音楽ロッcker・デジタルロッckerサービス	0.4%	0.6%
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	23.1%	27.1%
タブレット端末の内蔵メモリー	4.1%	4.8%
携帯電話・PHSの内蔵メモリー	4.2%	5.0%
スマートフォンの内蔵メモリー	22.7%	19.5%
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	1.5%	2.6%
MD	3.0%	3.8%
DAT・DCC	0.2%	0.4%
カーオーディオ・カーナビ内の内蔵HDD・SSD	8.1%	6.7%
その他(具体的に)	1.5%	1.4%

## 2次調査結果

- 保存している機器・媒体については、多い順に「パソコンに内蔵のHDD・SSD」(55.9%)、「スマートフォンの内蔵メモリー」(42.2%)、「ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー」(33.7%)となった。
- 2014年時点と比較すると、「ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー」が減少(38.0%→33.7%)し「CD-R／RW（音楽用）」も減少している(31.0%→18.0%)。一方で、「スマートフォンの内蔵メモリー」が増加している(31.6%→42.2%)。

図表 あなたは、音楽データを、どのような機器・媒体に、入れていますか（保存していますか）。保存している機器・媒体をすべてお答えください。（M）

2017年

n=4001	ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	33.7%
	携帯電話・PHSの内蔵メモリー	5.5%
	スマートフォンの内蔵メモリー	42.2%
	タブレット端末の内蔵メモリー	7.9%
	ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	2.8%
	パソコンに内蔵のHDD・SSD	55.9%
	パソコンに外付けされているHDD・SSD	14.4%
	自宅内のネットワーク（LAN）上にあるファイルサーバー・NAS	2.7%
	USBメモリーやSDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなどのフラッシュメモリー	14.9%
	カーオーディオ・カーナビ内のHDD・SSD	9.8%
	オンラインストレージサービス・音楽ロッカー・デジタルロッカーサービス	2.7%
	その他の外部記憶メディア	0.1%
	CD-R/RW（音楽用）	18.0%
	CD-R/RW（データ記録用）	5.7%
	DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)	2.2%
	DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)	0.9%
	BD-R/RE(1層、約25GB)	1.2%
	BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)	0.5%
	BD-R XL(3層、約100GB)	0.2%
	MD	2.9%
	その他のメディア	0.2%

2014年

n=3095	ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリー	38.0%
	携帯電話・PHSの内蔵メモリー	6.5%
	スマートフォンの内蔵メモリー	31.6%
	タブレット端末の内蔵メモリー	6.3%
	ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリー	2.2%
	パソコンに内蔵のHDD・SSD	58.7%
	パソコンに外付けされているHDD・SSD	13.0%
	自宅内のネットワーク（LAN）上にあるファイルサーバー・NAS	2.0%
	USBメモリーやSDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなどのフラッシュメモリー	13.4%
	カーオーディオ・カーナビ内のHDD・SSD	9.0%
	オンラインストレージサービス・音楽ロッカー・デジタルロッカーサービス	1.5%
	その他の外部記憶メディア	0.4%
	CD-R/RW（音楽用）	31.0%
	CD-R/RW（データ記録用）	11.2%
	DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)	4.3%
	DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)	1.2%
	BD-R/RE(1層、約25GB)	1.2%
	BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)	0.4%
	BD-R XL(3層、約100GB)	0.1%
	MD	4.3%
	その他のメディア	0.5%

# 2次調査結果

- 保存している機器・媒体ごとの保存曲数は、多い順に「自宅内のネットワーク（LAN）上にあるファイルサーバー・NAS」(2,312曲)、「パソコンに外付けされているHDD・SSD」(1,875曲)となった。

**図表 機器・媒体・サービスには、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどのくらい保存していますか。同じ種類の機器・媒体が複数あり、それぞれに保存している場合は、機器・媒体の種類ごとに合算してお答えください。(NA)**

2017年

	平均曲数
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリーn=1350	652
携帯電話・PHSの内蔵メモリーn=222	95
スマートフォンの内蔵メモリーn=1688	236
タブレット端末の内蔵メモリーn=318	179
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリーn=112	52
パソコンに内蔵のHDD・SSDn=2236	782
パソコンに外付けされているHDD・SSDn=575	1,875
自宅内のネットワーク（LAN）上にあるファイルサーバー・NASn=107	2,312
USBメモリーやSDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなどのフラッシュメモリーn=596	372
カーオーディオ・カーナビ内のHDD・SSDn=393	345
オンラインストレージサービス・音楽ロッカー・デジタルロックサービスn=110	758
その他の外部記憶メディアn=6	705
CD-R/RW(音楽用)n=722	379
CD-R/RW(データ記録用)n=228	593
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)n=90	134
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)n=38	631
BD-R/RE(1層、約25GB)n=48	364
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)n=21	130
BD-R XL(3層、約100GB)n=8	12
MDn=115	247
その他のメディアn=7	232

2014年

	平均曲数
ポータブルオーディオプレイヤーの内蔵メモリーn=1142	778
携帯電話・PHSの内蔵メモリーn=195	97
スマートフォンの内蔵メモリーn=943	309
タブレット端末の内蔵メモリーn=182	335
ICレコーダー・リニアPCMレコーダーの内蔵メモリーn=61	94
パソコンに内蔵のHDD・SSDn=1759	1,018
パソコンに外付けされているHDD・SSDn=382	2,258
自宅内のネットワーク（LAN）上にあるファイルサーバー・NASn=54	2,399
USBメモリーやSDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなどのフラッシュメモリーn=394	297
カーオーディオ・カーナビ内のHDD・SSDn=259	396
オンラインストレージサービス・音楽ロッカー・デジタルロックサービスn=40	1,168
その他の外部記憶メディアn=11	1,218
CD-R/RW(音楽用)n=926	392
CD-R/RW(データ記録用)n=326	540
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)n=119	840
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)n=26	619
BD-R/RE(1層、約25GB)n=30	397
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)n=10	532
BD-R XL(3層、約100GB)n=1	1
MDn=129	446
その他のメディアn=11	823

※2014年調査の結果は、回答内容が不適切であったサンプルの結果は含めていない。(2014年の報告書と同様の対応)

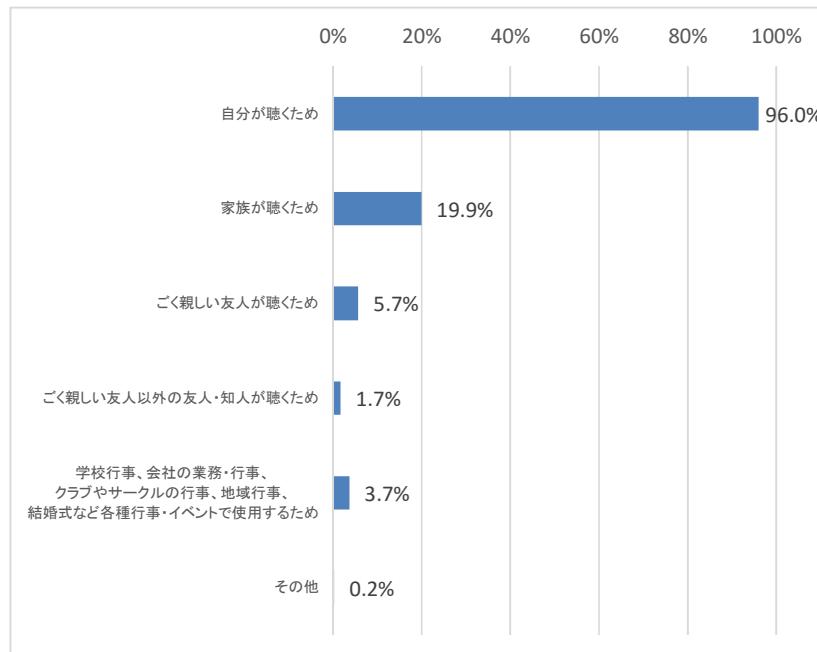
# 2次調査結果

- 誰のため、何のために入手したかでは、多い順に「自分が聴くため」(96.0%)、「家族が聴くため」(19.9%)、「ごく親しい友人が聴くため」(5.7%)であった。
- 2014年時点と比較すると、傾向に大きな違いは見られない。

図表 過去1年間に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データは、誰のため、何のためのものでしたか。(M)

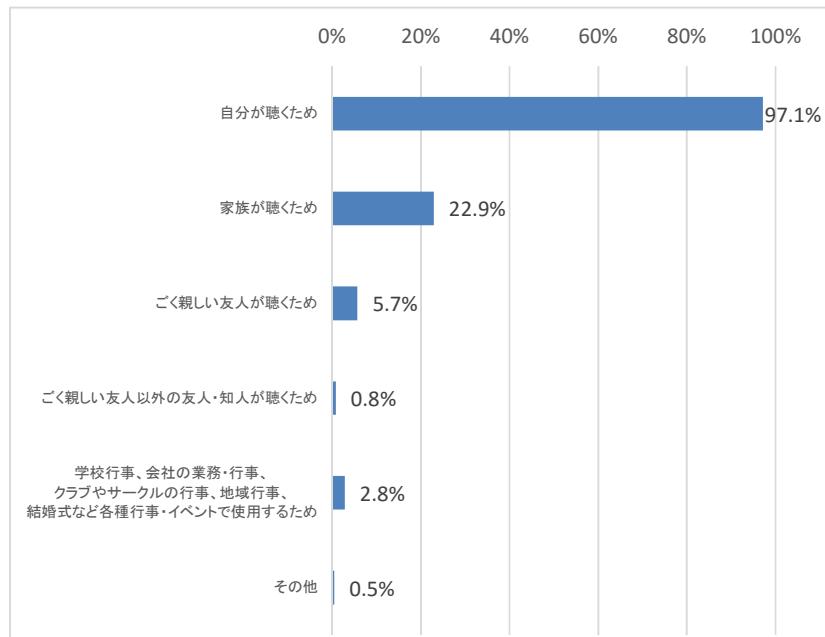
2017年

n=4001



2014年

n=3095



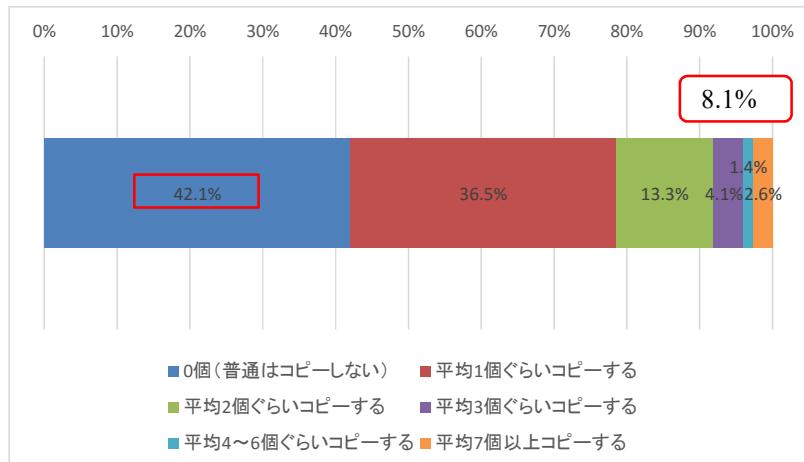
## 2次調査結果

- 1曲の音楽データのコピー数では、多い順に「0個（普通はコピーしない）」(42.1%)、「平均1個ぐらいコピーする」(36.5%)、「平均2個ぐらいコピーする」(13.3%)となった。
- 2014年時点と比較すると、「0個（普通はコピーしない）」が増加し(28.9%→42.1%)、「平均3個以上コピーする」割合が減少している(20.7%→8.1%)。

**図表 あなたは、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1曲の音楽データを、普通、何個ぐらいコピーしていますか。(S)**

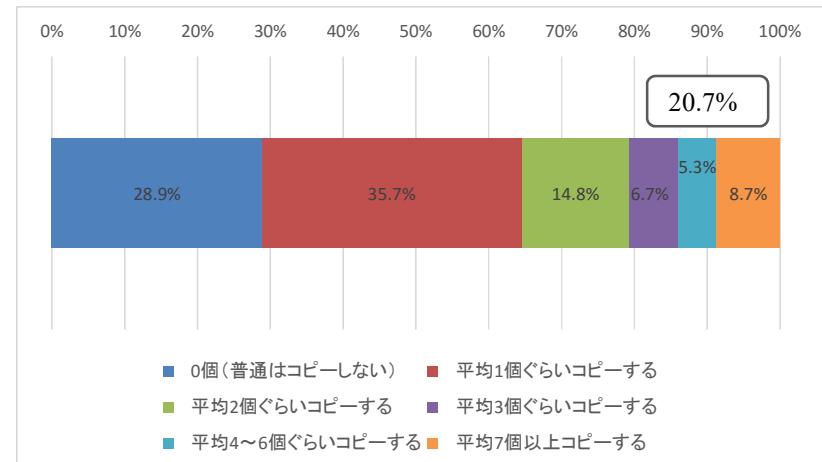
2017年

n=3842



2014年

n=3095



## 2次調査結果

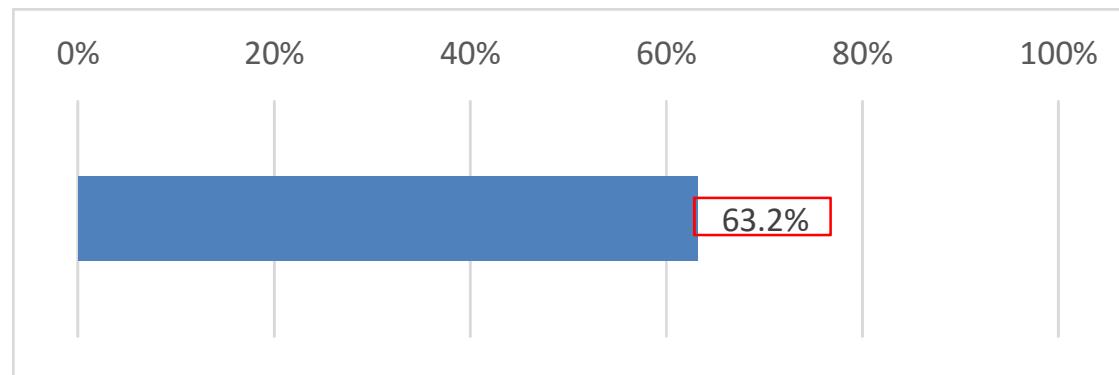
様々な機器や環境で  
聴くために保存する割合

- 自分が同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために録音等を行う割合は、平均で63.2%となった。

図表 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-Rやパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。(NA)

2017年

n=4001



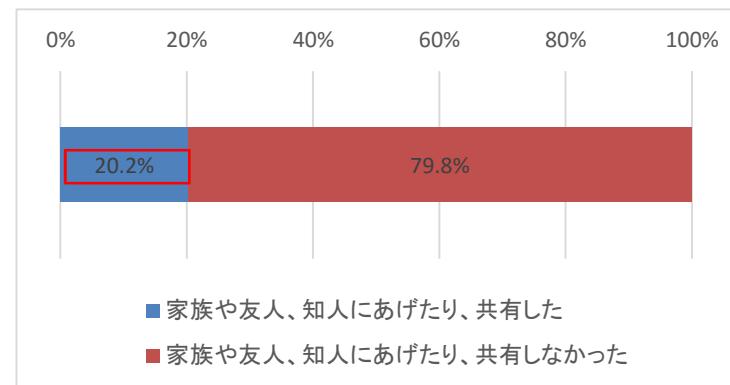
# 2次調査結果

- 2014年時点と比較すると、「家族や友人、知人にあげたり、共有した」はやや減少している(23.3%→20.2%)。

図表 あなたは、過去1年間に、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(S)

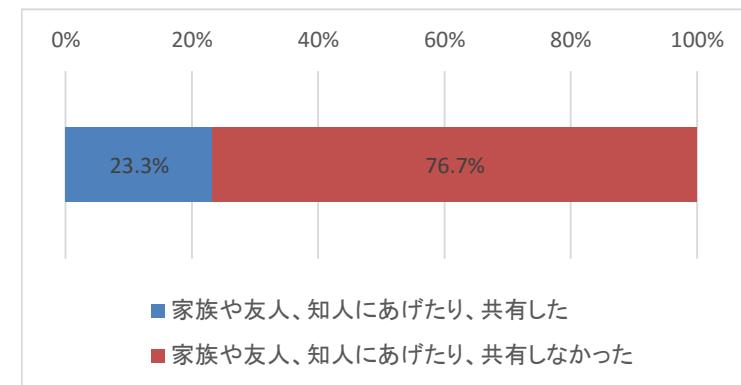
2017年

n=4001



2014年

n=3095



## 2次調査結果

複製データの共有状況  
(データをあげた・共有した人数)

- 音楽の共有先は、「家族」、「ごく親しい友人」、「ごく親しい友人以外の友人・知人」の順に少なくなる結果となった。
- 2014年時点と比較すると、0人と回答した割合が、「家族」(24.3%→16.5%)、「ごく親しい友人」(49.9%→41.8%)、「ごく親しい友人以外の友人・知人」(81.7%→69.7%)と全ての項目で減っており、音楽を共有した人の中では、音楽を共有する人数が増えていることが分かる。

図表 前頁で「あげたり共有する」と答えた方にお伺いします。あなたは、過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、何人くらいの人にあげたり共有したりしましたか。あげたり共有したりした相手別に、1回あたりに「データをあげた・共有した」平均的な人数をお答えください。(S)

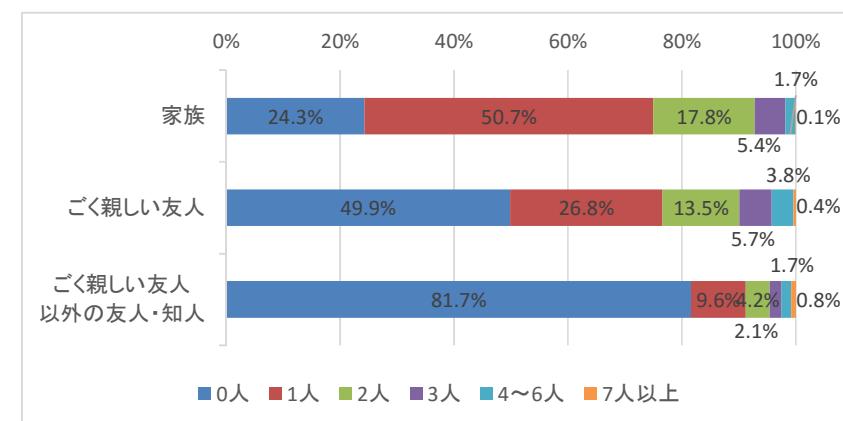
2017年

n=808



2014年

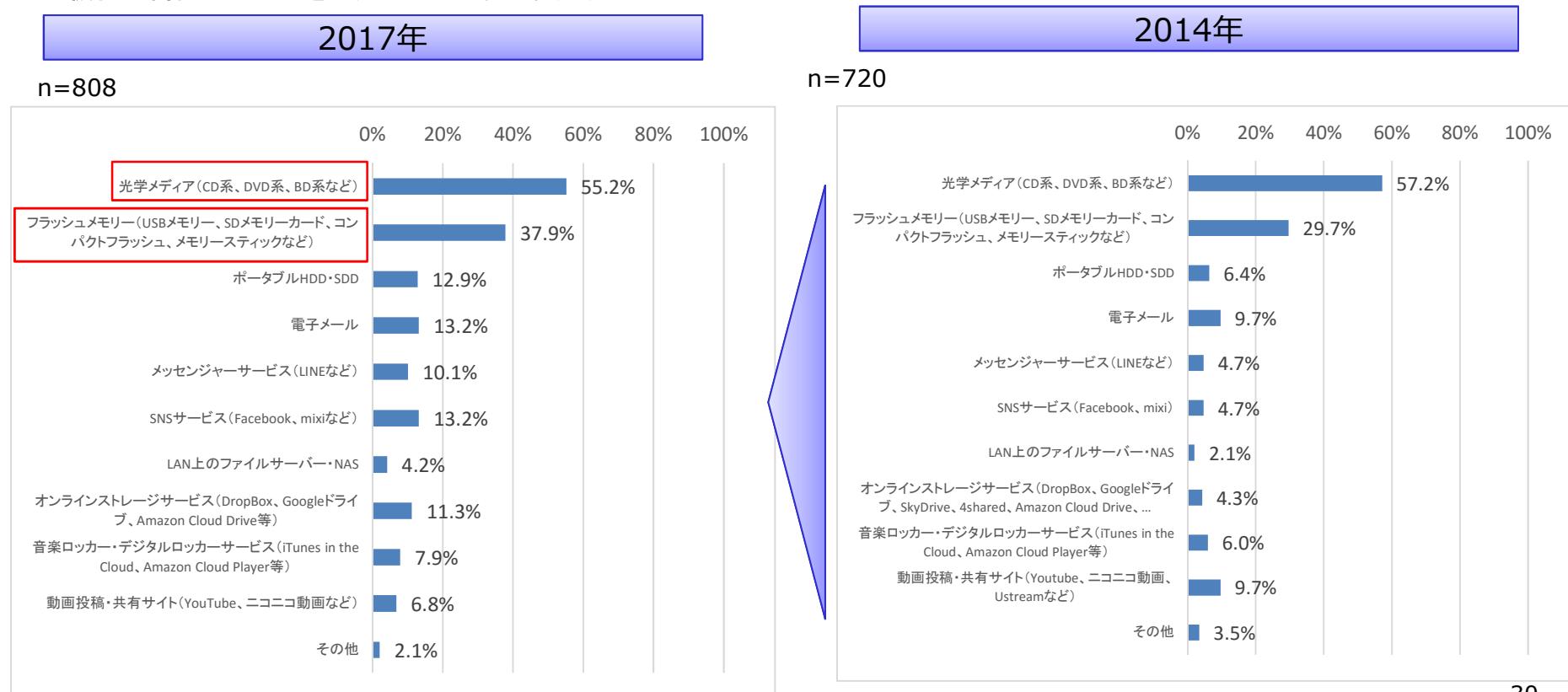
n=720



## 2次調査結果

- 共有に利用する媒体は、多い順に、「光学メディア（CD系、DVD系、BD系など）」（55.2%）、「フラッシュメモリー（USBメモリー、SDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど）」（37.9%）となった。
- 2014年時点と比較すると、最も多くの回答と2番目に多い回答の順には変化がない。それ以外については、「動画投稿・共有サイト」と「その他」を除き利用者が増加しており、多様な機器・媒体・サービスを利用して共有していることが分かる。

図表 あなたは、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを家族や友人にあげたり共有したりするために、どのような機器・媒体・サービスを利用していますか。（M）



# 2次調査結果

- 購入した媒体は、多い順に「過去1年間に、上記のメディア（記録媒体）は、購入していない」(53.3%)、「CD-R/RW（音楽用）」(23.7%)、「USBメモリー」(11.6%)となった。
- 2014年時点と比較すると、大きな違いはない。

**図表 あなたは、過去1年間に、音楽データを記録するために、以下のような媒体を購入しましたか。過去1年間に、購入した媒体をお答えください。(M)**

2017年

n=4001

CD-R/RW(音楽用)	23.7%
CD-R/RW(データ記録用)	7.5%
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)	4.1%
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)	1.7%
BD-R/RE(1層、約25GB)	1.9%
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)	1.1%
BD-R XL(3層、約100GB)	0.5%
MD	1.6%
その他のメディア	0.0%
USBメモリー	11.6%
SDメモリーカード	10.4%
その他のフラッシュメモリー(コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど)	1.2%
外付け用HDD・SSD	5.4%
内蔵の増設用HDD・SSD	3.5%
ファイルサーバー・NAS	0.9%
オンラインストレージサービス・音楽ロッカーサービス	2.4%
その他の外部記憶メディア	0.0%
過去1年間に、上記のメディア(記録媒体)は、購入していない	53.3%

2014年

n=3095

CD-R/RW(音楽用)	26.7%
CD-R/RW(データ記録用)	10.1%
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)	4.3%
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)	1.0%
BD-R/RE(1層、約25GB)	1.6%
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)	0.5%
BD-R XL(3層、約100GB)	0.1%
MD	2.0%
その他のメディア(具体的に【 】)	0.1%
USBメモリー	11.6%
SDメモリーカード	10.1%
その他のフラッシュメモリー(コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど)	1.0%
外付け用HDD・SSD	5.2%
内蔵の増設用HDD・SSD	2.5%
ファイルサーバー・NAS	0.4%
オンラインストレージサービス・音楽ロッカーサービス	0.8%
その他の外部記憶メディア	0.1%
過去1年間に、上記のメディア(記録媒体)は、購入していない	53.3%

## 2次調査結果

- 「CD-R／RW（音楽用）」に着目すると、過去1年間では「5～9」枚購入したとの回答が最も多く(21.8%)、次いで「10～19」枚(17.2%)となった。
- 2014年時点では最も多い回答が「10～19」枚(28.1%)となっており、「CD-R／RW（音楽用）」の購入枚数は減少していると言える。

図表 あなたは、過去1年間に、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを保存するために、どの媒体を、どれくらい(枚・個)購入しましたか。(S)

2017年

	1	2	3	4	5～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50以上
CD-R/RW(音楽用)n=947	15.9%	10.6%	11.0%	5.3%	21.8%	17.2%	7.4%	3.2%	1.0%	6.8%
CD-R/RW(データ記録用)n=300	16.0%	13.3%	9.3%	6.7%	18.3%	14.7%	5.3%	2.7%	1.0%	12.7%
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)n=166	12.0%	14.5%	9.6%	8.4%	14.5%	19.3%	5.4%	3.6%	1.2%	11.4%
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)n=67	19.4%	11.9%	14.9%	9.0%	13.4%	17.9%	7.5%	0.0%	0.0%	6.0%
BD-R/RE(1層、約25GB)n=77	13.0%	14.3%	9.1%	13.0%	13.0%	13.0%	9.1%	6.5%	0.0%	9.1%
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)n=44	15.9%	9.1%	15.9%	9.1%	15.9%	15.9%	9.1%	6.8%	0.0%	2.3%
BD-R XL(3層、約100GB)n=20	10.0%	15.0%	15.0%	0.0%	25.0%	15.0%	10.0%	5.0%	5.0%	0.0%
MDn=64	15.6%	9.4%	14.1%	9.4%	17.2%	23.4%	0.0%	7.8%	0.0%	3.1%
その他のメディアn=0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
USBメモリーn=463	44.3%	23.3%	11.7%	3.2%	7.8%	3.9%	1.5%	2.6%	0.0%	1.7%
SDメモリーカードn=418	43.3%	21.5%	13.6%	4.5%	7.9%	4.1%	1.2%	1.0%	0.7%	2.2%
その他フツフツメモリー(コフハフトフラッシュ、メモリースティックなど)n=49	41.7%	12.5%	12.5%	8.3%	0.0%	10.4%	8.3%	2.1%	0.0%	4.2%

2014年

	1	2	3	4	5～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50以上
CD-R/RW(音楽用)n=827	8.9%	5.7%	7.0%	3.6%	17.7%	28.1%	10.4%	5.2%	1.3%	12.1%
CD-R/RW(データ記録用)n=312	8.0%	6.1%	7.7%	4.2%	9.3%	22.8%	9.9%	7.1%	1.0%	24.0%
DVD-R/+R/-RW/+RW/RAM(1層、片面、約4.7GB)n=132	8.3%	6.8%	6.1%	5.3%	15.9%	22.7%	7.6%	5.3%	4.5%	17.4%
DVD-R DL/+R DL/RAM(2層、両面、約8.5GB)n=32	9.4%	6.3%	18.8%	3.1%	18.8%	18.8%	9.4%	6.3%	0.0%	9.4%
BD-R/RE(1層、約25GB)n=49	10.2%	16.3%	4.1%	4.1%	14.3%	20.4%	10.2%	4.1%	2.0%	14.3%
BD-R DL/-RE DL(2層、約50GB)n=16	12.5%	12.5%	6.3%	0.0%	31.3%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%
BD-R XL(3層、約100GB)n=4	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
MDn=62	25.8%	4.8%	8.1%	6.5%	21.0%	16.1%	4.8%	3.2%	1.6%	8.1%
その他のメディアn=2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

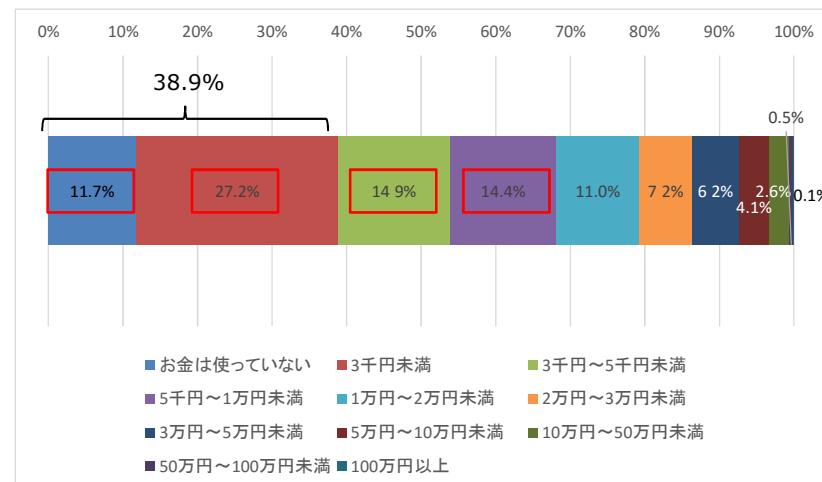
## 2次調査結果

- 音楽関連に使った金額は、多い順に「3千円未満」(27.2%)、「3千円～5千円未満」(14.9%)、「5千円～1万円未満」(14.4%)となつた。
- 2014年時点と比較すると、「お金は使っていない」と「3千円未満」の合計が増加している(30.3%→38.9%)。

図表 あなたは、過去1年間に音楽に関連して、いくらぐらいの金額を使いましたか。例)音楽CDの購入、CDのレンタル代、配信楽曲の購入、有料の音楽番組(CS放送など)の視聴料、ライブ・コンサートのチケット代や関連商品・グッズ代、音楽関係の書籍・雑誌の購入、カラオケ代など。(S)

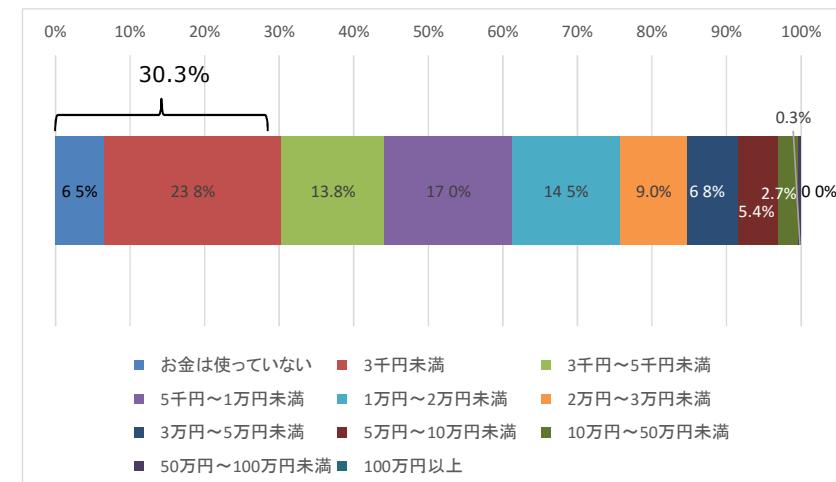
2017年

n=4001



2014年

n=3095



# 2次調査結果

- CDを購入した回答者の中では、全ての品目で、「1~2枚」の回答者が最も多く、「新品のCDアルバム（輸入盤を含む）」(32.1%)、「新品のCDシングル（輸入盤を含む）」(16.7%)、「中古CDアルバム」(12.9%)、「中古CDシングル」(8.7%)となった。
- 2014年時点と比較すると、すべてのジャンルで「過去半年間では購入していない」が減少している。

図表 あなたは、過去半年間に市販のCDを購入したことがありますか。ある場合は、何枚程度購入しましたか。(S)

2017年

n=4001

	新品のCDア ルバム(輸入 盤を含む)	新品のCDシ ングル(輸入 盤を含む)	中古CDアル バム	中古CDシ ングル
1~2枚	32.1%	16.7%	12.9%	8.7%
3~5枚	12.2%	7.0%	6.9%	3.1%
6~9枚	3.2%	2.2%	2.2%	1.0%
10~19枚	2.7%	1.9%	1.8%	1.3%
20~29枚	0.8%	0.4%	0.7%	0.5%
30~49枚	0.5%	0.3%	0.5%	0.3%
50~69枚	0.3%	0.2%	0.4%	0.1%
70~99枚	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
100~149枚	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
150~199枚	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
200~299枚	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
300~399枚	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
400~499枚	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
500枚以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
過去半年間では購入していない	47.6%	70.7%	74.3%	84.5%

2014年

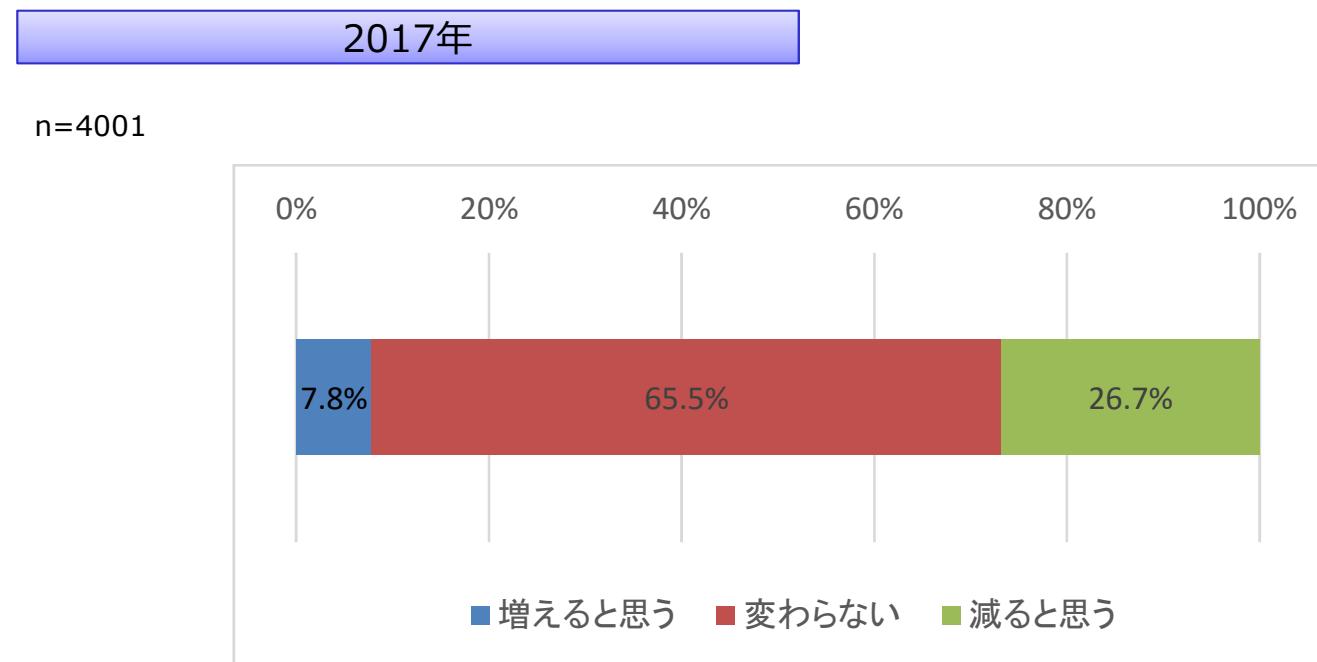
n=3095

	新品のCDア ルバム(輸入 盤を含む)	新品のCDシ ングル(輸入 盤を含む)	中古CDアル バム	中古CDシ ングル
1~2枚	26.3%	12.2%	8.5%	3.9%
3~5枚	11.9%	5.6%	4.9%	2.8%
6~9枚	3.6%	2.2%	2.1%	0.9%
10~19枚	2.3%	1.3%	1.6%	0.6%
20~29枚	0.7%	0.5%	0.5%	0.1%
30~49枚	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%
50~69枚	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
70~99枚	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
100~149枚	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
150~199枚	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
200~299枚	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
300~399枚	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
400~499枚	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
500枚以上	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
過去半年間では購入していない	54.2%	77.7%	81.5%	91.1%

## 2次調査結果

- 将来購入するCDは、「変わらない」(65.5%)、「減ると思う」(26.7%)、「増えると思う」(7.8%)であった。

図表 今から2~3年後の将来において、あなたが購入するCDは、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(S)



## 2次調査結果

- CDのレンタルでは、「新品のCDアルバム（輸入盤を含む）」(15.6%)、「新品のCDシングル（輸入盤を含む）」(10.7%)、ともに「1～2枚」が多かった。
- 2014年時点と比較すると、「新品のCDアルバム（輸入盤を含む）」では「過去半年間ではレンタルCDは利用しなかった」が増加している(50.0%→56.1%)。

図表 あなたは、過去半年間にレンタルショップからCDを借りたことがありますか。ある場合は、何枚程度借りましたか。(S)

2017年

n=4001

	新品のCDア ルバム(輸入 盤を含む)	新品のCDシ ングル(輸入 盤を含む)
1～2枚	15.6%	10.7%
3～5枚	11.9%	5.9%
6～9枚	4.8%	2.7%
10～19枚	6.0%	2.9%
20～29枚	2.6%	1.0%
30～49枚	1.4%	0.7%
50～69枚	0.7%	0.3%
70～99枚	0.3%	0.1%
100～149枚	0.2%	0.2%
150～199枚	0.1%	0.0%
200～299枚	0.0%	0.0%
300～399枚	0.1%	0.0%
400～499枚	0.0%	0.1%
500枚以上	0.0%	0.1%
過去半年間ではレンタルCDは利用し なかつた	56.1%	75.1%

2014年

n=3095

	新品のCDア ルバム(輸入 盤を含む)	新品のCDシ ングル(輸入 盤を含む)
1～2枚	13.8%	8.2%
3～5枚	13.5%	6.2%
6～9枚	7.6%	3.2%
10～19枚	9.3%	3.2%
20～29枚	3.2%	1.6%
30～49枚	1.2%	0.7%
50～69枚	0.8%	0.5%
70～99枚	0.2%	0.1%
100～149枚	0.2%	0.2%
150～199枚	0.0%	0.0%
200～299枚	0.0%	0.1%
300～399枚	0.0%	0.0%
400～499枚	0.0%	0.0%
500枚以上	0.0%	0.1%
過去半年間ではレンタルCDは利用し なかつた	50.0%	76.1%

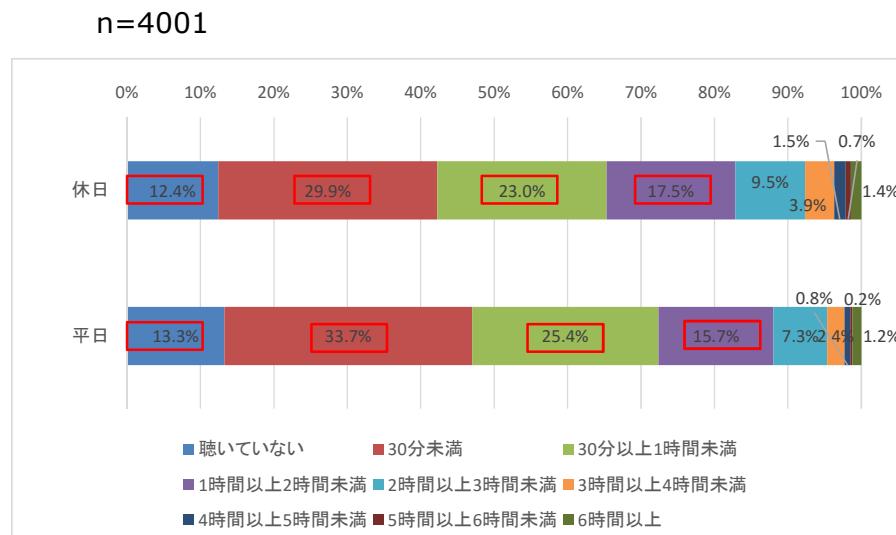
36

## 2次調査結果

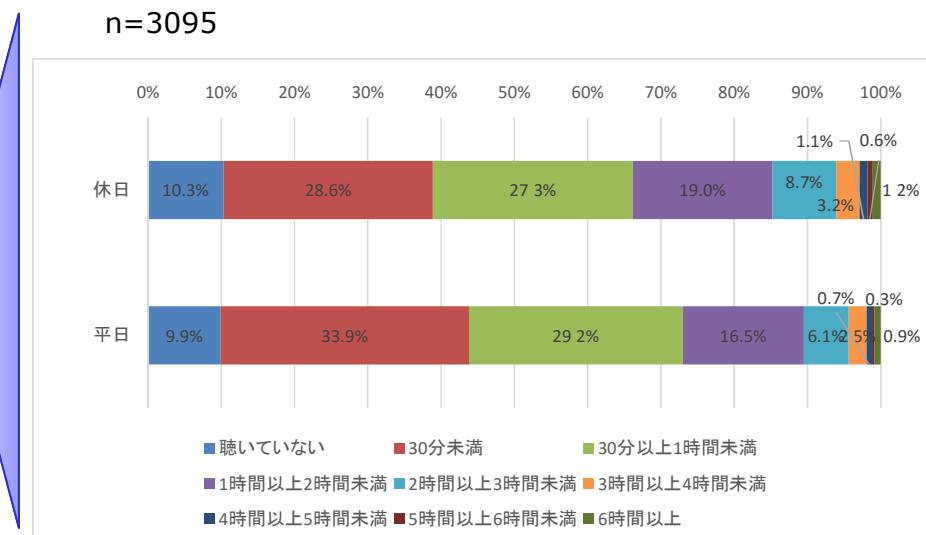
- 音楽を聴く時間は、休日、平日とも多い順に「30分未満」(29.9%、33.7%)、「30分以上1時間未満」(23.0%、25.4%)、「1時間以上2時間未満」(17.5%、15.7%)となった。
- 2014年時点と比較すると、休日、平日とも「聴いていない」が (10.3%→12.4%)、(9.9%→13.3%)と増加している。

図表 あなたは、普段、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データをどれくらい聴いていますか(テレビやラジオの生放送やネットのストリーミング配信で音楽を聴く場合は除きます)。平日と休日に分けて、平均的な1日あたりの聴いている(利用)時間をお答えください。(S)

2017年



2014年



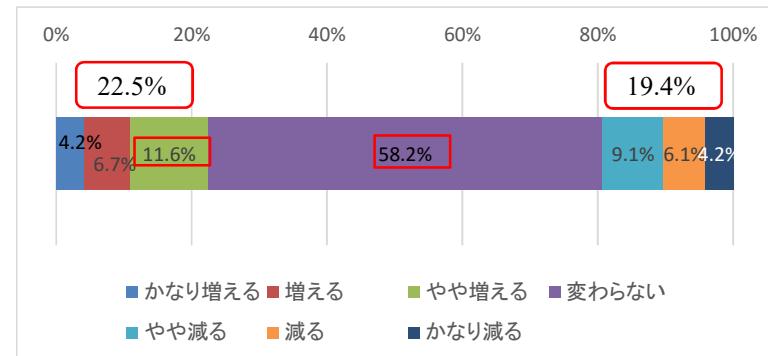
## 2次調査結果

- 曲数は、回答の多い順に、「変わらない」(58.2%)、「やや増える」(11.6%)となった。
- 2014年時点と比較すると、「変わらない」が増加し (52.1%→58.2%)、「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計が減少 (25.3%→22.5%)、「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少 (22.5%→19.4%) する結果となった。

図表 今から2~3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(S)

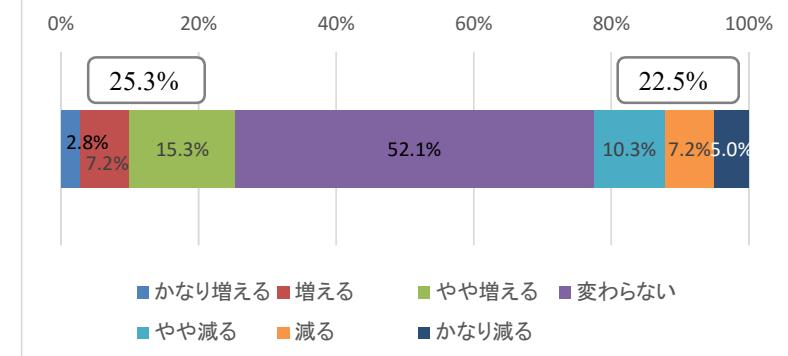
2017年

n=4001



2014年

n=3095



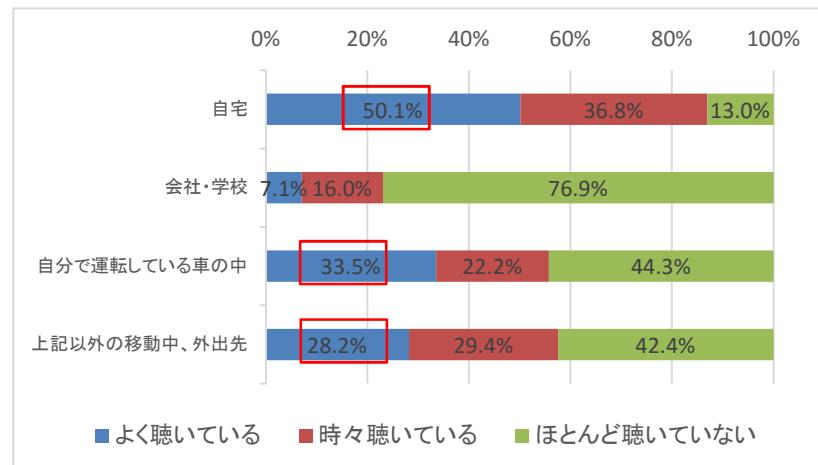
## 2次調査結果

- 音楽をよく聴く場所は、多い順に、「自宅」(50.1%)、「自分で運転している車の中」(33.5%)、「上記以外の移動中、外出先」(28.2%)となった。
- 2014年時点と比較すると、「自宅」が増加した(41.3%→50.1%)。

図表 あなたは、普段、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、どのような場所でどれくらい聴いていますか(テレビやラジオの生放送やネットのストリーミング配信で音楽を聴く場合は除きます)。(S)

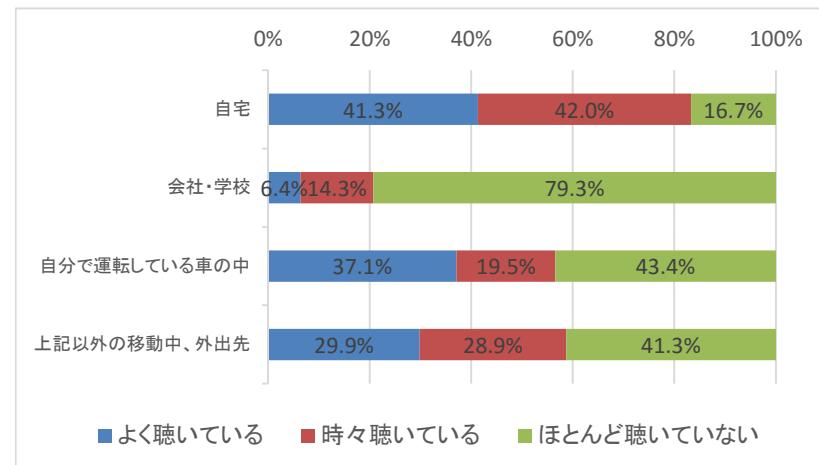
2017年

n=3771



2014年

n=2988



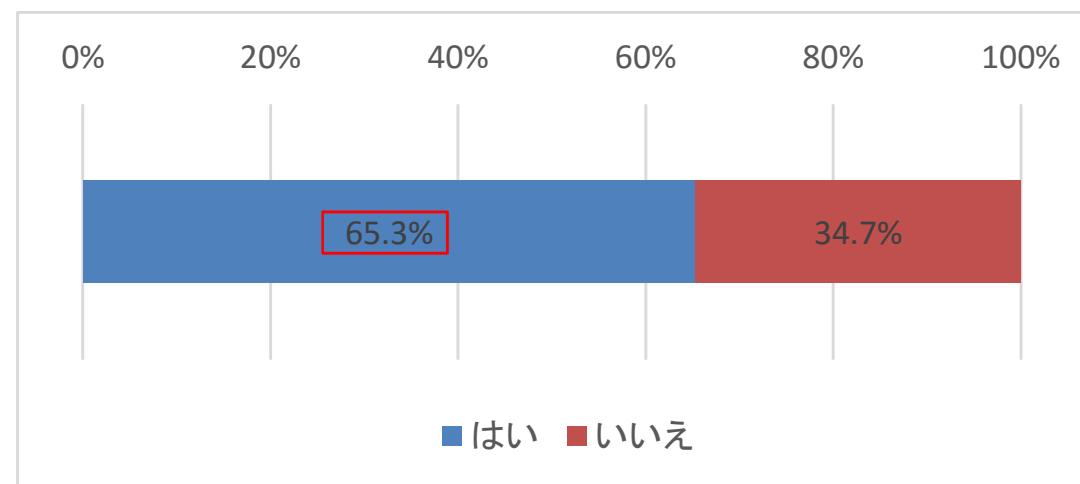
## 2次調査結果

- 「補償金」については65.3%が支払いが必要なことであると回答。

図表 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。(S)

2017年

n=4001



## 2次調査結果

- 補償金の支払い方式は、「大変好ましい」と「どちらかといえば好ましい」との回答を合算すると、「録音、コピー、ダウンロード、アップロードに使う機器や媒体の価格に含めてお金を支払う仕組み」、「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」を好ましく思う回答者が半数以上となった。

図表 前頁で「はい」と答えた方にお伺いします。あなたにとって、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいですか。以下に挙げる仕組みそれぞれについて、あなたのお考えに近い選択肢をお選びください。(S)

